

価格の改定があった。一九五五年、一九六九年、一九八四年である。一九五五年見積り価格が一九六九年の一月一日まで用いられ、一九六九年の見積り価格が一九八四年まで用いられ、一九八四年の見積り価格がそれ以後用いられてきた。カントロヴィチによれば、それがその期間における生産要素の価格変化の全てが見積り価格の改定に反映したわけではない。例えば一九六九年の見積り価格は一九六〇年以後の七時間労働の導入と新しい賃金率の導入による建設の労働費用を、いくつかの原料と部品の卸売価格の変化を、トラック輸送料金を反映していない。一九八四年の見積り価格は一九六八一九年に起った幾人かの労働者の二五%の賃金の上昇、いくつかの原料の卸売価格の下落、多くの原料と燃料価格の激しい上昇、銀行信用に関する利子率の上昇を反映していない(7)。

見積り価格ではなく現行価格が用いられるのは次のケースである。  
(1) 設置を要求しない設備の投資(置き換え、ストックの拡張)のための機械)  
(2) 新しい機械製品と注文機械製品  
(3) 資本主義国から輸入した多くのタイプの設備、社会主義国から輸入した機械で、注文製品とソ連に類似品のない製品は輸入費用で価格付けられる。

ソ連における資本投資は対比価格で示される。対比価格はある基準年次の見積り価格で計算されたものである。すなわち投資データが見積り価格指数によってある年の見積り価格に変換される直接指標が存在する。この指標は投資係数あるいは移行係数として知られている。見積り価格指数は現実価格における投資量を基準年次の見

積り価格における同じ量で割ることで計算される。これらの指數は投資のその要素——すなわち建設と機械設置労働、設置を必要とする設備、設置を必要としない設備、デザインと調査労働——に対し別々に集められる。

あるプロジェクトの見積り費用はその完成期間まで原則的には変わらないが、二年以上の建設期間を持つプロジェクトの場合変り得る。こうして見積り価格に基づく対比価格で評価された投資額は、次の三つの理由で過大に評価される。第一に前述のように、基準見積り価格が長期間使用される。そしてその間に原料費、賃金率、卸売価格等の変化によって、見積り費用が変化する。見積り価格指数はこの見積り費用に基づく現行価格を基準見積り価格で割ることで得られるので、過大に評価されることになる。

第二に基準見積り価格の改定に際し、新しい見積り価格がそれ以前の期間における価格の上昇を必ずしも反映していない。したがって新しい見積り価格は過小に評価され、これが見積り価格指数の計算の分子となるのだから、見積り価格指数は過大に評価される。

第三に新製品、注文製品、輸入品はかなり割高な現行価格で評価される。従って見積り価格指数は過大に評価される(8)。

### III 需要インフレーション

さて次に見積り価格に基づく投資財のインフレーションの原因を考えよう。表2はアラツマンによるものである。

社会主義社会は一般的に不足の経済である。企業の最も重要な課題は計画の達成であるので、企業はできるだけ原材料、労働を貯め

込もうとする。従って原材料、労働に対する一種の超過需要がたえず存在する(9)。ソ連の工業労働者の賃金率は基本的に二つの部分からなる。第一の部分は賃金表と賃金率からなる基本賃金である。

第二の部分は実績に応じて支払われるインセンティブ支払である。当局の労働分配政策によって、例えばある工業に労働を多く配分したいと思えば、その工業の賃金率を高める。又労働者は計画の超過達成によって、ボーナスを得る。

一九七二年において、工業労働者の平均賃金は一四〇・一ルーブルで、基本賃金が八一・七五ルーブル(五八・三五%)、ボーナスとノルマ超過達成プレミアムを含むインセンティブ支払が四四・六二ルーブル(三一・八五%)で、地域特殊労働格差による補足が一三・七三ルーブル(九・八%)であつた。

労働者は計画の超過達成により、

賃金を引き上げることができる(10)。

表2によれば、投資のインフレーションは主にコストプラスニュインフレーションであるよう見える。一九七一—七五年においては計画—調査労働の価格の上昇がかなりのものであり、建設—組立労働(CMP)価格の引き上げは一九七一—八七年にかけて一貫して行われた。

しかしソ連における投資のインフレーションの原因是コスト側の要因よりもむしろ需要側の要因に求められる。前述のように、ソ連においては原材料、労働に関する超過需要が一般的である。この需要に購買力が伴わなければ、実需にならず、単なる潜在的な超過需要に過ぎない。社会主義社会の温情主義は、赤字企業の損失補填だけでなく、企業の予算制約をソフトにして、労働者の賃金上昇を認めることで、必要な資金は貨幣の増発で賄うわけである。また投資の増加率は一九七一—七五年の六・七%、一九七六年—八〇年の三・七%、一九八一—八五年の三・七%、一九八六年—九〇年の五・六%であり、一時的に減少があったが、一貫してかなり高い伸びを示してきた。

こうして温情主義と投資政策は、かなり高い有効需要を実現させ、原材料価格と賃金の上昇を可能にし、低い生産量の伸びに伴い一般的な物価上昇を引き起こしたわけである。

表2 ループル投資のインフレーションの年平均成長テンポ

	1971—75	1976—80	1981—85	1986—88	1971—87
投資のインフレーション: 全体	2.7	2.6	5.8/2.9	3.4	3.7/2.8
内訳:					
設備獲得の資本投資	5.2	3.7	3.5	5	4.5
CMP	1.1	1.9	0.8/1.2	1.2	2.8/1.2
計画調査労働	4.7	1.8	0	7	2.8

(出所) ФАЛЬЦМАН, "Инфляция инвестиционного рубля," ВОПРОСЫ ЭКОНОМИКИ, № 8, 1990, С. 57.

(1) 『経済と生活』No. 30, 1991.  
(2) 『朝日新聞』一九九一年七月七日。  
(3) 『モスクワニュース』No. 20, 1990.

(4) Chon, S. H., "Response to Alec Nove, "A Note on Growth,

Investment and Price Indexes," "Soviet Studies," XXXIII no. 2, 1981, pp. 296-9. Nove, A., "A Note on Growth, Investment and Price Indexes" "Soviet Studies," XXXIII no. 1, 1981, pp. 142-5.

Bergson, A., "On Soviet Real Investment Growth," "Soviet Studies," XXXIX no. 3, 1987, pp. 406-24. Hanson, P., "A Reply to Bergson," "Soviet Studies," XXXIX no. 3, 1987, pp. 425-30.

(5) Фальцма Н. В., "Инфляция Инвестиционного Рубля," "Вопросы Экономики," 1990, No. 8, С. 57.

(6) 本館が訳した「ソビエトの経済」 Kontorovich, V., "Inflation in The Soviet Investment and Capital Stock," "Soviet Studies," XLI, no. 2, 1989, pp. 318-329.

(7) Kantorovich, V., op. cit. p. 320.

(8) 新製品、注文製品、資本主義諸国からの輸入製品はソ連によつてかなり割高である。特に新製品と当層に譲るべきれば、11年間は割増し加算が認められるべきがやむを得ぬ。

(9) ヤハ・カミリョウキは社会主義社会の超過需要が資本主義社会の超過需要と違い、通常のマクロモデルでは分析できないと主張している。ヤハ・カミリョウキ、福田亘、家本博一、永合位行訳『ソ連型経済はなぜ破綻したか』多賀出版、一九九一年。

- (10) Mcanley, A., *Economic Welfare in The Soviet Union*, The University of Wisconsin Press, 1979, p. 248.

## 廉売の規制・独禁法と競争政策

### 序

価格競争は、競争政策の重要な要素である。にもかかわらず独禁法が、廉売を規制する根拠はどこにあるのだろうか。本報告の目的は、それを探ることにある。

#### 一 不当廉売とは何か

わが国の独禁法は、次の行為を禁止している。すなわち「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく回る対価で継続して供給し、その他不正に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある」と「(不公正な取引方法の一般指定)」であり、これは、不当廉売とよばれる。

不当廉売を禁止する趣旨は、「巨大な資力を有する事業者が一定期間採算を度外視する圧倒的な廉価で、自己の商品を販売し、あるいは、ある事業者が一の業種による利益を投入して他の業種につき優位に立とうとする場合、当該事業者としてはその全体の収支の上では損失はないとしても、この対抗を受ける他の競争事業者の被る

小川敏明

〈新潟中央短期大学〉

損害は甚大であり、公正な競争秩序が阻害される」(公正取引委員会

〔2〕, 110頁) と説明われている。

廉売の違法性を判断する場合には、次の三點を考慮しなければならない。第一に、事業者がその販売価格をどのように定めるかは自由であり、価格競争は独禁法の重要な要素の一である。従って独禁法は廉売それ自身を違法とするわけではない。第二に、独禁法はすべての既存の競争者を保護することを目的とするわけではないから、「本来競争力のある新規のましくは既存の競争者を排除し、または価格引き下げなどの正常な競争的行動に出ることを困難にする目的・効果を有する著しい廉売が行なわれる場合には、公正競争の阻害性を有する廉売」(根岸〔6〕, 一八五頁)であると考えられることがある。第三に、従つて価格がある水準を下回るからといって、ただちに不当廉売となるわけではなく、「廉売の意図・目的、廉売の程度、廉売の期間・反復継続性、廉売の対象となる商品・役務の特性および量、行為者の事業規模・市場における地位、廉売の影響を受けする事業者の数および事業規模・市場における地位などを総合的に考慮して、具体的な事件ごとに個別的に判断しなければならない」(根岸〔6〕, 一八四頁)ことである。

違法性をもつ典型的な行為類型は、原価割れ販売であると説明さ

れる。なぜ原価割れ販売を違法と考えるかについて、独禁法学者は次のように説明する。例えば、「事業者としての収支相償性から論理的導きだされるもの」(福岡<sup>1</sup>、一四八頁)とか、「企業の継続性の見地からは収支相償うことを要」(久保<sup>2</sup>、一三七頁)するとか、また「事業者による商品の販売は、原価に一定の利潤を付して行われるのが、資本制社会における事業者を前提とする以上当然であり、そこに、公正な競争の要素として、事業者の事業者性—企業性」が認められる」(正田<sup>3</sup>、三五三頁)と説明されている。

また、「その他不正に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある」場合は、「効率以外の点での競争者侵害の意図、効果が明白な場合、たとえ新規参入者や価格引下げ等の競争的行動に出ようとする特定の事業者を狙つて有力な事業者が市場価格を大幅に引き下げ、妨害行為に出る場合は、原価を上回る価格ないし原価を若干下回る価格の場合であっても、……不当廉売として、取り上げられることとなるであろう」(宮川<sup>4</sup>、一五六頁)と説明されている。

## 二 事例の紹介

ここでは、不当廉売に該当した事例を紹介する。

- (1) 中部読売新聞社事件  
被申立人中部読売新聞社(資本金五、〇〇〇万円)は、愛知、岐阜、三重の三県を販売地域として、昭和五〇年に一ヵ月一部当たり五〇〇円で日刊新聞を発行し、販売を開始した。

これに対して、東京高裁は不当廉売の判断基準を「単に市場価格

を下回るのではなく、その原価を下回る価格をいう」(公正取引委員会<sup>5</sup>、三〇四頁)とし、被申立人の報告した原価五〇〇円が、被申立人が読売新聞社との業務提携による援助を得ているという特殊的事情に起因して定められているものであつて、これを認めず原価を八一二円とした。また、市場価格は中日、朝日、毎日新聞が一、七〇〇円、地方紙の最低価格が一、〇〇〇円であった。従つて、東京高裁は本件を不当廉売であるとした。

本件における問題点は、二つある。第一は、被申立人と読売新聞社との関係をどうみなすかである。両社の間には株式の保有、役員の派遣、融資の関係はなかったが、被申立人は読売新聞社から業務提携と称して一方的に人的・物的援助を受けている。しかし、被申立人の社長は、読売新聞大阪本社の常務であった竹井博友氏であった。東京高裁は両社を別法人として扱つたが、同一の法人として扱うべきであるという学説もある(小原<sup>6</sup>、一二九一三三頁)。報告者は、両社を別法人として扱うべきであると考える。第二の問題は、被申立人の損益計算の処理が企業会計上妥当であったかどうかである。編集局費、工務費、広告収入、広告費、販売費のうち販売手数料及び販売経費についての東京高裁の修正には、企業会計上疑問が残る。

本件は、被申立人の行為が参入行動として妥当であること、競争者を排除し市場を独占する意図によって行なわれたものではないこと、新聞業の競争を促進する効果をもつという点から、東京高裁の考え方には疑問を感ずる箇所が多い。

- (2) マルエツ事件、ハローマート事件

これは、昭和五七年に松戸市において有力な二つのスーパーが牛乳を廉売した事件である。一方のスーパーは仕入価格一五五円及び一五八円、他方のスーパーは一五七円及び一六〇円の牛乳を、一本目は一〇〇円、二本目からは一五〇円で販売した。この商圈の牛乳専売店、食料品小売店等は仕入価格一八五円程度の牛乳を一九〇円から二三〇円程度で販売していた。これに対し公取委は、両スーパーの行なった廉売が、牛乳専売店等を競争上極めて不利な状況に置くものであり、更に本件と同様の牛乳の廉売が他の量販店等にも波及し易いこととも相俟つて、牛乳専売店等の事業活動を困難にするおそれがあるとして、両社の行為を不当廉売であるとした(公正取引委員会<sup>7</sup>、マルエツ事件については一六頁、ハローマート事件については二二頁)。

しかし、牛乳の製造・販売は雪印、明治、森永等の大手乳業会社が牛乳専売店によつて宅配させるルートと牛乳専売店による宅配ルートをもたない農協系の牛乳供給業者がスーパーに牛乳を供給するルートによつて行なわれていた。本件発生当時、牛乳販売の事業者は牛乳専売店からスーパーに転換しつつある時期であった(高橋<sup>8</sup>、三二一三六頁)。従つて、スーパーは牛乳専売店及び食料品小売店よりも牛乳を安く仕入れ、安く販売することができたのである。報告者は、スーパーによる廉売行為が、公正な競争を阻害したかどうかに疑問をもつ。

- (3) 富士通一円入札事件

この事件は不当廉売とされた事件ではないが、参考のために紹介する。広島市水道局は、平成元年十月に地図情報システムの基本設

計の入札を行なつたが、富士通が一円で落札した。今回の入札には八社が応札し、広島市は予想価格を一、一〇〇万円と設定していたが、三社が三五万円から五〇万円の入札価格を設定し、このうち一社は後に機器納入を期待できない測量会社であった。これに対して公取委は、ソフト専業メーカーが市場から締め出されるのみならず、ひいては顧客、消費者の利益を損なうことになるとして不当廉売の疑いがあるとして調査したが、計画や基本計画の部分だけを分離して入札にかけるというケースが、まだ一般的ではなく市場として成熟していないという理由で、今回の入札を不当廉売に該当しないとした。

富士通は、これまで千葉県立図書館、和歌山県庁、長野県立図書館のコンピューターシステムの導入においてソフトを落札しているが、その価格はそれぞれ一〇万円、一円、一円であった。また、日本電気も三つの入札においてまったく同じ価格で入札していた。このような事件が起きた背景には、コンピュータ・メーカーがソフトを落札したならば、ハードの落札を取り損うケースはほとんどないため、ソフトの入札価格は零でもよいという状況があったのである。今回の行為は、企業としては合理的な行為であり、むしろ入札方法に問題があつたと報告者は考える。

## 三 結論

なぜ、原価割れ販売が独禁法によって規制されなければならないのであらうか。独禁法学者は、これを十分に説明していない。従つて、中部読売新聞社の行為、スーパーによる牛乳の廉売が公正な競

争を阻害したかどうかに報告者は疑問をもつ。コンピューターのソフトの廉売は、入札方法を改善させるべきであろう。

#### 参考文献

- [1] 福岡博之（一九七七）「不当廉売となる原価の基準」、『独占禁止法審決判例百選（第二版）』。
- [2] 公正取引委員会（一九七七）『公正取引委員会審決集（二）』。
- [3] 公正取引委員会（一九八四）『公正取引委員会審決集（一九）』。
- [4] 久保鉄哉（一九八一）「第九項の注解」、田中誠二他『コンメンタル独占禁止法』。
- [5] 宮川武夫（一九八五）「不当廉売」、経済法学会編『独占禁止法講座V 不公正な取引方法（上）』。
- [6] 横岸哲（一九八三）「不当廉売と不当高価買入」、金子晃他『新・不公正な取引方法』。
- [7] 小原喜雄（一九七八）「日刊紙の不当廉売——中部読売新聞社不当廉売事件——」『ジャーリスト昭和五二年度重要判例解説』。
- [8] 正田彬（一九八〇）『全訂独占禁止法 I』。
- [9] 高橋克美（一九八二）「スーパーによる牛乳の不当廉売事件」、『公正取引』第三八一号。

#### （追記）

発表に当たり、明治大学の福宮賢一教授、神戸都市問題研究所の新野幸次郎所長から貴重な助言をいただいたことに深く感謝します。

## 産業組織政策の一転換

——大規模店舗法のその後——

小 莢 米 清 弘  
▲東洋大学

産業組織政策は競争促進・独占規制政策から競争規制・独占促進政策までの広い領域をもつ。大店法は明らかに後者の競争規制政策に入る。昨年（一九九〇年）五月いわゆる大店法（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律）の規制緩和がかなされた。大店法の適正化は流通部門で遂行された産業組織政策の大きな性格変化と捉えることができる。そこで本報告においては、先ず政策体系と政策効果の両面から従来の大店法を検証し、その後に規制緩和に向った大店法の問題点を考察したい。

### — 政策体系それ自体の問題 —

周知の様に政策体系は主体、目的、手段から構成される。大店法の問題はそのいずれにおいても不明確といった点にある。大店法においてその規制政策の性格を告示する「第三条」及び「第五条」において、建物設置者及び大規模小売店舗を新增設する者は通産大臣又は都道府県知事に届出する旨規定されている。すなわち大店法は法律上「届出制」を採用しており決して「許可制」ではない。したがって届出業者はその出店が周辺の中大小売業者に相当程度の影響を与える恐れがある時（第七条）、開店日、店舗面積、閉店時刻、年

間休業日数にかかる勧告に従う限り、届出から出店に向うことになる。出店不可能ということは法律上ない。また届出制である限り言葉の真の意味で競争規制政策とはいえない。しかしながら現実は許可制として機能している。その最大の理由は法それ自身に規定されていない大店法周辺の「法定外競争規制手段」が幾重にも張りめぐらされているからである。そこで以下に上記法定外規制手段を取り上げてみよう。

#### (1) 地元説明会（いわゆる「事々前商調協」）

大店法成立後、通産省産業政策局長から各地方の通産局長宛に「届出前に出店予定地の市町村等への出店計画の内容について説明を行うよう指導されたい」という通達が発送された。この通達に基づいて、建物設置者及びキーテナントの小売業者は地元の小規模小売業者、商工会議所、自治体等に事前に出店計画の説明を行うことが慣習化した。なぜなら地元の同意をとりつけなければ地元の都道府県は届出を受付けないという事態に発展していったからである。したがって地元の反対が強ければ強い程、事前説明は長期化し、また事実上開催できない場合も数多く発生した。本来第五条届出後に設置される商業活動調整協議会（これを慣習的に「正式商調協」と

いう)の調整4項目すなわち開店日、店舗面積、閉店時刻、休業日数について、明示的にか暗黙的にか地元説明会で話し合われる場合が多々あり、その意味で事前説明会は正式商調協から数えて、「事前商調協」にあたる。

## (2) 事前商調協

何らかの形で地元への事前説明を終えると、初めて正式の第三条届出に進む。法文上届出制だから、いすれ第五条届出に移行する筈である。その際周辺の中小規模小売業者に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められた時、正式商調協で法文上明記された調整四項目が審議される。しかしながら現実は再び上記の法的手続きとは異って、非公式の規制機関が準備されている。すなわち第五条届出に先立って、出店計画者と地元利害団との間の調整が再び実行される。ここでは本来正式商調協で検討されるべき調整四項目が直接話し合われることになる。もし両者の合意が形成されない場合には事実上第五条届出は受理されない。その意味でこの非公式規制機関は通称「事前商調協」といわれている。正式商調協はまさに形骸化しているわけである。

## (3) 出店抑制地域

さらに出店抑制地域への出店自粛という行政指導が行われていた。すなわち「大規模小売店舗の出店が相当水準に達していると認められる市町村及び小規模な市町村においては届出の自粛を指導されたい」という通達が通産省から各地方通産局長及び都道府県知事、さらには代表的な大規模小売業者団体会長宛に発送された。誠に奇々怪々というべきは、通産省は出店抑制地域の指定基準も指定地域も

したがつて形式上の政策主体と実体的な政策主体との大きな乖離が生じている。

(2) 同様な問題は政策手段についても指摘される。大店法上政策主体は通産大臣又は地方自治体の首長であり、その政策主体に与えられた政策手段は法に明記されている「大規模店舗審議会」(第七条)と上記正式商調協である。しかし実際に形式上の審議調整に終っている。それとも上述した如く、法定外規制機関たる事前及び事前商調協が正式商調協で審議すべき調整四項目を先行審議するからである。したがつて競争規制のための政策手段は大店法そのものより、多種多様な行政指導及びそれに基づく地元調整機関に求められている。ここにも政策手段に関して法と実態との乖離が顕著に見い出される。

(3) 次に政策目的に関するである。これまでの考察はあたかも大店法の目的は大規模小売店舗の出店抑制にあるが如く展開されてきたが、第一条に掲げられた法目的は多様である。この中で論理的関連が問題となるのは「消費者利益の促進」と「中小小売業の利益確保」である。同第一条に従えばこの両目的を達成するために大規模小売業の事業活動を調整するわけである。しかし現実は中小小売業の温存に終始し、消費者利益は軽視されてきた。なぜなら上記法定外規制手段である事々前、事前商調協及び地方自治体の競争規制においては専ら地元業者の利益のみが重視されたからである。

次に検討さるべきは政策効果である。上述したように大店法が生み出した政策効果は法定内といより法定外規制手段によるところであった。そこで問題はその効果が国民経済的見地に立つて望ま

公表していなかつたという点である。したがつて届出の窓口となる各地方の知事は届出案件が抑制地域に該当するかどうかを通産省の出先機関である各地方通産局に問合せねばならない。もし該当する場合は届出は事実上受理されず、出店計画は断念という結果に至る。

## (4) 「上乗せ規制」、「横出し規制」及び「出店凍結」

大店法施行以来かなりの数の地方自治体が大店法で設定された大規模小売店舗面積の最下限五〇〇平米を超える届出について、地方独自の規制を上乗せした。これを「上乗せ規制」という。さらに五〇〇平米以下においても、出店抑制をかかる規定が設けられた。かかる規制を慣習的に「横出し規制」と称する。両規制の目は地元小売業の温存、新規開店の抑制であり、その最たる例が地方自治体による「出店凍結宣言」である。これら規制は大店法の枠外であり大店法による法的拘束力は働かないが、出店調整の実権が地元に大きくなだねられているという現状から、地方自治体による出店凍結は実効性を伴う出店抑制手段である。

上述のように大店法は複雑多様であり、特に問題なのは法定外規制手段が法的根拠を持たずに事実上有効な規制機関として作用している点である。そこで現行の大店法を政策体系という観点から考察した場合、以下の問題点が指摘されねばならない。

(1) 先ず政策主体の不明確さである。法律上届出に関して変更・勧告・命令をなしうる政策主体は通産大臣ないし各都道府県知事だが、実際の出店抑制・競争規制は行政指導に基づき地元業界あるいは地方自治体が掌握している。換言すれば大店法に定められたものではなく法の枠外の存在が実体的な政策主体を形成している。

しかば否かである。次節において主たる政策効果を供給側と需要側とに分割し、国民経済的判断を試みる。

## 二 大店法の政策効果

### (1) 供給側における政策効果

(1) 大規模小売店舗の出店抑制と在来型中小小売業の温存  
スーパー・マーケットに代表される戦後の新配給組織は在来型の小売業に対して「費用節約的技術革新」であった。しかし地方の中小小売商にとっては彼らは地方市場の安寧をおびやかす單なる「侵略者」に過ぎなかった。かかる捉え方が基本的に大店法成立の原動力を形成した。従つて大店法が大型店出店抑制に効果的であればあるほど、旧態依然とした地元中小企業が温存され、流通部門における技術革新の普及が阻害されたわけである。

### (2) 政治的指導者の誕生と経営能力格差の拡大

大店法が法律である以上、常なる支持政党への働きかけが必要となる。必然的に地元中小業者は大店法そして関連行政指導の効果を維持するために、自らのなかから政治手腕にたけた指導者を選出しなければならないし、また自らも常日頃政治活動に直接関接関与していくねばならない。つまり経営能力を強化し開発すべき時間を政治活動に振り向かれたのである。他方大規模小売業者は大店法という逆風のなかで異なる業態あるいは業種へと多様な発展をみせたのであった。

### (3) 成長志向型中小小売業への抑制要因

留意すべきは中小小売業団の中に多数の革新志向型ないし成長

志向型中小企業が存在するという事実である。ところが彼らに対しても在来型の地元企業はしばしば大手中央スーパーよりも一層激しい抵抗を示す。なぜなら大手スーパーは地域活性化の中核として迎えられる場合が多いからである。この意味で大店法は潜在成長力をもつ地元成長企業におさら抑制要因として立ちはだかっているのである。

## (2) 需要側への効果

(1) 消費者利益の軽視

大店法の目的には消費者利益の保護がうたわれているが、現実はほど遠い。事前及び事々前商調協は事実上出店計画者と地元商業代表者との密室的折衝の場となつており、最大の交渉事項は出店面積の削減と出店の代償として支払われる裏金額である。そこに消費者側代表が入り込む余地はない。多額の裏金は長期的に価格に上積みされて消費者から回収されるから、計画者にとって決して損な取引ではない。結局消費者のみが不利益を蒙る構図が出来上つている。

## (2) 価格競争の衰退

当初の段階でスーパー・マーケットは流通部門に新風を巻起こす革新者として一般消費者に迎えられた。実際当時のスーパー・マーケットはいわゆる「価格破壊者」としての役割を果し、よい品をどんどん安くとというわかりやすい経営方針が消費者の支持を得た。しかしながら大型店舗の施行は大規模と中小規模小売店間の、そして重要なことは大型店舗間の、競争を大幅に減少させたのである。その結果が価格競争の減退である。いまやスーパーの販売価格は安いのは消費者団体の活発な活動である。

本報告についてはご自身が商調協の委員を経験されておられる東海大学の小林逸太教授から、分析的視点、小売産業の将来ヴィジョン、各国情況等について、示唆に富むご教示をえた。今後の研究に充分考慮してゆきたい。紙面を借りて深く感謝申し上げる次第である。

である。このような高価格を実現した大きな要因は大店法の施行にかかる小売店舗間の価格競争の減退にある。

## 三 大店法の規制緩和と今後の問題

上述の分析から導き出される国民経済的結論は大店法の撤廃に他ならない。したがって昨年一九九〇年五月の大店法運用改善、本年五月の大店法改正は基本的に支持されてよい。このような最近時の運用適正化または法改正は競争規制政策としての産業組織政策の大きな転換を意味しよう。第一に法外規制手段が大幅に縮小され、調整機能が審議会に一本化され、政策目標、主体、手段三者間の齊合性が大分満足されるに至った点である。第二に消費者利益重視型政策への転換である。従来大店法は業者志向型政策を追求してきたが、今回法体系の中心に唯一の公的調整機関たる審議会を改めて設定したのは消費者側の意見を反映させるためである。

以上はしかししさか楽観的見通しに立った解釈である。なぜなら不透明に残された問題も多いからである。特に日本商工会議所と全国商工会連合会が設置すべく準備している「商業問題協議会」構想である。その実体は従来の事前あるいは事々前商調協と変わらない。もし一本化された上記審議会が出店調整をはかる際地元業界の意見を前期協議会に求め、その意見に審議会の審議が拘束される結果に至れば、改正大店法も旧大店法も実態はがら変わることになる。この関連で重要なのは消費者団体の活動である。企業間競争を高め、消費者利益の実現をはかるには消費者側の厳しい監視と意見表明とが肝要である。世論調査に従えば日本人は豊かさの感覚に違いない。

## 集中—利潤仮説の説明力

矢根真一  
桃山学院大学

一 分析目的

「集中・利潤仮説」は、先進諸国の秩序政策の根本であるだけではなく、ミクロ経済理論の基本的な帰結であり、かつSCPパラダイムの中心であるという意味において、理論的にも現実的にもきわめて重要な仮説である。

されるようになつてきながらである。」の相関関係については、從来からさまざまなもの報告がなされてきたが、今日では負の相関さえ報告されるようになつた。もちろん、この背景には Demsetz 流の仮説の存在がある。もはや有意な相関があつても集中・利潤仮説が成立する十分条件とはいえないという見方が支配的になり、高シェアをもつ効率的な企業の存在が産業の利潤指標を高めているという Demsetz 流の見方が市民権を得るようになつたわけだ。

もつとも、集中・利潤仮説を養護しようといふ試みも活発化している。特に Steuwaegen・Dehandschutter [1986] の「角型分布仮説」は、*H*<sub>1</sub>が公表されていないアメリカでは注目に値する仮説の一つである。なぜならこの反説は、カウリング・ウォーターソン型モ

中度 ( $C_k$ ) ないしハーフィンダール指数 ( $H_I$ ) の関数として定式化されたわけである。このような定式化やそれに基づく実証分析は、Bain らの初期の研究で重視されてきた参入障壁や非連続性の視点を無視するものが多いことはいえ、集中・利潤仮説の研究を活性化してきたのである。

しかし最近のアメリカの研究では、集中・利潤仮説の経験的な説明力に疑問を投げかける風潮が強まっている。というのも、集中指標と利潤指標との相関が、きわめて希薄だということが次第に認識してきたのである。

そこで、この点を明確にするために、一九七〇年から一九八七年にわたる日本経済の同一産業サンプルを用いて、角型分布仮説と集中・利潤仮説の経験的なテストを行い、その結果を検討するわけであります。

二 サンプルと命題

(C<sub>3</sub>)をとる。また、PCMの他の説明変数としては、資本係数、需要の成長率、産業の性格を表わすダミーを考える。すべての変数は一九七〇年から一九八七年に観測できる毎年の単純平均値で、それをP<sub>1</sub>（一九七〇—七四年）・P<sub>2</sub>（七五—七九年）・P<sub>3</sub>（八〇—八四年）・P<sub>4</sub>（八五—八七年）の四期間に分けて検討する。計測対象は、全産業サンプルの九五産業（それを消費財産業と生産財産業に区分した場合の二三産業と七二産業、そして生産財産業を高集中産業（C<sub>4</sub>IV50）と低集中産業に区分した場合の三九産業と三二産業、といふ五サンプル）である。

次に、計測対象となる命題は、すでに矢根「1991b」で検討された諸命題の一部である①～⑥と、そこから推論された仮説の説明力の時系列的低下命題⑦で、次のように要約できる。

△角型分布仮説に関する命題▽

①  $H_1$  と  $C_3$  の相関係数は、 $k$  が大きくなるにつれて低下する。

②  $H_1$  と  $C_3$  の散布図は「角型分布」の形をとる。

③ 高集中産業と低集中産業に区分すると、高集中産業における  $H_1$  と  $C_3$  の相関係数は低集中産業に比べて低い。

い。  
 △集中・利潤仮説に関する命題▽

④ P C M は集中指標と有意な正の相関関係がある。

⑤ P C M に対する説明力は、 $C_3$  を用いた場合よりも  $H_1$  の方が高力も時系列的に低下する。

### 三 経験的なテスト結果の要約

まず△角型分布仮説に関する命題▽について、近年のデータに基づく矢根 [1991b] の分析結果と同じように、Steuwaegen・Dehaan・Schutter [1986] の角型分布仮説が完全に妥当する。すなわち、いずれの期間においても、 $H_1$  と  $C_3$  をプロットすれば角型になり、相関係数を計算すると低集中産業の方が高くなる。

しかし△集中・利潤仮説に関する命題▽については、生産財産業と高集中産業でのみ、命題④が安定的に成立する（ただし高集中産業の  $H_1$  は  $P_4$  で有意でなくなる）。P C M と  $C_3$  の単純相関は全産業と低集中産業では有意になることがなく、P C M と  $H_1$  の単純相関は低

### 三 経験的なテスト結果の要約

①  $H_1$  と  $C_3$  の相関係数は、 $k$  が大きくなるにつれて低下する。

②  $H_1$  と  $C_3$  の散布図は「角型分布」の形をとる。

③ 高集中産業と低集中産業に区分すると、高集中産業における  $H_1$  と  $C_3$  の相関係数は低集中産業に比べて低い。

△ 集中 - 利潤仮説に関する命題▽

④ P C M は集中指標と有意な正の相関関係がある。

⑤ P C M に対する説明力は、 $C_3$  を用いた場合よりも  $H_1$  の方が高い。

△ 結合命題と時系列命題▽

⑥ 高集中産業と低集中産業に区分すると、 $C_3$  の説明力は低集中産業では相対的に大きく改善する。

⑦ 命題④の相関関係は時系列的に低下し、集中 - 利潤仮説の説明力も時系列的に低下する。

## II 経験的なテスト結果の要約

まず△角型分布仮説に関する命題▽について、近年のデータに基づく矢根 [1991b] の分析結果と同じように、Steuwaegen・Deha-nischutter [1986] の角型分布仮説が完全に妥当する。すなわち、いづれの期間においても、 $H_1$  と  $C_3$  をプロットすれば角型になり、相関係数を計算すると低集中産業の方が高くなる。

高集中産業と低集中産

- ①  $HIT$  と  $C_k$  の相関係数は、 $k$  が大きくなるにつれて低下する。

②  $HIT$  と  $C_3$  の散布図は「角型分布」の形をとる。

③ 高集中産業と低集中産業に区分すると、高集中産業における  $HIT$  と  $C_3$  の相関係数は低集中産業に比べて低い。

八 集中・利潤仮説に関する命題▽

④ P C M は集中指標と有意な正の相関関係がある。

⑤ P C M に対する説明力は、 $C_3$  を用いた場合よりも  $HIT$  の方が高くなる。

九。命題④の相関関係は時系列的に低下し、集中・利潤仮説の説明力も時系列的に低下する。

六 結合命題と時系列命題▽

⑥ 高集中産業と低集中産業に区分すると、 $C_3$  の説明力は低集中産業では相対的に大きく改善する。

⑦ 命題④の相関関係は時系列的に低下し、集中・利潤仮説の説明力も時系列的に低下する。

### 三 経験的なテスト結果の要約

## II 経験的なテスト結果の要約

集中産業で有意にならない。それどころか消費財産業では、それぞれ  $P_4$  と  $P_1$  に負の有意な相関関係さえみられる。特に命題⑥との関係で言えば、低集中産業では P.C.M がいかなる集中指標とも、線型ないし対数線型で表わされる有意な関係をもたない、という矢根 [1991b] の結果が近年特有のものではなかったことに注意しておく必要がある。結局、命題④が安定的に成立するとみなしうるのは、生産財産業と高集中産業の二サンプルにおいてのみである。

命題⑤は、生産財産業では  $P_3$  まで成立し、高集中産業では  $P_2$  まで成立する。つまり、生産財産業では一九八四年まで、そして高集中産業では七九年まで、 $H_1$  の方が  $C_3$  よりも説明力が高かったのだが、それを境に逆転するわけである。したがってカウリング・ウォーターソン型モデルは、必ずしも全期間にわたってセイビングらの定式化に比べて高い説明力をもつとはいえないことになる。ただし全期間・全サンプルの結果を概観すれば、 $H_1$  の方が  $C_3$  よりも P.C.M との相關関係が強いとみなすことができる。

それゆえへ結合命題と時系列命題Ⅴにおける命題⑥が成立しないことは、そもそも低集中産業で集中・利潤仮説が成立するための経験的な必要条件である命題④が成立しないことから明らかである。つまり、角型分布仮説は成立するのだが、集中・利潤仮説が成立しないので、結合仮説も成り立たない、という矢根 [1991b] と同じ結果が導かれるわけである。

しかし、命題④が成立する生産財産業と高集中産業に注目する限り、集中指標の説明力の時系列的低下といふ命題⑦は妥当する。これは、新庄 [1975] や矢根 [1986a, b] の結果を考慮すれば、さう

に長期のトレンドの一部である可能性がある。すなわち命題⑦は、少なくとも一九七〇年代以降から今日にかけての期間において妥当し、しかも、一九六〇年代ないし一九五〇年代に遡って存在したと考えるべき根拠をもつてゐるのである。

以上は相関分析や散布図から導かれる結論だが、OLS (単純最小二乗法) を用いてもほぼ同じ結果を得ることができる。

#### 四 分析の結論と残された課題

以上の命題のテストから、次の二つの経験的な結論を導くことができる。

④ 集中指標の説明力の時系列的低下は、少なくとも一九七〇年以後、そしておそらく一九五〇年代ないし一九六〇年代から生じていた長期的な現象である。

⑤  $H_1$  の方が  $C_3$  よりも (それゆえ  $C_4$  や  $C_5$  よりも) P.C.M に対する説明力は高かったが、 $H_1$  の説明力の低下率が  $C_3$  のそれを上回る速度で生じたために、一九八〇年代になって説明力の逆転傾向が生じている。

同時に、集中・利潤仮説が経験的に抱える二つの問題も指摘することができる。⑦は消費財産業における行動の定式化、①は臨界点分析や不連続モデルによる定式化の必要性を示唆するものである。

⑦ 消費財サンプルでは、集中指標と利潤指標との間に負の相関がみられる。

① 生産財サンプルにおける低集中産業では、集中指標と利潤指標との間にまったく有意な相関がみられない。

したがって、集中・利潤仮説が経験的な信頼を回復するためには、集中指標の時系列的な説明力の低下、特に近年の  $H_1$  の説明力の低下、消費財サンプルでの逆説の可能性、低集中産業における非適合性、といった四つの問題を包括的に説明しなければならない。

ただし新庄教授にご指摘頂いたように、こうした結論を下す前に、さあざまな実証研究の結果を吟味しておく必要がある。特に新飯田・他 [1987b, 150] の一九八四年の回帰分析では、P.C.M と出荷額で加重平均した  $H_1$  とが全産業・生産財産業・消費財産業のすべてにおいて有意な関係をもつという結果が得られている。また、新庄 [1991] の一九八四年～八七年の九三から一〇一産業の分析でも、P.C.M に対する  $H_1$  の説明力は有意であり、よりわけ大規模事業所サンプルとはそれが顕著になる。したがって、新飯田・他 [1987] の産業数が一六六・一〇一・六五と比較的多いことを考慮すれば、本稿で用いたサンプルにバイアスがあるのかもしれない。また、一〇一の回帰分析の説明変数には本稿では用いられなかつた輸出比率が含まれており、それが比較的よくきいていることを考慮すると、本稿の結果は輸出比率を導入することで改善されるのかもしれない。

他方、輸出比率を含めた土井 [1990] の研究結果では、一九八六年には有意である  $C_3$  が一九八七年には有意にならない。また、小田切 [1988] の一九八四年度の分析でも、 $C_4$  を用いているとはいゝ、集中度が正で有意になることはない。また、本稿の九五産業の中から新庄 [1991] で用いられた産業と共に五五産業を取り出して計測してみたが、どの期間も正の有意性をもつようになることはなかった。

#### (追記)

したがって集中・利潤仮説の経験的妥当性について、Weiss [1974] がレビューした項と同様、今日でも意見が一致しているわけではない。それゆえ本稿の時系列命題は、標本選択や説明変数の拡大によって、その安定性を吟味するというフィルターを通過させる必要がある。

学会報告に際し、討論者の新庄浩二教授（神戸大学）ならびに座長の小西唯雄教授（関西学院大学）より、有益なご教示を頂きました。ここに記して感謝の意を表します。本稿は、時間の許す範囲でこれらのコメントをできるだけ採り入れ、紙数の許される範囲で矢根 [1991c] を要約したつもりですが、本格的な改善は今後の研究課題とさせて頂きたい。

#### 引用文献

- 小田切宏之 [1988] 「貿易と産業結果：一九八六～一九八七年」、『日本経済研究』No. 19, pp. 2-12.  
新飯田宏・後藤晃・南部鶴彦編 [1987] 『日本経済の変化と産業組織』東洋経済新報社。  
新庄浩二 [1975] 「市場構造と価格・費用マージン」、『国民経済雑誌』第一三三巻、第三号、pp. 84-106.  
新庄浩二 [1987] 「価格・費用マージンの決定と変動」、『国民経済雑誌』第一五五巻第一号、pp. 49-71.

新庄浩一 [1991] 「価格・費用マージンの規模別考察」『国民経済雑誌』

第1六二卷第五号、pp. 21-38.

Slewaegen, L. • Dehandschutter, W. [1986], "The Critical Choice between the Concentration Ratio and the H-index in Assessing Industry Performance," *Journal of Industrial Economics*,

Vol. 35, December, pp. 193-208.

植草益 [1982] 『企業組織論』筑摩書房。

Weiss, L. W. [1974], "The Concentration-Profits Relation and

An Intrust," in Goldschmid, H. G. • Mann, H. M. • Weston, J. F. [1974], *Industrial Concentration: The New Learning*, Little Brown.

矢根眞一 [1986 a] 「集中度と利潤率の相関: 一九五六年～一九八三年」『経済経営論集』第二十八卷第一号、pp. 101-15.

矢根眞一 [1986 b] 「集中度・利潤仮説の検討: 一九六一年～一九八三年」『経済経営論集』第二十八卷第一号、pp. 1-16.

矢根眞一 [1991 a] 「現代産業組織論と集中度」(西田総・片山誠一編著) [1991] 『現代産業組織論』有斐閣。

矢根眞一 [1991 b] 「集中・利潤仮説とSOCP ベラダイムの危機」(1)、(2)、『経済経営論集』第三三卷第一号、第二号。

矢根眞一 [1991 c] 「集中・利潤仮説と説明力」、「」『Research Institute Working Paper Series No. 7』桃山学院大学総合研究所。

## 企業の海外進出に伴う組織上の諸問題

細野 助博  
〈帝京大学〉

%) 非製造業二社 (データ数合計三六六、回収率四一・五%) である。いずれも調査法は留置方式のアンケート調査で、標本抽出は二段階層別抽出法を採用。被調査者は現地雇用の中間管理者、一般従業員である。

### III 分析の枠組

A・ハーシュマンの「退出・告発・忠誠」モデルをベースにしたが、新たに「参入」の概念を付加する。現地雇用の従業員の日系企業に対する意識構造を分析する調査項目を作成し、最尤法を推計に用いた多重ロジスティック・モデルで仮説を検証する。なお説明因子の統計的有意性は五%水準である。その際、米国と欧州での反応の違い、製造・非製造業種の違いに注目するとともに、退出・告発・忠誠の三概念について推計式を作成し、説明要因の強弱を推計する。

### IV 参入の諸相

米国調査は九〇年九月中の二週間、製造業二社 (データ数合計一〇二)、回収率六五・三%) 非製造業二社 (データ数合計六九四、回収率四三・八%) 欧州調査 (英・西・仏・独) は九一年九・十月中の一週間、製造業三社 (データ数合計五六二、回収率五三・八

%) 参入の理由として、「給料以外の待遇・通勤に便利・技術修得」が米国で、「技術修得・高給・給料以外の待遇」などが欧州で、高い反応を示している。また、就職先の認知媒体として米国調査では製造・非製造業とも、「友人／家族」の情報が多く、欧州

では製造業が「友人／家族」の情報、非製造業が「職安」の情報と  
いう結果がでている。欧洲ではとくに中間管理者や非製造業要員は  
地縁的採用よりも専門知識の有無で採用が決定する要素が強いとい  
うことかもしない。のことから優秀で信頼性の高い労働者を求  
める場合、従業員の忠誠度などを高める必要があると認める。

## 五 忠誠度を左右する因子

米国、欧洲両調査とも、忠誠度を「家族・知人への就社勧誘」「時  
間外労働への協力度」で検討する。多重ロジスティックモデルの推  
定結果は、

米国調査「就社勧誘」 $\Rightarrow$  G 「住民の会社への印象、賃金満足

度、社員の経営参加、地域貢献、地域貢献、

日系企業信頼性、上司の信頼性」

欧洲調査「就社勧誘」 $\Rightarrow$  G 「日本人の信頼性、住民の会社へ

の印象、賃金満足度」

米国調査「時間外労働」 $\Rightarrow$  F 「労災への対応、賃金満足度」

欧洲調査「時間外労働」 $\Rightarrow$  G 「労災への対応、賃金満足度」

となる。米国の場合は「労災への対応、賃金満足度」となる。米國の場合のほうが、さまざまな説明因子で忠誠度が語られるが、従業員の職場に関する因子が欧洲の場合よりも多いことか

ら、組織管理上の工夫で忠誠度を高めることはある程度欧洲の場合

よりも容易であるともいえる。

## 六 地元住民の会社への印象を左右する因子

管理上の工夫だけでは、忠誠度をあげることには限度がある。同

表されない例が多く、士気の高い優秀な若手が退職してゆくケース  
が散見される。これらを防ぐ工夫が各社で見られる。たとえば日本人  
の人事担当と上司の合議制を敷く場合である。さて、日常発生する  
多様な苦情の処理システムに対する評価はどうか。

米国調査「システム評価」 $\Rightarrow$  F 「上司への信頼、会社の気配  
り、社員の経営参加、優れた社内報、勤務継続意  
志あり」

欧洲調査「システム評価」 $\Rightarrow$  G 「上司への信頼」

苦情処理システムの評価が上司への信頼と関係が強いことと、配置  
転換が限られた分野でしか起こりえない職場では、提案・告発のシ  
ステムと上司との折り合いとは相互補完の関係にある。つまり、從  
業員が上司との折り合いが良好な場合、苦情処理システムの必要は  
低いといえる。ところが悪い場合は上司の交代、自身の配置転換、  
より上位管理者への苦情提出となる。しかし、これが當人にとって  
非常にリスクな行動であることに注目すべきである。このリスク  
を低下させるシステムは優秀な若手の退出を未然に防止する。ハーネ  
シマンは彼のモデルで、告発と退出とではリスクも考慮した機会  
費用で判断すると、前者が後者より組織の忠誠度が高いと述べてい  
る。告発の成功・不成功につきまとう期待利得は従業員の地位と比  
例し、また退出に伴う期待利得ははるかに退出が一般的に高いこと  
から、若手ほど退出を選択する。しかし、これは組織の管理や技術  
の新陳代謝を遅らせる要因となる。

調査で重要な因子として、「地元住民の会社への印象があげられ  
る」。これは従業員自身の評価であるが、住民意識に対して細かな  
配慮が必要とされる。日系企業というマイノリティ組織への所属で  
生じる心理的葛藤の緩和欲求が観察され、ハーシュマンの仮説が妥  
当する。地元住民の会社への印象の善し悪しの程度を説明する因子  
は、

米国調査「住民の印象」 $\Rightarrow$  F 「地域貢献、効率的経営、地元

産品購入」

欧洲調査「住民の印象」 $\Rightarrow$  G 「地域貢献、公正な経営」

さらに、最も説明力の強い因子、地域貢献の中身を優先順位でみ  
ると、

米国調査「地域貢献」 $\Rightarrow$  F 「福祉への援助、地域行事参加、

教育への援助、雇用増加」

欧洲調査「地域貢献」 $\Rightarrow$  G 「教育への援助、福祉への援助、

地元商品購入、地元行事参加」

となる。地域貢献の中身は以上であるが、日系企業はその貢献具合  
を効率よく従業員にアピールする手段を発見していない。ある企  
業で成功しているように社内報などの活用に工夫が必要である。地  
元の印象は優秀な労働力を確保するに重要な事項であることを再確  
認する必要がある。

## 七 告発あるいは苦情処理システムへの評価

現地人の上司の評価に大きく依存する人事評価のシステムの場合、  
被評価者の不服申し立てや提案が上司の裁量や管理下にとどまり公  
開する必要がある。

## 八 退出現象の構造分析

欧洲調査では直接退出意志を質問できなかつた。しかし、いくつ  
かの兆候から退出意志を推測可能と考え、退出意志が聞けた米国調  
査で、予測性能を検討した。

米国調査「勤務継続意志の有無」 $\Rightarrow$  F 「賃金満足度、上司の

信頼性、労災への対応、自社への信頼、過去の経

歴考慮した待遇、他社の勧誘」 $\Rightarrow$  ○% (有意水準)

この予測式の尤度比は八一・八% (自由度 $\Rightarrow$  七五) であるから、か  
なり適合度は高いと判断できる。そこで、欧洲調査標本を退出予備  
群と対照群とに分割して、この式の説明因子で解析してみた。退出  
予備群は、「(家族／知人の就社勧誘せざるいは賃金不満)かつ他  
社から勧誘あり」に当てはまる標本である。結果は、  
欧洲調査「退出予備群」 $\Rightarrow$  G 「賃金満足度、他社からの勧誘、  
自社への信頼、労災への対応」

となつた。他にいくつかの推定式で予測を試みたが、統計的有意性  
の点でやや劣つていた。実際のヒアリングの結果でも、賃金などの  
経済的報酬の他に、能力評価などでの自社への信頼性の低下が退出  
を促進させる傾向が出ている。

## 九 おわりに

ハーシュマンが彼のモデルで述べたように、マイノリティの集団  
に帰属している成员ほど、その集団をとりまくさまざまな環境に過  
敏になる。この調査研究でも地元住民の印象が、従業員の帰属意識

に大きな影響を与えていたことがわかる。それだからといって、経済合理性を大きく踏み外した地元貢献策が効果的ではない。むしろ、情報流通を中心とした進出企業間での協力体制の整備と、効果的かつ経済的貢献方法の検討が、官民交えて行われる必要があるのではないか。大企業から中堅企業・中小企業まで巻き込んだ形で、今後も企業のグローバル化は進んでゆくであろう。それも、日本のオーバー・プレゼンスと非難されながら進むであろう。

形であらわれる問題の噴出は、むしろこれから本格化すると考えたほうがよい。「企業の失敗イコール日系企業の失敗」という図式が容易に成立する海外でどのように海外進出を実行してゆくか、その中で公的部門はどうのような役割を果たすべきか。問われている問題の中身は意外と深く、広いとみたほうがよい。

#### (謝辞)

発表の予定討論を快諾くださいった長谷川聰哲先生（中央大学）と、座長・小西唯雄先生（関西学院大学）の有益なコメントと批判に感謝します。

#### 参考文献

- (1) 組織学会編『組織科学』、「特集・海外における日本経営」 Vol. 23, 1989 特号、周佐喜和氏と田中拓男氏の「論文参照」
- (2) Stephan E. Fienberg, *The Analysis of Cross-Classified Categorical Data*, The MIT Press, 1989.
- (3) David M. Kreps, *Game Theory and Economic Modeling*, Oxford Univ. Press, 1990.

## 「ドイツにおける価格規制政策

### I はじめに

ドイツの競争制限禁止法（以下GWB）は制度の保護と消費者の保護を目的としているとの解説である。そこで、GWB第二二条は、消費者を市場支配的事業者による搾取から保護するため市場支配的事業者の市場支配的地位の搾取濫用を規制している。この搾取濫用規制が価格規制にも及ぶことについては、連邦カルテル庁、独占委員会、連邦通常裁判所および多数の経済法学者も肯定している。

GWB第二二条による価格規制とは、市場支配的事業者の価格が、有効競争が存在する比較可能な市場における価格に比して法外に高い場合に連邦カルテル庁が当該市場支配的事業者の価格の引き下げを命じうることを意味する。

実際これまで石油、乗用車および医薬品等の産業が連邦カルテル庁の価格規制手続きにみまわされている。しかし連邦カルテル庁は、価格規制を行うにあたっては、まず当該事業者が市場支配的であることを立証し、次に当該市場支配的事業者の価格が濫用的であるかどうかを判断しなければならない。前者の場合には「市場の画定」問題があり、後者の場合には市場支配的事業者の価格が「濫用」となるかどうかの判断基準の問題がある。

外  
崎  
忠  
今井商科大学

連邦カルテル庁は、これらの諸困難から価格規制に失敗している。しかし価格規制の可能性は企業に対し予防的効果を有している。

価格規制は、いまでもなく市場システムにおいて重要な機能を果たしかつ企業にとっては企業行動の根幹をなす価格に人為的に介入することを意味する。したがって価格規制の法的・経済的研究は有益であると考える。

### II 問題の限定

GWB第二二二条による価格規制に関しては以下の諸視点から研究が行われている。(1)法ドグマの視点、(2)憲法上の視点、(3)法政策上の視点および(4)競争政策上の視点。

報告者はこれまで価格規制のGWB上の問題、たとえば市場の画定、市場支配概念、比較市場等の問題について研究してきた。本研究報告では、価格規制の競争政策上の問題に限定して報告する。

ホップマン教授の見解については後述する。

### III 価格規制とフライブルク学派

連邦カルテル庁のGWB第二二条による価格規制をもつともきびしく批判したのが競争政策学者として有名なホップマン教授である。

(4) Mark Casson, *The Economics of Business Culture*, Clarendon Press, 1991.

(5) Albert O. Hirschman, *Exit, Voice, and Loyalty*, Harvard Univ. Press, 1970.

(6) 細野助博『社会統治学概説』共立出版、一九八七年。

ホップマン教授の攻撃に對して、連邦カルテル庁が価格規制の論拠としてあげたのがフライブルク学派（オイケン・ベーム）の競争政策論である。

フライブルク学派が新自由主義と称されたゆえんは、レッセ・フュールの経済政策が結局競争を排除し独占を形成する自由を許したので、政府が競争秩序の実現・維持のために独占をきびしく規制しまた競争が活発に行われるような秩序の枠条件を形成・維持すべきである、と主張した点にある。

特に、オイケンによれば、まず独占の監督は国家の独占官庁に委ねられねばならない。次に独占立法および独占監督の目標は、經濟的支配力の扱い手に、あたかも完全競争が存在しているかのように行動させることにある。それゆえ、オイケンは、独占官庁による独占企業の価格の検査と場合によってはその引き下げを主張している。さらにペームなどは、国家がすべての市場参加者の費用構造等について完全に認識しうるような状態になければならない、と述べているほどである。

#### 四 ホップマン教授の価格規制に対する批判的見解

連邦カルテル庁は、市場支配的事業者の価格が「濫用価格」となるかどうかを判断する基準として、比較市場コンセプトと Als-Ob コンセプトを用いている。

比較市場コンセプトとは、現実に存在する比較可能な市場における有効競争価格（競争類似価格）を比較の基準として用い（GWB）

第二二条四項二文二号）、Als-Ob コンセプトとは、比較可能な市場が現実に存在しない場合に、Als-Ob 競争価格を比較の基準として用いる考え方である。しかしホップマン教授によれば、すべての競争過程は、予見できる市場成果、つまり価格を実現しない、という。さらに競争は未知のことを発見する過程であるという。したがってホップマン教授は、これらの非合理的・恣意的判断基準に基づく価格規制は濫用監視の濫用である、と批判した。

ホップマン教授は、独占、つまり競争力優位の成立は進化的市場過程の必然的随伴現象である、と解している。したがって競争によって獲得した經濟的支配力は再び競争的侵食下におかれるという。

この点はシカゴ学派の考えに似ている。結局、ホップマン教授によれば、価格規制は、市場システムを、經濟過程の官庁的制御システムに変形させる道具であるという。

#### 五 価格規制とシカゴ学派、ハイエク および新オーストリア学派

##### (1) シカゴ学派

周知のように、シカゴ学派の特徴は市場の機能に大きな信頼をおいている点にある。したがって競争に勝ち残った独占企業は効率的企业であると考える。この独占企業がたとえ独占利潤をむさぼるにしても、結局それが必ずや新規参入をいたさうであろうという。その結果、シカゴ学派は、価格規制については以下の理由から反対であると考えられる。

まず独占企業が高い価格を設定したとしてもそれは新規参入の誘

因となること、次に価格の柔軟な変化を阻害するような政府の介入に反対の立場をとっていること。

##### (2) ハイエク

ハイエクの市場や競争に関する考え方とは、価格論やハーバード学派の産業組織論の考え方と大きく異なる。ハイエクは、市場を自生的秩序でありかつ進化過程である、と考えている。そして競争は化學における実験のように一つの発見手続き、と考えている。つまりハイエクによれば、市場は、人為的につくりうるような秩序ではない。國家がこの秩序に介入することによってこの秩序を改良することは不可能と考える。ハイエクによれば、競争政策立法は必要になろう。この点で、ハイエクと市場経済秩序の形成・維持に国家の役割を重視したフライブルク学派との間には大きな相違がある。

##### (3) 新オーストリア学派

周知のように、新オーストリア学派の市場に関する考え方にはハイエクに非常に似ているといえるであろう。新オーストリア学派は、市場の失敗を政府の失敗、と解している。それゆえ、政府が独占禁止法も含めて市場に介入することに反対の立場をとっている。ということは、今までもなく独占禁止法に基づく価格規制には反対であると考えられる。

### 六 まとめ

上記からも明らかのように、ハイエクおよびハイエクの市場経済

論に非常に似ているホップマン教授、シカゴ学派、新オーストリア学派は、その理論から価格規制には反対であると考えられる。これに対して、ドイツでは、たとえば製薬産業が最近二〇年間市場過程が機能していない産業とみなされた。そこで、有効競争が行われていない製薬産業は、國家の価格規制に服させるべきである、と主張された。このような非難を真剣にとりあげ製薬会社に対して価格規制手続きを開始したのが連邦カルテル庁であった。

結局連邦カルテル庁は価格規制に失敗したが、高等裁判所、連邦通常裁判所、独占委員会および有力な經濟法学者たちはきびしい条件付きながら価格規制の可能性を肯定している。

独占委員会は、十分な厳密性をもって競争類似価格を発見できれば、価格規制は市場経済秩序の枠内で可能である、という見解を述べている。

報告者は、以下のきびしい諸条件がみたされるかぎり、価格規制は市場経済秩序の枠内で可能であると考える。

第一に、問題の事業者が市場支配的と確定されること。

第二に、当該事業者の市場が一時的ではなくして非常に長期間（たとえば一〇年ないし二〇年間以上）機能していないこと。

第三に、当該市場支配的事業者が比較市場における価格に比して法外に高い価格を当該市場で設定していること。

第四に、その設定された価格が長期間変動していないこと（これが市場の機能不全の一証拠となろう）。

報告者は、連邦カルテル庁が、価格規制をこのよきびしい諸条件下で、さむに一時的かつ応急処置（非常手段）として行つてい

るといふかい、価格規制は、市場システムを大きく阻害するいとだに、消費者を保護し、もとに市場支配的事業者による搾取を抑制する効果を有する競争政策の一手段」と考えら。

メインの経済法学者であるペストメックーは、國家権力をもつてロールするためには憲法や行政法があらう間に、私的経済力をもつてロールするためには独占禁止法が必要である、と述べらる。

報告者は、ハイニク、新オーバトリア学派のように市場に全くの信頼をもつて独占禁止法を否定するのばく将来はとく現在では楽観的じやあい、むしろ非常に危険やあらうと考える。

#### 参考文献

- (1) 外崎忠「競争政策論(1)」「『千葉商大講義』第111巻第11回。 (2) 外崎忠「競争政策論(2)」「『千葉商大講義』第111巻第11回。 (3) 小西唯雄編「産業組織論の新展開」名古屋大学出版会。 (4) 小西唯雄・石原敬子「競争」の概念と競争政策(上・下)」「『公正取引』No. 481, No. 482。 (5) 菊川貞一「西田真也による新自由主義——オイケンの競争秩序をめぐる——」「『経済経営論叢』17号。 (6) 菊川貞一「西田真也による競争政策論(上)」「『経済経営論叢』11号。 (7) ハイニク・田中真禮・田中秀夫編訳『市場・知識・自由』『ネルギム書房。 (8) 十井教之『寡占と公共政策』有斐閣。 (9) 中村秀一「市場経済秩序と経済政策(1)、(2)」「『経済論』一九八九年三月、四月。
- (10) 古賀勝次郎『ハイニクの政治経済学』新評論。 (11) 尾上久雄・新野幸次郎『経済政策論』有斐閣大蔵双葉。 (12) 植草益公的規制の経済学』筑摩書房。 (13) 魁津格『田生的秩序』木鐸社。 (14) 越後和典『競争と独占—産業組織論批判—』『ホーリー軒房。 (15) E. Hopmann, Zum Schutzberecht des GWB, in: *Wettbewerb als Aufgabe*, 1968. (16) E. Hopmann, Die Abgrenzung des relevanten Marktes im Rahmen der Missbrauchsabsicht über marktberrschende Unternehmen, 1974. (17) Harris & Jorde, Market Definition in the Merger Guidelines, 71. Calif. L. Rev.
- (18) Monopolkommission, German Monopolies Commission 1973~1983. (19) H. Baum, Der relevante Markt als Problem der Wettbewerbspolitik, WuW, 6/1980. (20) M. Kleinertkamp, Die Abgrenzung des sachlich relevanten Marktes von Zeitungen und Zeitschriften, WuW, 9/1988. (21) Immenga/Mestmacker, GWB Kommentar zum Kartellgesetz, 1981. (22) Kleinman/Bechtold, Kommentar zur Fusionskontrolle, 1977. (23) Monopolkommission, Sondergutachten 7, 1977. (24) Heiduk/Emmerich, Arzneimittelmarkt und Europäisches Wettbewerbsrecht, 1985.
- (25) P. Oberrender, Pharmazeutische Industrie, in: *Marktstruktur und Wettbewerb*, 1984. (26) U. Stumpf, Marktschranken und Ertragskontrollen im Arzneimittelmarkt, 1986. (27) C. Dünchen, Zur kartellrechtlichen Konzeption Franz Böhms, 1980. (28) W. Eucken, Grundsätze der Wirtschaftspolitik, 1975. (29) G. Aberle, Wettbewerbstheorie und Wettbewerbspolitik, 1980. (30) S. Gabriel, Preiskontrolle im Rahmen der Wettbewerbspolitik, 1976. (31) I. Schmidt, Wettbewerbspolitik und Kartellrecht, 2. Auflage. (32) H. Spieß, Preismissbrauchsaufsicht über marktbereherrschende Unternehmen als ordnungspolitisches Problem, 1980. (33) E. J. Mestmäcker, Wirtschaftsordnung und Staatsverfassung, in: *Festschrift für Franz Böhm zum 80. Geburtstag*, 1975. (34) F. U. Willeke, Wettbewerbspolitik, 1980. (35) E. Hopmann, Fusionsskontrolle, 1972. (36) E. Hopmann, Marktbeherrschung und Preismissbrauch, 1983. (37) E. Hopmann, Marktmacht und Wettbewerb, 1977. (38) E. Hopmann, Mißbrauch der Missbrauchsaufsicht, in: *Mitteilungen der List-Gesellschaft*, Nr. 8/9. (39) E. Hopmann, Neue Wettbewerbspolitik, JbNST, Bd. 184
- (40) E. Hopmann, Preiskontrolle und Als-Ob-Konzept, 1974. (41) F. A. Hayek, Law, Legislation and Liberty, Vol. 3, 1979. *法哲学論稿』『法律と自由』(翻訳: 田中良輔著)。 (42) F. A. Hayek, Individualism and Economic Order, 1949. *個人主義と経済秩序*。 (43) W. Glassl, Markets and Morality, in: Austrian Economics, 1986. (44) I. M. Kirzner, Discovery and the Capitalist Process, 1985. (45) Bosch/Koslowski/Veit, General Equilibrium or Market Process, 1990.*
- (付記)
- 本報知りて、付定説論者である鉢野正樹北陸大学教授ならびに座長の小西唯雄國學院大学教授らのねむれ有能な方々がおられたまことにあつた。心から謝意を表する次第である。

# 定期船市場における海運同盟政策の方向

木村武彦  
名古屋港管理組合

## はじめに

外航定期船市場では、国際貿易の安定と貿易業者への高水準サービス提供を目指して、供給の独占と需要の独立性を前提に国際カルテルとしての海運同盟を形成してきた。この同盟は、海運自由の原則の上に成立したイギリス系の閉鎖的同盟と独占禁止法（以下「独禁法」という）による公的規制を前面に押し出したアメリカ系の開放的同盟が、それぞれの國の外航定期船海運の発展過程に応じて、同盟政策として展開された。しかし、第二次大戦後、植民地から独立した発展途上国は、海運先進国でみられたような二つに類型化された同盟政策に対抗して「定期船同盟コード条約」を発効させた。

定期船同盟の憲法的役割をもつたこの条約も、全体的シヨアが一割にも満たなかつたために、その影響は比較的少なかつた。

一方、一九六六年よりはじまつたコンテナリゼーションは、開始早々から同盟ルールを改訂してまで同盟内に新規コンテナ船社を包含しようと試みており、海上輸送の技術革新に遅れをとった海運同盟の狼狽ぶりが窺える。その後一九七〇年代の中頃より社会主義国海運、発展途上国海運あるいはアジア中進国海運が相次いで盟外船活動を開拓したために、オーバートンネージによる競争を一層激化

させた。なかでもソ連海運の第三国配船サービスによる品目別差別運賃体系への挑戦は、同盟側も対抗手段がなく同盟支配弱体化の象徴となつた。これに拍車をかけたのは一九八四年に成立したアメリカの新海運法である。これまで同盟は、貨物の多寡による運賃差別や運賃、サービスの自主設定権を有していなかつたが、この導入を図り、独禁法の適用除外を明確にして、これまでの参入自由に併せて価格規制の緩和を推進した。アメリカ航路の往復航路はアジアからあれ、ヨーロッパからあれ、これまでの開放的同盟を崩壊へと導き、同盟政策の第二段階といわれる協議同盟の方向を目指しつつある。

この小論では、これまで概観した海運同盟の崩壊過程から協議同盟への移行要因を分析し、同盟政策が協議同盟を選択せざるを得なかつた外航定期船市場構造についても考察を加えることにする。

## 一 閉鎖的並びに開放的同盟政策の差異

荷主拘束手段として運賃延戻し制(Deferred rebate system)を中心とし、参入規制による少数独占船社により運営され、独禁法の適用除外と国際商業活動のための定期運航サービスへの国家不介入を基本政策としていた。イギリスが外航定期船海運に対し、「海運自由の原則」を基本に閉鎖的同盟政策を貫徹できたのも、當時（一九一四年頃）の海運市場は管轄権が及ぶ諸国との輸送の九二ペーセント、諸外国との貿易の輸送の六三ペーセント、第三間輸送の三〇ペーセントをイギリス海運が輸送していたという実績のもとに形成されたのである。

これまで検討したような伝統的同盟政策は、国際輸送において代替輸送手段が存在せず、供給の独占が定期船によってのみ可能であり、併せて国際商品輸送という高品質サービスを図るための需要の独立性が他の輸送サービス機関の追随を許さなかつたところにある。

しかしながら、一旦閉鎖的同盟が成立すると、荷主への安定的サービスと最適価格で輸送が行われた訳ではない。国際カルテルの性格から各國独禁法の適用除外と国際商業活動への国家不介入という政策も手伝つて、輸送費の法外設定が行われ、独占利潤の獲得が図られた。これに対してイギリス自治領や植民地の荷主から同盟の独占行動に対する規制の声が高くなつた。これに応えて、海運同盟について議論する時に必ず登場する王室海運同盟調査委員会（Royal Commission on Shipping Ring）は一九〇九年に既に検討したような「海運自由の原則」を打ち出し一貫してこの原則は信奉されてきた。

これに対して、開放的同盟（Open Conference）ふくわれるアメ

リカ系同盟の特徴は、参入自由を原則としており、同盟への加入意思と配船能力のある船社はすべて加入出来るため、荷主拘束手段が著しく弱められ、独占的行動力に対しても政府規制の強いものになつてゐる。このような同盟政策への差異が生じたのは、アメリカの場合、海運後進国であり、荷主国であったという事情が働いてゐる。アメリカ船主の閉鎖的同盟加入拒否を契機として一九一四年のアレキサンダー報告（Alexander's Report）では同盟禁止は妥当でなく、一定の保障の下に制限を加え、独禁法を免除し、同盟の運営を認めるというものであり、一九一六年のアメリカ海運法（Shipping Act of 1916）ではその趣旨を盛り込んで成立した。

海運同盟の原型はこの二つに類別されるが、国際カルテルの基本である独占利潤の確保のために運賃協定、配船協定、ブール協定というようなものを同盟の結束の度合と市場支配力の強弱により選択運営して競争を排除し、盟外船に対しては運賃延戻し制をはじめとして最強の競争抑圧手段を設けて同盟の維持に努めていた。

## II 定期船輸送市場構造の変化と新秩序

前節で検討した二つの同盟のうちアメリカ系同盟は一九五二年に端を発したイスラマンセン事件によって二重運賃制の合法化が争われたが、その帰結として一九六一年にボナー法（Bonner Act of 1961）が成立し、二重運賃制の容認の代償としてFMC（連邦海事委員会）が設置され、二重運賃制の荷主拘束力が著しく弱まつたばかりでなく、公共の利益に反しないかという判断がFMCの掌中に

握られた。これはアメリカを基点とする離発着航路がアメリカの国内法による国際カルテルの行為規制を意図しており、関係国の管轄権の侵害になるという主張をしてCSG(先進国海運担当閣僚会議)の抗議を受けたが実施に移されている。この変化以外は、伝統的同盟政策が大きな影響を受けることはなく、国際カルテルによる独占利潤の獲得の要として一九六〇年代の半ばまで安定的に進行した。」)のような安定市場に決定的な影響を与えたのはコンテナリゼーションであった。一九六六年四月から北大西洋航路に進出したシーランド社のコンテナ輸送サービスを従来の同盟協定を変更してまで同盟の枠内にとどめようとしたのは、輸送革新への対応の遅れが同盟崩壊に導き兼ねない状況を阻止するためであった。しかしながら、当初、資本集約的輸送システムで参入障壁が高く、少數の独占船社の独壇場と考えられていたコンテナリゼーションが、中古船市場の発達やリースバンの出現、公共コンテナターミナルの建設が進み、一九七〇年中頃より社会主義海運、発展途上国海運あるいはアジア中進国の海運が相次いで盟外船サービスを推進したために、船腹過剰による競争の激化を進行させた。なかでもソ連海運の第三国配船は、伝統的同盟の市場原理に対抗するもので、同盟支配の一層の弱体化をもたらした。

一方、発展途上国は、一九六〇年代末から一九七〇年代にかけて、同盟制度の転換を迫り、UNCTAD(国連貿易開発会議)の場で、具体的な同盟コードづくりが推進した。その主要な内容は「貿易当時国海運優先の原則とあらかじめ固定した積取比率に基づいた輸送貨物の配分を行う」という構想のもとに「海運自由の原則」を大幅

に制限しようとしたものである。これを盛り込んだ条約が一九七四年「定期船同盟行動憲章に関する条約」として採択され、一九八四年一〇月から条約条件を満たして発効した。その後ブリッセル・パッケージ方式によりEC諸国が加盟し、一九八七年現在六八ヶ国が加盟となっている。当初、同盟コードは同盟の憲法的役割を担うと思われたが、アメリカの未加入と一〇パーセント弱の定期船市場シェアのない現状では、その役割を終えつつある。

これまでの同盟をとりまく定期船市場の個別要因の重層的変動過程で、コンテナリゼーションは同盟に決定的な裁断を下した。特に複合輸送を可能とし、ユニット・ロード・システムの原理に一步接近すると共に、航空輸送や鉄道輸送が代替輸送者として容易に参入することができるようになったために供給の独占と需要の独立性が崩壊し、船腹過剰状態を恒常化させる方向に導いた。この状況の中で船社間の合理化協定をも認められないアメリカ海運法への不満がつわり、一連の交通規制緩和策の一つとして一九八四年に新海運法が成立した。その主要な規制緩和方策は、これまで有していた参入自由に加えて、価格規制緩和が打ち出されたことである。インデペンドント・アクション(I.Aと略す)タイム・ボリューム・レート(TVRと略す)やサービス・コントラクト(S/Cと略す)の導入により、コンテナスタビリティ理論に基づく有効な競争市場を目指したが、航路全体の運賃調整機能の不安定性を助長し、太平洋復航同盟(PWC)が同年一〇月に解散した。しかしながら、翌年一月には緩やかな協議機関(TWRA)が、有力な盟外船も参加して結成された。一方、往航同盟においても、同様に二〇社によってANERA

が結成された。この方向は大西洋航路九同盟にも拡っていった。このような同盟の形態变化は、これまでの伝統的同盟の解体であり、協議同盟の出現と規定できる。

### III 定期船市場の安定化を目指して

(むすびにかえて)

アメリカを基点とする往復航同盟が相次いでスーパー・コンファレンスという協議同盟に移行した要因は、これまで盟外船が經營戦略目標にした同盟自体の崩壊は、管理価格としての同盟運賃の不在を意味し、ひいては市場における破滅的競争へと結びつきかねない状態であった。これを回避するために盟外船も加入したゆるやかな協議機関としてのスーパー・コンファレンスの結成であった。これによつてまぎりなりにも安定した定期船市場が出現した訳ではない。船腹過剰の最も著しい太平洋航路において、航路安定化と船社経済の改善を目指す動きがあらわれた。一九八八年九月に太平洋航路協議会(TPDA)が太平洋航路サービス船社一三社によって結成され、加盟船社の年間輸送能力の一〇パーセントを削減するという太平洋航路秩序安定協定(TSA)が実施された。更に一九九一年一月からは一八パーセントの削減へと前進している。

太平洋航路の市場秩序づくりは、アメリカ海運法の影響の少なかつた歐州航路においても模索されており、歐州航路秩序安定協定(ESEA)の議論がなされている。

これまで検討した定期船市場における同盟政策の方向は、自然独立論に基づく公的規制からコンテナスタビリティ理論による政策展開

としてのアメリカ海運政策として結果したが、現実には私的規制をも崩壊させる方向に進んだ。その帰結として同盟は協議同盟へと形態変化を生じ、今日では航路安定化と船社経済の改善を目指した努力が、従来の同盟、盟外船社一体となって進められている。同盟発足以来何度も繰り返された競争的寡占秩序と協調的寡占秩序のどちらを選択するかという議論は市場構造の変化と共に動搖するが、定期船海運市場における国際カルテルの必要性は市場秩序の安定化を考える時必須であることは間違いない。

最後に、討論者をお引き受け頂いた神戸大学の宮下国生先生には深く謝意を表する次第である。先生のご指摘の一部については本稿で補足してみたが、不充分な点については今後の課題としたい。

#### 参考文献

- [1] 宮本清四郎『海運同盟制度論』一九七八年。
- [2] C. Ernest Fayle, *A Short History of the World's Shipping Industry*, 1933. (佐々木誠治訳『世界海運小史』一九五七年)。
- [3] 織田政夫『海運政策論』一九七九年、同『海運経済論』一九七五年、同『海運要論』一九八七年。
- [4] 魁海事産業研究所『一九八四年米国海運法の解説』一九八四年。
- [5] 運輸省編『外航海運の現況』一九九一年、一九九〇年版。
- [6] 篠原陽一、雨宮洋司編著『現代海運論』一九九一年。

# 貯蓄、資本蓄積と高齢化社会

原田泰  
（郵政省郵政研究所）  
高田聖治

## 一 はじめに

高齢化社会の憂鬱さについてはすでに論じつづかれた感がある。高齢（六十五歳以上）人口の若年（六十四歳以下）人口に対する比率は急速に高まり、一九七〇年では一三人余の若年者で一人の高齢者を支えればよかつたのだが、二〇三〇年には三人余で一人の高齢者を支えなければならないと言われている。これが年金給付の増大となって若年労働者の負担をもたらすことは容易に予想できることである。

この憂鬱さを克服する可能性として、すでに二つのことが指摘されている。ひとつは寿命が伸びれば人々が健康なまま高齢者になることができるはずで、高齢者の労働参加率が高まれば、若年労働人口が支えなければならない高齢人口がそれほど増大するわけではないというものである。もう一つは、人口の成長が鈍化する過程で子供の数が減少し、労働力とならない子供と高齢者の和（従属人口）はそう増えるわけではないというものである。

我々は第三の論点を付け加えたい。人口構成が高齢化するとき、

人々は老後に備えて貯蓄をし、貯蓄率が高まるということである。その貯蓄は日本における資本ストックとなるということである。資本ストックが増大すれば、将来の労働者はより多くの資本に助けられて労働し、より高い賃金を得ることができる。あるいは、海外の債権から収益によってより少ない労働でより高い生活水準を維持することができる、という可能性である。

## 二 モデルの概要

以上の問い合わせし、簡単なモデルを使って答えてみよう。このモデルでは、生産関数は単純なコブ・ダグラス型で、G.N.P.は労働と資本のみによって生産される。労働力人口は生産年齢人口の一定割合とし、将来推計人口は厚生省人口問題研究所のデータを用いる（<sup>1</sup>）。各期のG.N.P.は一人一人に平等に割り振られ、各々の貯蓄率を乗じた分の貯蓄をし、それが資本の増加となる（簡単のため閉鎖経済で考えてる）。貯蓄率は、若年者及び高齢者の貯蓄率をそれぞれパラメータとして与え、従つて一国全体の貯蓄率が單に人口構成的な

要因のみによって決まるものとした。

## 三 シミュレーション結果と

### そのインプレーション

以上のモデルを用いて、貯蓄率の変化等のシミュレーションを行つた。標準ケースでは若年者の貯蓄率を二七%、高齢者のそれをマニアス六%としてある（<sup>2</sup>）。この場合、一国全体の（グローバル）貯蓄率は一九九〇年の一八%から二〇三〇年の一四・七%まで変化する。この間に一人当たりG.N.P.は一・七五倍、賃金は約二倍に上昇する。これは労働者一人当たりの資本ストックの増大が主な要因であり、この四〇年間に二・三倍になる。

次に高齢者の一部が労働するケースを考えてみよう。高齢者の労働参加率が五%上昇するとして計算を行うと、一人当たりG.N.P.は標準ケースに比べて二・五%高まる。

次に、これと対比させるために、高齢者は労働しないが貯蓄の取り崩しもないケースを考えよう。この場合、貯蓄率は二〇三〇年に一六%程度まで低下するだけである。一人当たりG.N.P.、賃金は標準ケースと比較してどちらも四・九%程度上昇する。単純にいえば、高齢者が労働するよりも貯蓄率を一%強高める方が影響が大きい。

しかし、現実的なインプレーションを考えると、高齢者の労働参加率が高まり、そのおかげで貯蓄率の維持が可能になるというシナリオが、もっとも期待されるものであろう。そのため、高齢者の労働力率の五%の上昇と、高齢者の貯蓄の取り崩しがないという仮

定を同時に考えたシミュレーションを行うと、就業者一人当たりの資本ストックは標準ケースに比べて一三・二%、一人当たりG.N.P.は七・五%と大幅に上昇するという結果が得られる。

以上の結果から言えることは、将来の高齢化社会の憂鬱さは資本ストックの伸びによってかなり軽減できるであろうと、いうことである。もちろん、高齢者の労働力の活用を図ることは重要であるが、それだけではなく、高い貯蓄率の維持と組み合わせてこそ、望ましい姿を描くことができるであろう。そのことの理解のために、高齢者の労働参加率の上昇と、貯蓄率の維持とを分けてシミュレーションを行つてみた。それによつて貯蓄率の維持が非常に大きな効果を持つことが確認された。

## 四 年金給付は賃金スライドにすべきか

しかし、ここに一つの問題がある。上でみたように、労働人口が相対的に減少していくても、より少ない労働者はより多くの資本とともに働くことができるのでより高い賃金を得ることができる。ところが現在の公的年金システムは現役労働者の賃金の一一定割合を給付することを目標としているので、当然年金給付の負担も賃金の伸びと一緒に増大することになる。年金負担の増大がG.N.P.の伸びの大部を食つてしまふのである。

ここで我々は次の指摘をしたい。高齢者が一般国民の生活レベルから見て惨めでない生活を送れるようにするという年金制度の本来の趣旨から考えれば、年金給付は一人当たりG.N.P.にスライドさせ方が良いのではないだろうか。シミュレーションでみたように、

表1 標準ケースのシミュレーション

年	老年人口比率	従属人口比率	就業者比率	一人当たりGNP	賃金	一人当たり資本ストック	貯蓄率	年金支給額対GNP比率①	年金支給額対GNP比率②
1990	11.9	30.6	51.4	2779 1.95倍	3353 1.93倍	13640 3.54倍	18.0	8.1	8.1
2010	20.0	38.6	45.5	3779 1.35倍	5155 1.53倍	24268 1.78倍	15.4	15.3	13.9
2030	23.1	40.3	44.2	4874 1.29倍	6839 1.31倍	30182 1.24倍	14.7	18.3	16.1

(注) 1. 単位は1000円(1980年実質価格)。

2. 老年人口比率=(65歳以上人口)/全人口

従属人口比率=(14歳以下人口+65歳以上人口)/全人口

3. 下段の数字は、20年間の伸び。

4. ①は一人当たり年金支給額を対賃金比一定とした場合。

②は一人当たり年金支給額を対一人当たりGNP比一定とした場合。

表2 シミュレーション結果

	年	就業者比率	貯蓄率	一人当たりGNP	賃金	就業者一人当たり資本ストック
高齢者の労働力率上昇ケース	1990	51.4	18.0	2779	3353	13640
	2010	46.5 +1.0%	15.3	3847 +1.8%	5135 -0.4%	24042 -0.9%
	2030	45.3 +1.1%	14.7	4995 +2.5%	6830 -0.1%	30087 -0.3%
	2010	45.5	16.6 +1.2%	3872 +2.5%	5282 +2.5%	25986 +7.1%
高齢者の貯蓄取り崩しのないケース	2030	44.2	16.1 +1.4%	5111 +4.9%	7172 +4.9%	34265 +13.5%
	2010	46.5 +1.0%	16.6	3942 +4.3%	5262 +2.1%	25747 +6.1%
	2030	45.3 +1.1%	16.1	5238 +7.5%	7162 +4.7%	34157 +13.2%
	2010	45.5	11.6 -3.8%	3470 -8.2%	4733 -8.2%	19054 -21.5%
貯蓄率下降ケース	2030	44.2	10.3 -4.3%	4060 -16.7%	5670 -16.7%	18493 -38.7%

(注) 下段の数字は標準ケースからの増減。

賃金の伸びが一人当たりGNPの伸びより大きいので、年金給付を一人当たりGNPに連動させることによって年金負担をピーク時に約一割程度削減することができる。公的年金制度が実質的な賦課方式に依っている(ないし近い将来には移行する)ことを考えれば、これは公平の観点からも望ましいのではないだろうか(3)。

## 五 おわりに

高齢化社会の到来に備えて人々は貯蓄をする。貯蓄は資本となつて賃金を高める。これは高齢化社会の若い働き手を助けるものである。ところが、せっかく高まつた賃金を、賃金と年金の比率を是正するためとして年金の増額にあてたのでは、貯蓄の増大が賃金を高めるというメカニズムが生かされないのである。

- (1) ここで用いた将来推計人口は、昭和六十一年十二月推計のものであります。平成三年六月に発表された厚生省の暫定推計では高齢化のスピードがさらに加速されている。
- (2) 将来の貯蓄率は郵政研究所の研究成果を用いている。詳しくは、牧他「人口高齢化による家計貯蓄率の変化に関する研究調査」、「郵政研究レヴュー」第一号(郵政省郵政研究所・大蔵省印刷局発行)参照。
- (3) 年金制度の改革が資本蓄積に及ぼす影響については、本稿では明示的に扱っていない。
- (4) 本稿の詳細については、原田・高田「貯蓄・資本蓄積と高齢化社会」、『郵政レビュー』第二号、一九九二年参照。

(付記)  
本報告に対しても、討論者の藤田至孝先生(亜細亜大)および牛丸聰先生(青山学院大)をはじめとするフロアの方々から有益なコメントを頂きました。記して謝意を表します。

# 高齢者のための医療・介護サービスの供給と負担

鈴木 守  
〔東海大学〕

## 一 はじめに

二〇年後には確実に到来する高齢社会の経済的困難は、今や誰の目にも明らかになりつつある。昭和六〇年に一〇%だった六五歳以上の中高齢者比率は、平成二三年には二〇%、平成三二年には二十四%に達するものと予想されているからである。今後の医学や医療技術の進歩、衛生環境の改善を考えると、実際にはこの数字をさらに上回る可能性が強いし、他方で女性と高齢者の就業比率の増加が期待できるとしても、基本的な困難に変りはない。

公共政策の課題としての高齢社会の問題の一つは、今後急増する費用のうち、どこまでを公的に負担し、どこからは個人もしくは民間の負担に委ねるか、という点である。それについては、拙稿「高齢社会における年金・医療費の公的負担について」（『東海大学政治経済学部紀要』第二二号、一九八九年）で必要な分析を行い、私見を明らかにした。もう一つの問題は、特に寝たきりの高齢者のための医療・介護サービスの供給と負担のあり方であり、本稿の主題である。

## 二 高齢者のための

### 医療・介護サービスの供給と負担

既述の拙稿を要約することから始めよう。わが国の場合、高齢者

の増加が著しい上に、公的年金も医療保険も全国民を対象とする社会保障として整備され、しかも十分過ぎるほど給付水準が保障されているので、今後の負担の増大は極めて深刻である。それは将来の国民にとってほとんど負担の限界を超えると言つてよく、したがつて、このままでは公的年金・医療保険制度そのものが崩壊する可能性が強い。そうした悲劇的な事態を避けるには、基礎的な公的年金と医療給付のための財源は所得に対する定率の社会保険税ですべて賄い、公的年金の二階建て部分は公的補助のない積立方式に徹すれば、集められた基礎年金税収で、昭和六〇年の一人一ヵ月五万円の年金を、名目成長率スライドで六五歳以上の高齢者全員に支給するとともに、医療保険税収は、人口および高齢者数に応じて都道府県に分配し——したがって職域保険は解体し——、基礎的医療の供給については、各都道府県が財政的にも行政的にも全責任を負う、というのがそこでの結論であった。ちなみに、職域保険が社会保険の効率的な運営に一定の成果を挙げてきたことは認められてよいが、それはあくまでも部分的、特権的なグループにとってのことに過ぎない。ところで、現在の人口予測によると、最も高齢化の進む二〇二〇年頃の社会保険税の負担率は、基礎年金のために七・八%を要するから、公的負担による基礎的医療を将来とも国民所得の七%に抑えるとして、合計一五%前後になる。

こうした予算制約の中で、今後とも基礎的医療を社会保険に委ね、しかも現行の出来高払いを堅持しようとすると、その効率的運営が最大の課題になる。都道府県に財源と権限と責任を与えることがその一助になるが、さらに、七五歳を超えるような高齢者に対する診療行為については、支払機関がその適否を特に慎重にチェックすること、不必要な診療と判断された場合には自己負担率を四〇%程度に引き上げること、老人病院で慢性的な疾患の治療を行う場合には、薬剤費も含めて定額医療費制度を導入すること、都道府県の支払機関では専任の医師がチェックに当たること、が不可欠である。人は誰しも、事故死か心臓病で即死でもしない限り、最後は他人の世話になつて人生を終えるほかはない。高齢化が進み、医療技術が進歩すれば、ますますそうした可能性が高まる。そのような老人に対する基本的な政策は、介護に当つている親族の所得とは無関係に、十分意味のある介護手当を一般財源で支給することである。一日五時間民間ヘルパーによる介護を受けるとして、一日六、〇〇〇円、一ヶ月一八万円、うち八割を国費負担とすると年間一七二・八万円、寝たきり老人約六〇万人のうち五〇万人を対象者とすると、それに要する費用は八、六四〇億円で、ほぼ生活保護費に相当する。なお、上述の社会保険税が導入されれば、現在一般会計から支出されている社会保険のための国庫負担約六兆円が不要になるから、介護手当を制度化しても、五兆円を超す所得税減税が可能である。

## 三 在宅介護をめぐる諸問題

寝たきり老人の介護を、家庭で行うか施設で行うかも、大きな問

が、ヘルパーの紹介・斡旋そのものは排除原理の働く私的財であり、政府みずからがそれを行う必要はない。近くの家政婦紹介所を教え、在宅介護を行う上での難問の一つに住宅問題がある。寝たきり老人のために一部屋用意できるのでなければ、そもそも在宅介護は不可能である。また十分な家賃を払うことができても、市場では寝たきり老人世帯のための適当な住宅の入手は難しいから、政府みずからが供給に当たることも欠かせない。その際の有効な手段は、公営・公団住宅の一階はすべ、高齢者世帯に賃貸することとし、階段をスロープに改め、室内的段差をなくし、寝たきりやそれに近づいた老人が住みやすく、また介護しやすいように改造することである。

在宅介護にとって決定的に重要なのは、介護に当たる身内の献身と家族の協力である。戦前は家族制度がそれを支えていたが、戦後民法が改正され、子には等しく相続権が認められるようになって、かえって老親は子の世話をなれない、という傾向が一般化してしまった。他方、義父母の介護に挺身しても、嫁は一文の遺産を受け取る権利もない。半年以上にも亘って介護に当たった嫁や姪には、実子並みの相続権を認めて当然であろう。

#### 四 施設介護の問題点とその対策

今や在宅介護を支える諸条件が著しく欠けてしまつたことを考えると、今後高齢者が急増するわが国では、施設収容型介護が老人福祉政策の中核たらざるをえない。その場合、民営か公営かという経営形態がまず問題になる。北欧諸国では、高齢者に対する医療・介護

護施設はほとんど公営である。それは、医療や介護といった人命に直結するサービスの供給を利潤追求の手段にすべきではない、と考えられてきたからであり、また費用の大半が公的に負担されているために、私的な供給システムには馴染まない、と考えられたからであろう。さらに加えて、所得分配上の理由、情報や判断力が供給サードに偏在し、さまざまな不確実性にさらされ、また本人に合理的な判断力・行動力が欠けている等の理由で、高齢者の医療・介護を市場に委ねることには、從来から強い疑念が表明してきた。事実わが国でも、悪徳老人病院が跡を絶たないことから、民営施設には根強い反対論がある。こうした通説にもかかわらず、私は、効率性の重視・所得・資産の増大に伴う高齢者のニーズの多様化・民間資源の積極的な活用等のために、医療・介護施設の主流は民営が望ましいと考えている。以下にその場合の政府の役割を要約する。

第一は、国が適切な認可基準を定め、設立時のみならずその後においても、それに抵触する場合には業務の停止や認可の取消しを含む厳しい措置を講ずることである。またそのときの受け皿として、公営の収容施設と若干の空きベッドが不可欠である。

第二は、そのような役割を全うするために、都道府県の担当課を格段に整備し、施設への担当官の自由な立入りを認めることである。第三に、高齢者の大半が何がしかの疾患を抱えていることに鑑み、老人病院を明確に制度化する必要がある。老人病院は、再び健康を回復し社会で貢献してもらうために治療を行っている一般病院とは異なり、むしろ苦痛の軽減が目的である。したがって、公的医療保険で負担する医療・薬剤費は病状に応じた定額制にすべきであるし、公営の収容施設と若干の空きベッドが不可欠である。

意味のある介護手当が制度化されれば、公営施設であれ、民営施設であれ、介護費用は自己負担にして当然である。他方、建物や設備に要する固定費については、公的助成とりわけ国からの利子補給が必要であろうし、都道府県が県民を優先入所させるという条件で土地を提供し建設費の一部を負担する、といったことも当然考えられる。しかして、こうした公的助成が憲法第八九条に抵触するのであれば、憲法そのものを改めるべきもの、と私は考へていている。

#### 五 人材確保のための諸政策

医療・介護のための人材確保も重要な課題である。そこで最後に、その対応策について簡単に触れておきたい。

幸い医師については供給不足の心配はない。もっとも、若い医師にとって老人病院は生き甲斐の感じられる職場ではないだろう。それゆえ、若い間は最先端の知識や技術を駆使して一般医療に貢献し、自分の親を看取らなければならないような年齢になつてから終末医療に献身してくれれば、それで十分である。

看護婦の不足は深刻である。老人病院では、医師以上にベテラン看護婦の役割が大きいことを考へると、資格や経験を持ちながら、結婚や育児のために退職している看護婦を、週三日の勤務と月一回の夜勤を標準に、高給をもつて再雇用すべきである。有

資格者にはそれにふさわしい待遇で労に報いるのは当然で、そのことさらに難しいのは、ヘルパーの養成と確保である。昭和六二年に介護福祉士の資格が制度化され、翌年度には全国で二五カ所の養成機関が指定されたが、各県に一カ所は早急に設置すべきである。有

とが健康で意欲のある中年婦人をして老人介護に向かわせる誘因にもなる。それについても、ますます増大するヘルパーの需要を国内だけで賄いきれるかどうか、私は甚だ疑問である。近隣の途上国から中年婦人を受け入れ、半年程度国費で研修を受けてもらい、残り一年半は老人病院に就労して稼得し、その後は自國で老人福祉に貢献してもらう、といった制度の導入を検討すべきではあるまいか。  
(予定討論者を引き受けた丸尾直美教授に感謝致します。)

主要な御質問には本文の中で答えさせていただきました。

##### 質問 (一橋大学 高田一夫)

(1) 在宅介護のほうがコスト高であるという根拠を示してください。

(2) 老人病院と収容施設との混濁をどうお考えか。

答 (1) 寝たきり老人を念頭に置き、かつ家族の介護サービスを市場価格で評価すれば、在宅介護が、まとめて面倒のみられる施設介護より高くつくのは、当然のことと考えている。

(2) 病院の経営姿勢の問題であるが、認可基準に反して一般の老人を収容していれば、処分の対象にすべきだろう。なお、いわゆる中間施設や一般の老人ホームはここで言う終末施設ではない。

##### 質問 (鹿児島大学 山田誠)

公的医療供給の責任と財源を市町村ではなく都府県に委ねるのはなぜか。

答 社会保険を合理的に運営し、かつ脳や心臓の手術などの高度医療に対応できる病院をも所轄内に設置し、運営するには、財政的にみて市町村では小さ過ぎるからである。

# 社会福祉支出決定メカニズムの計量分析

— 東京都の自治体を対象として —

塚原康博  
〈社会保障研究所〉

ために、東京都の地方自治体を対象に実証分析を行う。

## 一 序論

これまで、日本において、地方自治体の社会福祉支出の決定要因を実証的に分析した論文として、坂田（一九八七）、杉沢・山崎・園田（一九八九）があるが、いずれの論文も、社会福祉支出の決定メカニズムを明示的に考慮したモデルを使って、実証分析を行っているわけではない。

そこで、本報告は、Orr（一九七六）やPlotnick（一九八六）が開発したモデルを援用しながら、社会福祉支出の決定メカニズムを明示的に考慮したモデルを使って、日本における地方自治体の社会福祉支出の決定要因を実証的に分析することを目的とした。

第二節では、地方の住民の政治的な支持を最大化するためには、政治家は、いかなる水準に社会福祉支出を決定したらよいかという観点から、どのような条件が満たされば、最適な福祉支出水準が達成されるのかを明らかにし、第三節では、最適な福祉支出の達成を保証する条件式が、いかなるインプリケーションをもつのかを比較学分析を使って明らかにする。そして、第四節では、第三節で得られたインプリケーションが、日本でも妥当するのかを検討する

## II モデル

地方自治体における社会福祉支出の水準が、いかに決定されるのかを分析しているモデルとして、Orr（一九七六）とPlotnick（一九八六）があるが、Orrのモデルは、Plotnickのモデルの特殊ケースと考えられるので、Plotnickのモデルを取り上げることにする。ただし、ここで示すモデルは、Plotnickのモデルそのものではないが、本質には変わりはない。

Plotnick（一九八六）に従い、地方における投票者として、利他主義者（自己の税引後所得の増大および福祉受益者の移転後所得の増大から効用を得る）、中立者（自己の税引後所得の増大のみから効用を得る）の三つの集団を考え、地方の政治家は、投票者からの政治的な支持が最大化されるような福祉政策を決定するものとする。

利他主義者と中立者を納税者とし、納税者が負担する税Tは、定額税とする。

$$T = \frac{(1-m)RB}{A+N} \quad (1)$$

ただし、R=福祉受益者数、A=利他主義者数、N=中立者数、B=福祉受益者一人当たりの福祉支出額、m=福祉支出に対する中央政府の補助率とする。

利他主義者の可処分所得Y\_Aは、税引前所得Y\_A^0から税Tを引いたものであり、中立者の可処分所得Y\_N^0は、税引前所得Y\_N^0から税Tを引いたものである。

$$Y_A = Y_A^0 - T$$

$$(2)$$

$$Y_N = Y_N^0 - T$$

$$(3)$$

ただし、単純化のために、利他主義者の税引前所得Y\_A^0と中立者の税引前所得Y\_N^0は、等しいものとする。

福祉受益者の移転後所得Y\_Rは、移転前所得Y\_R^0に福祉受益者への移転所得額Bを加えたものである。

$$Y_R = Y_R^0 + B$$

$$(4)$$

ただし、移転所得額Bには、現金のみならず、現物も含まれるものとする。

そして、利他主義者の政治的な支持率関数S\_Aは、自己の可処分所得Y\_Aと福祉受益者の移転後所得Y\_Rの関数とする。

$$S_A = S_A(Y_A, Y_R)$$

$$(5)$$

ただし、移転所得額Bには、現金のみならず、現物も含まれるものとする。

政治的な支持率関数S\_Aは、自己の可処分所得Y\_Aと福祉受益者の移転後所得Y\_Rの関数とする。

$$S_A = S_A(Y_A, Y_R)$$

$$(6)$$

ただし、 $\frac{\partial S_A}{\partial Y_A} > 0$ ,  $\frac{\partial S_A}{\partial Y_R} > 0$ ,  $\frac{\partial^2 S_A}{\partial Y_A^2} < 0$ ,  $\frac{\partial^2 S_A}{\partial Y_R^2} < 0$ 、といふ。

政治的な支持率関数は、効用関数と同じものであり、投票者は、自らが得る効用の大きさに応じて、政治的な支持を表明するものと

する。いじでは、所得から得られる限界効用は遞減するものと仮定している。

次に、中立者の政治的な支持率関数S\_Nは、自己の可処分所得Y\_Nのみの関数とする。

$$S_N = S_N(Y_N)$$

ただし、 $\frac{dS_N}{dY_N} > 0$ ,  $\frac{d^2S_N}{dY_N^2} < 0$ 、とする。

第三に、福祉受益者の政治的な支持率関数S\_Rは、自己の移転後所得Y\_Rのみの関数とする。

$$S_R = S_R(Y_R)$$

ただし、 $\frac{dS_R}{dY_R} < 0$ ,  $\frac{d^2S_R}{dY_R^2} < 0$ 、とする。

政治的な支持の合計Sは、各集団の支持率に、各集団の人数を掛けたものである。

$$S = AS_A + NS_N + RS_R$$

ここで、(1), (2), (3), (4)式の関係を考慮しながら、(5)式を最大化するための一階の条件を求めてみると、次式が得られる。

$$\frac{(1-m)R}{A+N} \left( A \frac{\partial S_A}{\partial Y_A} + N \frac{dS_N}{dY_N} \right) = A \frac{\partial S_N}{\partial Y_R} + R \frac{dS_R}{dY_R} \quad (6)$$

最大化のための一階の条件を表わす(6)式の左辺は、福祉受益者への一人当たり福祉支出額Bの追加的な増大がもたらす政治的な支持の喪失を示し、右辺は、福祉支出額Bの追加的な増大がもたらす政治的な支持の獲得を示す。

それゆえ、Bの増大による限界的な不支持とBの増大による限界

的な支持が等しくなるよう、*B*の水準を決めれば、そのとき、政治家の支持が最大化される。従つて、政治家の目標が、住民からの政治的支持を最大化することであるとすれば、政治家は、(6)式の条件が満たされるよう、*B*の水準を決定すると考えられる。

### III 比較静学分析

ここで、(6)式が、いかなるインプリケーションをもつてゐるのかを見るために、比較静学分析を行つてみよう。そうすると、以下のような予測を得ることができる。

a 他を一定として、納税者（利他主義者と中立者）の税引前所得が増えれば、福祉受益者一人当たりの福祉支出は増大するものと予想される。

b 他を一定として、利他主義者、中立者の人数が増えれば、福祉受益者一人当たりの福祉支出は増大するものと予想される。

c 他を一定として、福祉受益者の人数が増えれば、福祉受益者一人当たりの福祉支出は減少するものと予想される。

d 他を一定として、中央政府の補助率が上昇すれば、福祉受益者一人当たりの福祉支出は増大するものと予想される。

### IV 実証分析

本節では、第二節および第三節で示したモデルによつて、日本における地方の社会福祉支出が、うまく説明されるかどうかを検証してみよう。

ここでは、福祉受益者の人数を知る必要があるという理由により、

被説明変数 説明変数	(1) 対象者一人当たりの老人ホーム入所見舞金品の予算額		(2) 対象者一人当たりの友愛訪問員派遣の予算額		(3) 対象者一人当たりの訪問看護指導の予算額	
	(7) 式	(8) 式	(7) 式	(8) 式	(7) 式	(8) 式
納税義務者一人当たりの所得額 <i>Y</i>	0.0022246*** (0.00031705)	0.0027128*** (0.00030544)	0.006837*** (0.0011795)	0.0083199*** (0.00089403)	0.050864*** (0.0060835)	0.085475*** (0.008586)
対象者数 <i>R</i>	-0.00051601 (0.0026526)	.....	-0.0023748 (0.020705)	.....	-0.73269*** (0.11581)	.....
納税義務者数 <i>A+N</i>	0.0000032579 (0.000010588)	.....	0.000035861 (0.000021748)	.....	0.00077151*** (0.00014113)	.....
納税義務者数に対する対象者数の比率 <i>R/(A+N)</i>	.....	-344.56* (185.95)	.....	271.7 (2736.3)	.....	-102342*** (22772)
<i>R</i> <sup>2</sup>	0.769	0.795	0.913	0.905	0.935	0.899
サンプル・サイズ	38	38	21	21	23	23

(注) \*\*\*, \*\*, \* は、それぞれ、1, 5, 10%水準で有意であることを示す。カッコ内は、標準誤差である。

データ入手の制約により、サンプル・サイズが異なる。

比較的詳細なデータが手に入る東京都の市および区の個別の福祉施策を分析の対象にした。取り上げた福祉支出の項目は、社会的に不利な立場にある高齢者への福祉支出とし、(1)老人ホーム入所見舞金品のための支出、(2)友愛訪問員派遣のための支出、(3)訪問看護指導のための支出、の三つとした。ただし、支出額は、データ入手の制約により、決算額でなく、予算額で代用してある。

ここでは、前節で得られたa, b, cの三つの予測の妥当性を検証するために推定式として、以下のような二つの回帰式を使用する。ただし、dの予測については、補助率は自治体間で差がなく一定であるので、分析の対象から外した。

$$B = \alpha_1 Y + \alpha_2 R + \alpha_3 (A+N) + e \quad (7)$$

$$B = \beta_1 Y + \beta_2 (R/(A+N)) + e \quad (8)$$

ただし、*B* = 福祉受益者（対象者）一人当たりの福祉予算額（単位は千円）、*Y* = 納税義務者一人当たりの所得（単位は千円）、*A+N* = 納税義務者数、*e* = 誤差項とする。実証分析の段階では、納税義務者を利他主義者と中立者にわけるのは困難があるので、納税義務者として一括して扱う。

(7)式と(8)式を用いて、昭和六十年度について、東京都の地方自治体を対象に、OLSによるクロスセクション分析を行つたが、その結果を示したのが表1である。

表1の*R*<sup>2</sup>から判断して、全般的にモデルの説明力は高く、回帰係数の符号は、第三節の比較静学分析で得られた予想と一致しており、しかも、すべて1%水準で有意である。推定された回帰係数の数値から、その解釈を行うと、他を一定とした場合に、納税義務者一人当たりの所得が千円増加すると、対象者一人当たりの訪問看護指導の予算額は、○・七七円増加すると予想される。

以上のことから、本稿で示したモデルは、分析の対象にした三つの予算額について、かなりの説明力をもち、とりわけ、訪問看護指導の予算額については、説明力が大きいといえよう。

\* 本報告の詳細については、同名の拙稿（一九九〇）『季刊社会保障研究』第六卷第一号、二三八—一四四ページを参照されたい。

#### （付記）

本報告に対し、討論者として貴重なコメントを下さった原田博夫先生（専修大学）、フロアードから貴重なコメントを下さった丸尾直美先生（慶應義塾大学）、高田一夫先生（一橋大学）、そして質問表を通じて貴重なコメントを下さった横山彰先生（城西大学）、長峰純一先生（追手門学院大学）に感謝申し上げます。頂いたコメントは、今後の研究の参考にさせて頂きます。

# 土地税制に関する社会的選択

前川俊一  
（株）日本不動産研究所

## 一 問題の設定

一九八〇年代後半の地価高騰は、大都市圏の地価水準を極めて高くし、住宅取得困難層の増大などいくつかの問題を引き起こした。これに対して様々な土地対策が議論されている。その中心となつているのが土地税制である。

土地政策としての土地税制に対する議論は、その土地市場への効果に着目して行われる。しかし、土地に対する税の本来の姿は、土地政策の手段でなく、中央政策等公的主体の必要な財政支出に対する「負担」であり、税のあるべき姿は、負担の公平性等から決定されるべきである。土地税制を土地政策として活用するためには、それを活用することによる政策の効果と「あるべき姿」からの乖離を姿を検討して、次に土地税制の市場に対する効果を議論した上で、最後に土地税制の社会的選択を考えてみることとする。

## 二 土地課税の論理

### 三 土地税制のあるべき姿

土地の保有に対する税と所得に対する税に分けてあるべき姿を考えてみる。

#### (1) 土地の保有に対する税

二で土地課税の論理で整理したように、土地の保有に対する税の論理は、土地を保有するものがより多くの利益を受ける公的サービスに対する負担と、開発利益の未実現段階での吸収である。

後者は未実現キャピタルゲイン税としての性格を有し、所得に対する課税である実現キャピタルゲイン課税との関連を明確にしておく必要がある。これに関しては所得に対する課税で議論する。

前者の論理で土地保有課税の負担の本来の決定を考えてみよう。まず財政支出の中でも土地等資産保有する者が負担すべき支出について描出することが必要である。なおその場合、社会資本投資等資本的支出については開発利益の吸収の中で考えるべきであり、前者の

土地課税の論理を整理すれば次のようになる。

①開発利益の吸収

社会資本投資の開発利益の多くは土地に帰着する。この利益は外部経済利益であり、多くは吸収すべきである。

②行政サービスの受益に対する負担

警察・消防等の行政サービスにより提供される利益（安全等）は、土地等の財産をより多く保有する者が相対的に多く受けける。安全という利益のコストとして財産を多く保有するものがより多く負担すべきである。

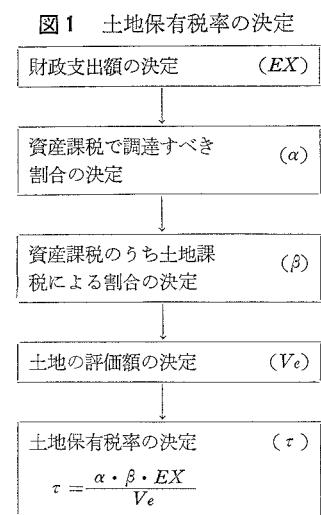
③所得に対する課税

応能原則に従つて負担すべき財政支出について、他の所得からの負担と同様、土地から生じた所得からも負担すべきである。

④所得再分配

資産格差是正のための再分配。これは政策目標の一つでもあるので土地税制の土地政策の活用とも考えられる。

①と②は受益に対する課税としての側面をもち、③は応能による負担としての側面をもつ。また、土地課税を土地の保有に対する課税と土地の所得に対する課税とに分けるとすれば、②が保有に対する課税であり、③が所得に対する税である。①の開発利益の吸収は、未実現段階で吸収する場合、保有に対する税としての側面をもち、実現段階で吸収する場合、所得に対する課税としての側面をもつ。



①の点に関しては、開発利益部分他の所得より重く課税すべきであるということになる。開発利益部分を明確に区分することが必要となる。その区分を行わずすべてのキャピタルゲインに対し重課税とした場合、キャピタルゲインを生む土地利用を不利にし、税の土地利用に対する中立性を守れなくなるので注意を用する。

②の点に関しては、土地の保有に対する課税で論じた未実現キャピタルゲインと関連も生じる。すべてのキャピタルゲインを実現時点で課税する場合、発生と実現のギャップの調整が問題となる。一つの提案は、実現時点で課税しても未実現時点で課税しても負担が

同一となる税制を構成することである。このようにした場合課税時点は大きな問題ではなくなる。未実現時点と実現時点の両方で課税する場合は二重課税を避けるシステムの構築が必要となる。

#### 四 土地税制の土地市場に対する効果

(1) 土地保有課税

土地保有課税は一般に需要を減少させ、供給を増加させると言わされている。

土地保有税を課された時、需要者の需要価格の下落率を、期首に土地を購入して期末に売却することを想定して示す。

$$\text{課税前 } P_t^d = R_t / (1 + 1/d) + (1 + g_d) P_t^d / (1 + y_d)$$

$$P_t^d = R_t / (y_d - g_d)$$

課税後

$$P_t^d' = R_t / (1 + y) + (1 + g) P_t^d / (1 + y) - \tau \cdot P_t^d / (1 + y)$$

下落率

$$(P_t^d - P_t^d') / P_t^d = 1 - P_t^d' / P_t^d = \frac{\tau}{y_d - g_d + \tau}$$

$P_t^d, P_t^d'$ …課税前後の土地価格、 $y_d$ …土地の純収益、 $\tau$ …土地保有税率

需要者の期待地価上昇率、 $R_t$ …土地の純収益、 $\tau$ …土地保有税率  
供給者の供給価格の課税による下落率も同様にして  $\tau / (y_s - g_s + \tau)$  と求められる。なお、 $y_s$  は供給者の期待収益率、 $g_s$  は供給者の期待地価上昇率。

この結果市場での土地価格及び取引量は、次のとおり。

$$\text{土地価格下落率 } \tau / (y_d - g_d + \tau) > \tau / (y_s - g_s + \tau)$$

取引量  $(y_d - g_d) > (y_s - g_s)$  なら 取引増加

このようにして課税によって、供給者は供給量を減らすが、需要者は需要量を増やす。

$(y_d - g_d) < (y_s - g_s)$  の場合、取引量は供給者の土地保有志向が強い場合、 $y_s$  が小さくなり、取引量は増加する。

なお、土地保有課税の大きな問題点としてあげられているのは、土地利用に対する非中立性である。土地保有課税の非中立性は、課税が懷妊期間のある土地利用（一定期間をおいた後高度利用が実現されるような土地利用）および収益の増加率が高い土地利用に相対的に不利に作用し、低度であるにしてもあるいは収益の増加率が低いにしても直近の収益が相対的に高い土地利用を促進する。したがって、土地保有課税により、将来において高度利用が実現するような地域で直近の低度な土地利用が促進されてしまう。

#### (2) キャピタルゲイン課税

現行のキャピタルゲインは実現したキャピタルゲインに対する課税である。実現キャピタルゲイン課税の効果を整理しよう。

需要に対する効果は、将来売却した場合に税を課されるから需要価格が下落（需要の減少）することである。下落率は保有期間、期待地価上昇率による。

供給に対する効果は、売却を遅らせることによる延納の利益  $a$  と延納の損失  $b$  を比較によって、供給が増加するか否かが決まる。

$a > b$ なら凍結効果が発生し、供給は減少する。逆に  $a < b$  なら供給は増加する。土地の保有期間が長い場合、過去のキャピタルゲインの蓄積が大きく、 $a > b$  の可能性が強く、供給は減少する。

供給側に凍結効果が生じた場合、取引量は確実に減少するが、価格については需要曲線供給曲線のシフトの程度による。

実現キャピタルゲイン課税の問題としてあげられているのは、この凍結効果であり、取引を減少させる可能性があることである。

#### 五 土地税制の社会的選択

土地税制を土地政策の手段として活用するためには、土地税制活用による効果（プラスの効果ばかりでなく、マイナスの効果も考慮する）と活用によりもたらされる税のゆがみを的確に把握した上で、それらの社会的選択として決定しなければならないだろう。

それを示したもののが図2である。図2では横軸に効果を、縦軸に税のゆがみをとり、両者のトレードオフの関係に着目して、可能性フロンティアが描かれている。また、社会的無差別曲線と可能性フロンティア

#### 参考文献

- [1] 野口悠紀雄『土地の経済学』日本経済新聞社、一九八九年。
- [2] 岩田規久男『土地と住宅の経済学』日本経済新聞社、一九七七年。
- [3] W.D. Klempner, "Forests and the Property Tax: A Reexamination," *National Tax Journal*, Vol. 27, No. 4, December 1974, pp. 645-51.
- [4] B.L. Bentick, "Impriving the Allocation of Land between Speculators and Users: Taxation Paper Land," *The Economic Record*, Vol. 48, No. 121, March 1972, pp. 18-41.
- [5] 前川俊一「キャピタルゲイン税と開拓地の理論的検討」『公共選択の研究』創刊号、一九八一年十一月、三四一四五ページ。
- [6] 前川俊一「土地の私的所有と土地利用の効率性」『不動産研究』第二十七卷第一号、一九八五年四月、九一—一〇〇ページ。
- [7] 前川俊一「土地保有課税の効果とその問題点」『不動産研究』第十七卷第三号、一九八五年七月、一一一—一七二ページ。

みのない状態は何か

# 開発利益の還元に関する経済分析

藤岡 明房  
（筑波大学）

## はじめに

近年、地価の高騰により用地費の支出が急増し、社会資本の整備

が困難になってきた。そこで、財源確保のために開発利益の還元を積極的に行なうべきだとの議論がなされるようになった。しかしながら、開発利益の還元についての理論的な検討はまだ十分とはいえない状況である。そこで、本論文では従来の開発利益の還元理論の中の「ベンリー・ジョージの定理」と「キャピタライゼーション理論」を前提として、有料道路のような準私的財を公益企業が供給する場合の開発利益の還元の問題について調べてみることにする。

## II 開発利益の還元に関する理論的展望

開発利益の測定に関する理論としては、開発利益の総額の決定に関する「ベンリー・ジョージの定理」と開発利益の限界的変化に関する「キャピタライゼーション理論」がある。前者については、アーネストとステイダロッハ [1979]、トラッターズ他 [1974]、ペインズとワイズ [1976] などで議論されている。また、坂下 [1989]、金本 [1983] はよりわかりやすい方法で説明している。後者については、古典的なティボー [1956] からはじまり、リンド [1973]、ペインズ

ズとワイズ [1976]、スター・レーヴ [1981]、[1983] などで検討されている。より具体的な分析としては、交通の分野でのウィートン [1977]、貝山 [1987] などがある。

## III 開発利益の測定に関する単純モデル

### (1) 中央計画当局による最適化

開発利益の測定に関する既存の理論を単純化してモデルを設定しておくる。坂下 [1989]に基づいて、単一地域を想定し、人口移動に関しては開放的であるが他の面では自足完了的であるとする。地域産業は、労働（人口） $N$ のみを投入して合成財 $Y$ を生産する。そして、生産に関する規則の経済が働いている。この地域の面積は一定（＝ $L$ ）であり、住民の数が増えれば一人当たりの面積 $H$ はその分だけ減少することになる。住民は一人当たりの合成財 $C$ と土地面積 $H$ によって満足 $u$ を得るものとする。

中央計画当局は、産業と土地の資源制約の下で住民の効用を最大化するような最適配分計画を立てる事となる。

$$(1) \quad \text{Max } W = u(C, H) + \mu \{ f(N; K) - CN \} + \rho \{ L - HN \}$$

ただし、 $W$  = 目的関数、 $\mu$  = 産業制約に関するラグランジアン乗数、 $\rho$  = 土地制約に関するラグランジアン乗数。

（1）のモデルを解くと次の関係が得られる。

$$(2) \quad \frac{\partial u / \partial H}{\partial u / \partial C} = \frac{df / dN - C}{H}$$

（2）の式は、合成財と土地との間の消費の限界代替率が生産の技術的限界代替率と等しくなることを意味する。（1）の関係を満足する合成財 $Y$ と土地面積 $H$ 、住民数 $N$ が最適値である。

合成財の（潜在）価格 $\mu$ をニメレールにして土地の（潜在）価格 $\rho$ を表わすと、 $\mu \equiv \rho / \mu$  となる。これは地代を示している。そのため、地代総額は、

$$(3) \quad R \equiv rL = N \left\{ \frac{df}{dN} - \frac{f}{N} \right\}$$

となる。右辺のカッコの中は、合成財の生産に関する規模の経済が働いているならば、限界生産力の方が平均生産力より大きくなるため正になる。したがって、地代総額も正になる。

次に、中央計画当局が投資を行うことによって資本 $K$ を増加させた場合の住民の厚生の変化を求めてみる。包絡線の定理を利用すると次の式が得られる。

$$(4) \quad \frac{dW}{dK} = \frac{1}{N} \frac{\partial u}{\partial C} \frac{df}{dK} > 0$$

（4）の式から、資本の増加は住民の厚生を高めるに違いない。

また、資本の増加によって地代総額も変化するといふが考えられる。そこで、（3）式に基いて地代総額の変化を調べてみる。

$$(5) \quad \frac{dR}{dK} \equiv \frac{d(rL)}{dK} = - \frac{dY}{dK} + N \frac{d^2 f}{dN^2} \frac{dN}{dK} + N \frac{d^2 f}{dN dK} = ?$$

$$(6) \quad \text{Max } W = u(C, H, Q)$$

$$(7) \quad s.t. \quad f(N_1) = CN$$

$$(8) \quad L = HN$$

$$(9) \quad Q = g(N_2; K)$$



# イギリス民営化企業に対する政府介入

——「黄金株」の問題を中心として——

野村宗訓  
(名古屋大学)

## 序

イギリスではサッチャー政権成立以降、積極的に民営化(privateisation)が推進されてきた。表1から民営化が多様な業種を対象として、断続的に実施されている点が明白となる。本来、民営化により政府介入の撤廃が意図されたにもかかわらず、政府は株式売却後の産業や企業に関与し続けている。確かに、公益事業のように自然独占の要素が強く残っている分野では、民営化実施後も政府による規制が必要になる。それは競争条件の整備や消費者の保護という観点から正当化される。このような規制とは異なり政府は「黄金株」(Golden Share)を通して民営化企業に介入している。その対象は単に公益事業のみならず、製造業に属する企業まで含まれている。

## I 民営化企業における「黄金株」の規定

「黄金株」は「特別株」(Special Share)、「優先株」(Preference Share)、あるいは「特権償還株」(Special Rights Redeemable Share)等の別称である。これらはいずれも単に一株ではあるが他の株式よりも優越的な特権を行使でき、原則として政府によって保

有される。

民営化企業の定款に示された「黄金株」の規定は同一ではないが、主として以下のようないくつかの制限や条件を課す権限が含まれる。すなわち、特定個人による株式所有の制限、グループ資産の処分に関する制限、会社の自発的閉鎖や解散に関する制限、議決権付き株式の発行に関する制限、取締役任命の条件、英国人取締役指定の条件等である。たとえ国有企业が100%の株式を売却し、民間企業に移行したとしても、全く別途に設けられた「黄金株」が存在すれば政府は右に示した権限行使することが可能となる。「黄金株」が創り出された動機は望ましくない買収、すなわち一方的かつ敵対的性格の買収を回避する点にあった。とりわけ、外国人による株式所有に制約を加えることが狙いとされていた。

## II 民営化推進過程での「黄金株」の利用

民営化企業に対する株式取得が進行する過程で、政府がいかに裁量的で恣意的な介入を行つて来たのかをケース・スタディから明らかにできる。

### (1) 石油産業

まず Britoil の「黄金株」が他企業からの株式

表1 株式売却の動向

株式売却企業	業種	時期	方法	黄金株	比率(%)	収益(£m.)
British Petroleum	石油	1977/6	PO	NONE	17.0	564
		1979/11	PO		5.0	290
		1983/9	PO		7.0	566
		1987/10	PO		36.8	7,017
ICL	電子機器	1979/12	PS/STP	NONE	—	37
		1980/6	PS/STP	NONE	—	15
		1980/7	PS/STP	NONE	—	43
		1981/2	PO	—	51.6	150
Fairey	特殊機器	1985/5	PO	IGS	48.4	551
		1981/7	PS/STP	NONE	—	44
		1981/10	PO	—	50.0	224
		1983/12	PO	IGS	27.0	275
Ferranti	電子機器	1985/12	PO	—	23.0	933
		1982/2	PO	LGS	100.0	71
		1982/2	PS/MBO	NONE	—	7
		1982/11	PO	IGS	51.0	549
British Aerospace	航空宇宙機器	1985/8	PO	—	49.0	449
		1983/2	PO	NONE	51.5	22
		1984/4	PO	—	48.5	52
		1983/3	PS/STP	NONE	—	60
British Sugar	精糖	1983/3	PS/STP	NONE	—	45
		1981/10	PO	—	51.0	549
		1983/12	PO	IGS	27.0	275
		1985/5	PO	—	23.0	933
Cable & Wireless	国際通信	1985/12	PO	IGS	48.4	551
		1981/7	PS/STP	NONE	—	44
		1981/10	PO	—	50.0	224
		1983/12	PO	IGS	27.0	275
Amersham International	放射性化学機器	1982/2	PO	LGS	100.0	71
		1982/2	PS/MBO	NONE	—	7
		1982/11	PO	IGS	51.0	549
		1985/8	PO	—	49.0	449
Associated British Ports	港湾管理	1983/2	PO	NONE	51.5	22
		1984/4	PO	—	48.5	52
		1983/3	PS/STP	NONE	—	60
		1984/7	PS/STP	IGS	—	66
International Aeradio	航空通信	1984/5	PS/STP	NONE	—	80
		1984/6	PO	LGS	100.0	392
		1984/7	PS/STP	IGS	—	66
		1984/7	PO	LGS	99.0	294
British Rail Hotels	ホテル	1984/8	PS/STP	NONE	—	95
		1984/11	PO	IGS	50.2	3,916
		1985/6	PS/STP	NONE	—	34
		1986/3	PS/MBO	IGS	—	60
Wytch Farm	石油	1986/8	PS/MBO,	NONE	—	325
		1988/3	STP	—	—	—
		1986/9	PS/STP	NONE	—	14
		1986/12	PO	IGS	97.0	5,434
Enterprise Oil	フェリー輸送	1987/1	PS/MBO	NONE	—	30
		1987/2	PO	NONE	100.0	900
		1987/5	PO	IGS	100.0	1,363
		1987/6	PS/MBO	NONE	—	26
Sealink	自動車部品	1987/7	PO	IGS	100.0	1,281
		1988/8	PS/STP	NONE	—	150
		1988/12	PO	LGS	100.0	2,500
		1989/12	PO	LGS	100.0	5,110
Jaguar	自動車	1990/12	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
Inmos	シリコン・チップ	1984/8	PS/STP	NONE	—	95
		1984/11	PO	IGS	50.2	3,916
		1985/6	PS/STP	NONE	—	34
		1986/3	PS/MBO	IGS	—	60
British Telecom	通信	1986/8	PS/MBO,	NONE	—	325
		1988/12	PO	IGS	100.0	900
		1989/12	PO	LGS	100.0	1,363
		1990/12	PO	NA	NA	NA
Yarrow Shipbuilders	造船	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
VSEL	造船	1986/8	PS/MBO,	NONE	—	325
		1988/12	PO	IGS	100.0	900
		1989/12	PO	LGS	100.0	1,363
		1990/12	PO	NA	NA	NA
National Bus Company	バス	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
B.A. Helicopters	ヘリコプター輸送	1986/9	PS/STP	NONE	—	14
		1986/12	PO	IGS	97.0	5,434
		1987/1	PS/MBO	NONE	—	30
		1987/2	PO	NONE	100.0	900
British Gas	ガス	1987/5	PO	IGS	100.0	1,363
		1987/6	PS/MBO	NONE	—	26
		1987/7	PO	IGS	100.0	1,281
		1988/8	PS/STP	NONE	—	150
Unipart	自動車部品	1988/12	PO	LGS	100.0	2,500
		1989/12	PO	LGS	100.0	5,110
		1990/12	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
British Airways	航空輸送	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
Rolls-Royce	航空機エンジン	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
Istel	コンピュータ	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
BAA	空港管理	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
Rover Group	自動車	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
British Steel	鉄鋼	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
Water Companies	水道	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
Distribution Companies	配電	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
National Power	発電	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
PowerGen	発電	1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA
		1991/3	PO	NA	NA	NA

(注) 1. PO: Public Offer

IGS: Indefinite Golden Share

PS: Private Sale

LGS: Limited Golden Share

MBO: Management Buyout

NA: Not Available

2. 小規模な株式売却に関しては省略。

(出所) Fraser [1], Price Waterhouse [3] を用いて筆者自身が作成。

取得に際して、どのような役割を果たしたのかを考察する。一九七六年に労働党政権下において設立された British National Oil Corporation から探鉱・生産事業の資産を引き継いだ Britoil は一九八二年十一月に五一%の株式を、八五年八月に残る四九%の株式を売却し、形式的には民間企業に移行した。Britoil の株式の一五%が British Petroleum (BP) により買い占められたのは、一九八七年十月の株式大暴落の直後であった。株式取得は一方的に進められ、十二月になり BP は Britoil の株式を二九・九%にまで買い足すことを明らかにした。BP による Britoil の株式買い占めが明らかになつた後に、アメリカの大手石油企業である Atlantic Richfield (Arco) も Britoil の株式取得を進めていた事実が公表された。一九八八年一月に Arco の所有する株式は約二四%に達した。

BP の株式買い占めが敵対的性格を持つていたのに対し、Arco のそれは友好的性格を備えていた。それにもかかわらず、Arco は一九八八年一月二二日に自己の保有する Britoil の株式をすべて BP に譲渡することに同意した。その理由として次の点があげられる。すなわち、一九八七年十二月の段階で既に大蔵省が Britoil を保護するため、「黄金株」の行使を宣言していたため、Arco はその権限が発揮されるのを事前に回避したものと判断できる。最終的に BP は Britoil 株式の八一%を所有する結果に至つた。一九八八年二月四日に貿易・産業大臣から、この株式取得問題が独占・合併委員会に付託されるとの見解が表明された。更に、大蔵大臣は BP からいくつかの保証を取り付けることにより Britoil の「黄金株」を行使しないと発表した。

ど「気まぐれな」政策運営はないようと思われる。結果的に、政府の一貫性を欠いた政策運営が原因で、「黄金株」は外資系企業からの敵対的な買収を回避する機能を果たし得なかつた。

### III 過去の産業政策と「黄金株」の類似性

「黄金株」の利用をめぐる政府の方針は多くの点で過去に実施されてきた労働党政権下における産業政策と類似している。

第一に外資系企業を規制する側面に着目する。一九七五年産業法 (Industry Act 1975) によると、重要な製造業の支配権が移転される場合、大臣はそれを阻止する権限を行使できる。しかしながら、現実に一九七五年産業法に基づき外資系企業による株式取得が制限された実例はない。それ故、外資系企業に対する規制に関して「黄金株」との運用面での差異を見いだすことは不可能である。

第二に国内企業同士の結合を支援する側面に注目する。一九六六年に創設された産業再編成公社 (IRC) は特定産業の合理化や個別企業の合併を促進する役割を果たした。IRC は原則的には、輸出の増大や研究開発の促進を通じて国際収支の改善や国際競争力の強化に寄与する合理化計画や再編成計画に資金を援助する予定であった。しかし、IRC が関与したすべての案件において必ずしも国際収支の改善や国際競争力の強化が絶対視されたわけではなかつた。自國企業の保護という観点から外資系企業との対抗を意図した防衛的な合併を支援したのも事実である。IRC の活動は多岐にわたる産業や企業に助言や助成を与えたが、その過程において国内企業保護の立場が採用された。それに対して、「黄金株」は外資系企業に

このケースから次のような点が問題となる。すなわち、自國企業と外資系企業が全く同時期に民営化企業の株式取得に乗り出した時には、「黄金株」は自國企業に有利な結果をもたらす点である。このような場合、政府が「黄金株」の行使を考慮するか否かを問わず、必然的に外資系企業の方が不利な立場に置かれててしまう。

(2) 自動車産業 次に Jaguar (ジャガー) の民営化と「黄金株」の機能について言及する。高級車製造を専門とするジャガーは一九六六年に BL の前身である BMC により吸収された。その後七年の BL 国有化を経て、八四年に BL から分離され、株式売却を通じて民間企業に戻つた。独立的要素が強く高収益が期待できる企業であったので民営化は問題なく進展した。但し、政府はこのような小規模な企業に関しても「黄金株」を設け、当初は外資系企業がらの買収を防止しようとした。

ジャガーの民営化前後の業績は決して悪くなかったが、EC 統合

を狙いに定めたヨーロッパ企業やアメリカ企業から買収の格好のターゲットにされた。一九八九年九月にフォードがジャガーの株式を取得し、支配権行使する声明を出したが、それはジャガーの意向にそぐわなかつた。それ故、敵対的な買収を回避することを目的とした「黄金株」の効力が試される絶好の機会であった。

ジャガーの「黄金株」は期限付き型であり、本来ならば一九九〇年十二月まで効力を發揮できるはずであった。ところが、一九八九年十月末にサッチャー政権は同社の「黄金株」を撤廃し、フォードによる株式取得を認める見解を明らかにした。このような結論に及んだ過程は不明瞭であるが、民間企業の経営を攪乱する点でこれほ

よる株式取得が起つた状況を最初から想定しており、「黄金株」を行使する以前に国内企業擁護の路線を強調している。

第三に民間企業に対する支配権を強化する側面に焦点を絞る。国家企業厅 (NEB) は一九七〇年に廃止された IRC の代替的な機関であるが、次の点で両者は異なつた。すなわち、IRC は民間企業の合理化や再編成を促進するために、単に触媒 (catalyst) としての機能を果たしたにすぎないが、NEB は民間企業の株式取得を通じて実質的な支配権行使できた点である。「黄金株」の存在する企業は議決権付き株式の発行、取締役の任命、資産の処分等の面で政府の関与を受けるが、NEB 下の企業と基本的には既に民間企業に移行している点である。民営化企業に「黄金株」が残されている以上、それは純粹な民間企業とは判断できない。なぜなら政府は表面的に民間企業となつた当事者に対して支配する権限を尚、留保しているからである。

過去の産業政策に基づく政府介入は防衛的合併や救済的国有化は効力を発揮したが、長期的には効率性向上につながらず国際競争力の弱体化を招いた。サッチャー政権で導入された民営化は労働党政権下における政府介入の失敗を是正する狙いで導入されたにもかかわらず、「黄金株」の創設により再び過去と同様の失敗を繰り返す危険性があることに注意しなければならない。

本稿では政府介入の撤廃を意図した民営化政策が政府介入を一層強化する「黄金株」により、矛盾を引き起こしている点を批判的に

### 結 び

— 151 —

検討し、それが過去の産業政策における介入主義的発想に起因している点を明確にした。今後は、効率性を無視して国内企業を保護したり、民営化企業の経営を攪乱するような「黄金株」の行使は避けられるべきであり、可能な限り「黄金株」の撤廃が考慮されることが望まれる。それらに加えて、もちろん、政府介入依存型の産業政策の方を根本から見直す必要があることは言うまでもない。更に、民営化を推進する過程において市場構造のリストラクチャリングや競争条件の整備が競争政策当局や新規制機関により進めるべきである。

#### 参考文献

- [1] Fraser, R.(ed.), *Privatization: The UK Experience and International Trends*, Longman, 1988.
- [2] Graham, C. and T. Prosser, "Golden Shares: Industrial Policy By Stealth?", *Public Law*, Autumn 1988.
- [3] Price Waterhouse, *Privatisation: The Facts*, Price Waterhouse, 1989.
- [4] 斎村宗訓「イギリス民営化企業に対する政府介入」『名古屋学院大学論集社会科系篇』第一八巻第一号、一九九一年七月。

#### (付記)

報告に際し、東洋大学教授・山谷修作氏並びに八千代国際大学教授・佐々木實雄氏より競争促進と民営化政策に関する貴重なコメントを賜ることことができた。ここに記して謝意を表したい。

## 先進国と発展途上国との動学的階層ゲーム政策 ——日本とアジアNIES——

伊藤幸雄  
名城大学短期大学部

### 一 序

本報告の目的は、日本とアジアNIES諸国（韓国、台湾、香港、シンガポール）との最近の密接な経済相互依存関係に焦点をあて、それをある種の動学的階層（シニタックルベルグ）ゲームとして定式化した場合の適用可能性と政策シミュレーション分析を簡単なケインズ型計量モデルを用いて検討することである。

報告論文の内容は次のとおりである。第二節ではプロトタイプ・モデルを提示し、第三節では、動学的階層ゲームの定式化を行い、第四節では、先進国（日本）モデルと発展途上国（アジアNIES）モデルを構築し、推定する。第五節では、政策シミュレーションを実施し、この政策論の実証可能性を検討する。最後に、この方法の問題点と将来の展望を述べることにする。

この節では、動学ゲームの前提となる各経済地域の構造モデルを、階層ゲームの構成員である追随者と先導者に分けて述べる。このモデルは標準的ケインズ型線形モデルで、動学ゲーム問題の制約式と

なむ。このでは、構造方程式が推定される際、変数選択が若干行われるので、このではそのときの基本モデルの役割を果たす。これらの方程式は状態空間モデルに変換される。

$$C_{it} = a_{i0} + a_{i1} Y_{it} \quad (1)$$

$$I_{it} = b_{i0} + b_{i1} Y_{it-1} + b_{i2} Y_{it-2} \quad (2)$$

$$M_{it} = c_{i0} + c_{i1} Y_{it-1} \quad (3)$$

$$X_{it} = d_{i0} + d_{i1} Y_{it} + d_{i2} Y_{it-1} \quad (4)$$

$$Y_{it} = C_{it} + I_{it} + G_{it} + X_{it} - M_{it} \quad (5)$$

ここで、先導者のモデルは、次の輸出関数以外は全く同じ形をとる。

$$X_{it} = d_{00} + d_{01} \sum_{i=1}^4 Y_{it} + d_{02} Y_{it} \quad (6)$$

変数：C = 消費、I = 投資、M = 輸入、X = 輸出、Y = 国内総生産、G = 政府支出、 $Y_i$  = の添字は、 $i = 1 \cdot \text{韓国}, 2 \cdot \text{台湾}, 3 \cdot \text{香港}, 4 \cdot \text{シンガポール}$ 、 $= 0 \cdot \text{日本}, = U \cdot \text{米国}$

この節では、政府変数分類は、次のよろに設定される。

目標変数：Y

制御（手段）変数：G

純粹外生変数： $Y_U$

いれらから、それぞれ次のような状態空間モデルに書き直す。すると、

追随者：  
 $y_{it} = A_i y_{it-1} + B_{1i} u_{it} + B_{2i} u_{2it} + C_i z_{it}$  (7)

$$i = 1, 2, 3, 4$$

先導者：

$$y_{0t} = A_0 y_{0t-1} + \sum_{i=1}^4 B_{0i} u_{it} + B_{00} u_{0t} + C_0 z_{0t} \quad (8)$$

$z_{it}$  は、その他の先決変数を結合した純粹外生変数である。 $(i = 0, 1, 2, 3, 4)$

### III 動学的階層ゲーム政策の定式化

前節で述べられたように、日本経済とアジアNIESの相互依存関係を、次のような一先導者—四追随者型階層（シナタックルベルグ）ゲーム・モデルと考えることができる。すなはち、先導者を先進国、追随者を比較的経済発展形態が似ている発展途上国とすれば、この場合、先進国は日本で、発展途上国は韓国、台湾、香港、シンガポールであることは前述した通りである。

さて、以下の階層ゲームの定式化は次のよろんな特徴をもつて

(1) それぞれの地域は、独自の目標関数を持っていて、それぞれの社会厚生損失を最小にする五つの分権化された政策当局が存

在する。

(2) 先進国の決定は、他の四つの発展途上国の決定に影響を及ぼす。

(3) 先進国の決定は、他の四つの発展途上国のそれより決定権が強く、先進国の決定が発展途上国の決定を支配する。

階層ゲーム問題は、数学的に以下のように表される。すなはち、先導者の制御変数は  $u_{0t}$ 、追随者の制御変数は  $u_{1t}, u_{2t}, u_{3t}$  および  $u_{4t}$  であり、それぞれ、各地域の2次の社会厚生損失評価関数を最小にするような最適制御政策、 $u_{1t}^*, u_{2t}^*, u_{3t}^*, u_{4t}^*$  ( $*$  は最適値) を選ぶことである。その解の導出過程において、先導者は、自国の制御変数  $u_{0t}$  を宣告し、追随者はその情報を得た上で、自国の評価関数  $J_{it}$  を最小にする。そのとき、追随者は、先導者の決定に対する以下で述べるよろんな反応関数をもとに仮定される。

すなはち、先導者と追随者は次のよろんな最適制御政策問題を解くことに帰着する。

(i) 先導者最適制御問題

$$\begin{aligned} \text{Min}_{u_{0t}} \quad & J_{0t} = \|y_{0t} - \hat{y}_{0t}\|_{Q_0}^2 + \|u_{0t} - \hat{u}_{0t}\|_{R_0}^2 \\ & + \|u_{0t} - \hat{u}_{0t}\|_{R_{0t}}^2 \end{aligned} \quad (1)$$

subject to (7)

$$\begin{aligned} CK_t = 5925.84 + 0.602884YK_t \\ IK_t = 183.813 + 0.305677YK_t - 2.09427E - 02YK_t \\ MK_t = 1745.88 + 0.383729YK_{t-1} \\ XK_t = -12276.3 + 1.89101E - 02YJ_t \\ & + 5.3101E - 02YU_t \end{aligned} \quad (17)$$

$$\begin{aligned} CT_t = 64.0088 + 0.489702YU_t \\ IT_t = 331.416 + 0.378031YU_{t-1} \\ MT_t = 99.0898 + 0.494462YU_{t-1} \\ XT_t = -1412.27 + 1.76663E - 03YJ_t \\ & + 6.28427E - 04YU_t \end{aligned} \quad (18)$$

香港：

$$CH_t = 93.3398 + 0.59532YH_t \quad (19)$$

$$IH_t = 141.941 + 0.6066YH_{t-1} - 0.405418YH_{t-1} \quad (20)$$

$$MH_t = -871.531 + 1.3285YH_t \quad (21)$$

台湾：

$$CT_t = 93.3398 + 0.59532YU_t \quad (22)$$

$$IT_t = 141.941 + 0.6066YU_{t-1} - 0.405418YU_{t-1} \quad (23)$$

$$MT_t = -871.531 + 1.3285YU_t \quad (24)$$

$$XT_t = -1173.2 + 2.04195E - 03YJ_t \quad (25)$$

シンガポール：

$$CS_t = 1115.59 + 0.405672YS_t \quad (26)$$

$$IS_t = -56.5547 + 0.990616YS_{t-1} - 0.585945YS_{t-2} \quad (27)$$

$$BS_t = 1496.34 + 0.34076YS_{t-1} + 2.47735YJ_t \quad (28)$$

日本：

$$\begin{aligned} \text{Min}_{u_{it}} \quad & J_{it} = \|y_{it} - \hat{y}_{it}\|_{Q_i}^2 + \|u_{it} - \hat{u}_{it}\|_{R_i}^2 \\ & + \|u_{it} - \hat{u}_{it}\|_{R_{it}}^2 \end{aligned} \quad (11)$$

subject to (7)

上記で定式化されたシナタックルベルグ政策問題を解くために、「先導者のチーム解が存在すれば、シナタックルベルグ解もまた存在する。」といふ性質を使用するが、ゲーム解は、それぞれ次のようになります。

先導者最適制御政策解 ( $u_{0t}$ )：

$$u_{0t}^* = -(\tilde{B}_0' Q_0 \tilde{B}_0 + \sum_{i=1}^4 F_{i0}' R_{it} F_{i0})^{-1} \times \{\tilde{B}_0' Q_0 (A_0 y_{0t-1} + C_0 Z_{it} + \sum_{i=1}^4 B_{0i} H_i W_i - \hat{y}_{0t}) - \tilde{B}_0 \hat{u}_{0t} + \sum_{i=1}^4 F_{i0}' R_{it} (\hat{H}_it W_i - \hat{y}_{it})\} \quad (12)$$

追随者最適制御政策解 ( $u_{it}$ )：

$$\begin{aligned} u_{it}^* = & -(B_{it}' Q_i B_{it} + R_i)^{-1} (B_{it}' Q_i (A_i y_{it-1} \\ & + B_{i0} u_{0t}^* + C_i z_{it} - \hat{y}_{it}) - R_i \hat{u}_{it}) \\ & + B_{i0} u_{0t}^* + C_i z_{it} - \hat{y}_{it} \end{aligned} \quad (13)$$

### 図 ト ハトニエラス日本経済の諸量モデル

第II節までに展開された政策理論を応用するために、各地域の計量モデルと反応関数のパラメータの推定結果を述べることにする。モデルの標本期間は、一九七五年から一九八八年の一四期間の年次線形モデルである。

$$CJ_t = 9324 + 0.57496YJ_t \quad (29)$$

$$U_t = -14485 + 0.420136YJ_{t-1} - 7.75719E - 02YJ_{t-2} \quad (30)$$

$$MJ_t = 41396.3 + 0.102407YJ_{t-1} \quad (31)$$

$$XJ_t = -5420 + 1.39894(YK_t + YT_t + YH_t + YS_t) + 2.38423E - 02YU_{t-1} \quad (32)$$

反応関数方程式：

$$\text{韓国: } GK_t = -1974.58 + 3.29719E - 02GJ_t \quad (33)$$

$$+ 1.87624E - 03YU_t \quad (34)$$

$$+ 2.07769E - 04YU_t \quad (35)$$

$$+ 7.35819E - 05YU_t \quad (36)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (37)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (38)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (39)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (40)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (41)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (42)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (43)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (44)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (45)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (46)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (47)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (48)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (49)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (50)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (51)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (52)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (53)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (54)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (55)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (56)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (57)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (58)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (59)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (60)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (61)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (62)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (63)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (64)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (65)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (66)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (67)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (68)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (69)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (70)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (71)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (72)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (73)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (74)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (75)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (76)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (77)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (78)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (79)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (80)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (81)$$

$$+ 9.41023E - 04YU_t \quad (82)$$

**六 要約的結語**

rijidaば、日本經濟とアジアNIESのケインズ型マクロ計算モデルを使用した動学階層ゲーム政策の決定過程の定式化とその政策シナリオレンジング実験による現実的適用可能性を探った。やがて現実的接近のため、多期間制御問題への拡張、米国を先導者に含めた、より複雑な経済相互作用構造をもつた場合への展開が将来的課題として残られるだらう。

## 出處

- [1] Bagchi, A., M. Moraal and G. J. Olsder (1982) "Optimization in Hierarchical Setting of A Simple World Industrialization Model" in *System Modeling and Optimization*, ed. R. F. Drenick and F. Kozin, Lecture Notes in Control and Information Sciences, Vol. 38, Springer-Verlag, Berlin, pp. 621-629.
- [2] Basar, T. and G. J. Olsder (1982) *Dynamic Noncooperative Game Theory*, Academic Press, New York.

(翻訳)

報告に際して、有益なコメントを頂いた討論者である小川春男先生(東洋大学)に感謝致申す。

## 経済援助政策と途上国におけるワーク・シェアリング

鳥 飼 行 博

（東海大学）

非効率的な経済メカニズムのために、否定的存在でしかなく、ローニティイは人道的配慮に基づく援助の対象としてのみ認識されているのである。

### II 経済援助政策の問題点

経済援助によって推進された工業化は、必ずしも製造業部門の雇用増加を伴っていない。例えば、フィリピン、タイ、マレーシアとともに、製造業部門の雇用者数指数は、一九八〇年を100.0として、一九七〇年は三四・二、五三・八であったから、この期間の雇用者増加は目覚ましい。しかし、一九八六年は六五・九、九四・九と減少に転じており、工業化による雇用吸収には限界が生じているのである[2]。

いのちの援助の背後にある途上国の経済に対する認識は、「DAC九〇年代ヴィジョン」が示しているように、人口増加、貧困、環境悪化が結びついた低開発の悪循環である。これと関連した経済モデルとしては、二重経済論が有力である。それによれば、経済援助政策は、完全雇用と生産性向上を目的とする限り、伝統的部門に存在する潜在的失業者を近代的部門に全て吸収し、完全雇用の下で効率的な生産を行ない、労働生産性を向上することであつて、その手段は工業化といふことになる。伝統的部門が、その

ように製造業部門の雇用者数が頭打ちとなつてゐる理由は、輸入代替工業化と資本集約的技術導入に求めることができ、NIESのように輸出主導工業化など、開放的、競争的な政策を採用する。しかし、輸出主導工業化戦略についても、輸入国である先進国側との貿易摩擦が深刻化していることを考慮しなくてはなるまい。すなわち、一九八八年のNIESの対米貿易取扱は黒字幅は二五%一

○四億ドル、ASEANでも一〇～二四億ドルに達している。そこで、一九八〇年代以降、米国は途上国に対し、一般特惠関税の適用中止、為替レート切り上げ要求、アンチダンピング税の賦課、知的所有権保護の要求を行なっている<sup>[4]</sup>。このように、保護主義が高まる傾向にある現在、輸出主導工業化のみでは途上国の経済発展を達成できないと考えられる。

その他「援助の無駄遣い」の問題がある。円借款の場合、援助受入国の要請主義に基づいているが、これは、資本が自国の管理の下を離れ、被援助国に委ねられた場合、そこに援助受入合意の時とは異なったインセンティブが生まれる点で、モラル・ハザード(moral hazard)にむすびつく。そして、国際的な資本貸借の場合、担保回収などの制裁措置が困難であり、かつ相手方資本使用の計画、経営能力などについて十分な情報が得られていないという情報の不完全性があり、これがモラル・ハザードの抑制をいつそう困難にしている。

他方、被援助国側からみれば、タイトの無償資金援助によって供与される物資の多くは、被援助国において調達した方が低費用で済む場合が多いから、「援助の無駄遣い」は援助国自身も自国産業保護のため行なっているといえる。

### 三 伝統的部門の雇用吸収力

工業化には雇用吸収力に限界がある一方、途上国の伝統的部門、都市インフォーマル部門には、依然として大きな労働力が吸収されている。例えば、筆者の調査したフィリピン米作農家において、全

体では労働投入の五四～六八%を雇用労働に依存し、農作業別の雇用労働依存度は、田植え、収穫時が特に高くなっている<sup>[5]</sup>。漁業部門の就業形態については多くの調査が行なわれているわけではなくが、フィリピンの小規模漁業形態について雇用労働依存が一般的で、漁村の漁師の半数は漁船を所有しない漁業労働者であると推測できる<sup>[6]</sup>。

このように、雇用労働に依存した経営が行なわれている理由は、農繁期の作業を自家労働だけでは満たせないという労働需要の季節的変動の観点から説明されるのが常であったが、この議論は次の事実を無視している。すなわち、第一に、耕地面積が一～二ヘクタール程度の農家も雇用労働に依存した分業作を行なっており、このようないくつかの農家も雇用労働に依存した分業契約によって、労働の報酬を支払っていること。第二に、雇用主は自らの労働供給を抑制して、他人に就業機会を分与していることである。したがって、農家の雇用労働依存は、以上を踏まえて説明される必要がある。

ところで運送業関連でも、バスなどの運転手が個別に車掌や荷物運搬係を雇用している。つまり、企業組織のトップからボトムまでの一元的な命令系統が貫徹しているわけではなく、個人間で契約を合意し、それが連鎖となって一つの運送業となる「二者関係の連鎖」が特徴となっている<sup>[7]</sup>。そして、この関係は、東南アジアの乗合自動車などの運輸業者に広く見られるところである<sup>[8]</sup>。

つまり、企業組織によらずとも、個人の資格において広く雇用契

約が結ばれているのであって、個人間の信頼関係が基礎となつて、モラル・ハザードを抑制できるメカニズムとなつていて。このように家族経営、小規模経営における個人雇用主にあっても、労働需要は旺盛なことが、東南アジア諸国特徴なのである。

ところで、農村、漁村、都市などの地縁や血縁を契機とするコミュニティの実態調査から、事後的には所得再分配の効果がある次の三つの方法が指摘されている<sup>[9]</sup>。

- ① 経済的資源・所有権の譲渡
- ② 所得移転
- ③ 就業機会の分与

そして、個人が労働者を雇用する形態は、③にあたり、個人雇用主が就業機会を創出し、それを労働者に分与しているという意味で、ワーカー・シェアリングと名付けられるものである。

### 四 ワーカー・シェアリングの理論

伝統的部門に雇用吸収を可能とするワーカー・シェアリングには、第一に、失業の危険が軽減されるという利点がある。増加する人口に対して就業機会が十分に存在するとはいえない途上国にあって、伝統的部門がワーカー・シェアリングを実施しなかった場合、失業者は膨大な数にのぼるであろう。つまり、ワーカー・シェアリングは、就業機会を分与することで、失業問題が顕在化するのを防いでいるといえる。

### 五 新しい経済援助政策

伝統的部門のワーカー・シェアリングが、非効率的な経済メカニズムかどうかを、他の所得再分配の方法（①資源・所有権の譲渡、②所得移転）と比較して検討してみよう。まず、高所得者から低所得者への所得移転が行なわれる一定のメンバーについて保証されているのであれば、被分配者の労働インセンティブは阻害される。したがって、モラル・ハザードのために①や②は実行性のあるものとならず、非効率的な資源配分をもたらす場合が多いと考えられる。

他方、労働監視を実施する費用を考慮すれば、雇用労働を導入するワーカー・シェアリングは、より低い取引費用によって、労働インセンティブを維持できる。さらに、コミュニティのメンバーがお互いの情報を十分に保有するものでは、モラル・ハザードは抑制され、契約の履行が保証されるであろう。したがって、ワーカー・シェアリングは、低い取引費用で所得再分配を実施する効率的なメカニズムと考えられるのである。

以上のよう、伝統的部門におけるワーカー・シェアリングは、個人雇用主を中心として、効率的に、そして厚生にも留意しつつ雇用吸収を実施しているのであるから、コミュニティを人道的援助の対

象とするだけではなく、経済発展の担い手、あるいはその候補者として認識すべきであら。つまり、ワーク・シェアリングを活用して、増加する人口に雇用機会を提供する経済援助が求められる。そして、ロミヨニティにおける資本蓄積を促進し、雇用吸収、労働生産性の向上に役立つことが、効率的で、かつ厚生にも留意した経済援助となると考えられる。

また、「DAC九〇年代ヴィジョン」がすすめようとしている広範な参加型開発とは、住民の自助努力を促すものを意味しよう。そこで、住民の経済活動自体、特にワーク・シェアリングを活用、援助するなどが、市場原理を生かすことにも繋がるであろう。そこで、具体的には、ロミヨニティを対象に、未組織金融機関を含む金融市場の整備によって、住民の借入れ、貯蓄機会を拡充することや融資条件を緩和する経済援助政策が求められる。

ところで、外国人労働者の受け入れを巡っておおくの議論が行なわれているが、本稿との関連で論じれば、国際的ワーク・シェアリングということになる。国際的ワーク・シェアリングを資本移転を中心とした経済援助と比較してみると、前者は就業機会の分与であるのに対し、後者は所得移転に相当する。したがって、資本移転中の心の援助と比較した場合、モラル・ハザードが生じにくく分だけ、国際的ワーク・シェアリングは効率的な雇用吸収の方法と考えられる。

#### 参考文献

〔1〕外務省『我が国の政府開発援助』上巻、一九八九年。

- 〔2〕The World Bank, *World Tables 1989-90*, Washington, 1990.  
〔3〕渡辺利夫『開發經濟學——經濟學と現代アジア』日本評論社、一九八六年。  
〔4〕通商産業省『経済協力の現状と問題点一九八九へ総論』一九九〇年。  
〔5〕鳥飼行博「フィリピン米作農村における危険分散とワーク・シェアリング」『東南アジア研究』第二七巻三号、一九八九年。  
〔6〕鳥飼行博「ハイレバン漁村の経済構造」『東南アジア研究』第一七巻四号、一九九〇年。  
〔7〕Otsuka, Keijiro et al., "Community and Market in Contract Choice: The Jeepney in the Philippines," *Economic Development and Cultural Change*, 34(2), 1986.  
〔8〕関本照夫「二者関係と経済取引——中部ジャワ村落経済生活の研究」『国立民族学博物館研究報告』五巻一号、一九八〇年。  
〔9〕Fujimoto, Akimi, *Income Sharing among Malay Peasants: A Study of Land Tenure and Rice Production*, Singapore Univ. Press, 1983.

(追記)  
本報告に対し、討論者の岸真清先生をはじめ、会場の先生方からも有益なコメント、質問を頂いた。記して謝意を表します。

#### 書

#### 評

## 『都市政策と経済改革』

美直尾  
<慶應義塾大学>

ミネルヴァ書房、1991年、252ページ、  
定価2,575円

経済的には優等生になった日本で、今なお遅れが目立つのは、住宅と都市計画である。特に大都市の日本の住民の多くは「兎小屋(rabbit hatch)」に住み、長時間の通勤地獄に耐えている。「日本は人口密度が高いから、日本人は人が集まるところに住むのが好きだから」という地理的要因や国民性に、その理由を求める論もあり、住宅・都市政策の貧困に大きな責任があることが十分には認識されていない。住宅・都市計画が良好に行なわれているドイツ、北欧、イギリス等についての正確な情報も乏しいが、本書は日本とは対照的に住宅都市計画を重視し、成功したドイツ(旧西ドイツ)の住宅政策と都市計画についての信頼できる有益な情報を提供する。あわせてなぜドイツが水準の高い住宅と住環境づくりに成功し、日本人がなぜ今なお兎小屋に住むことになったかを説得的に解明すること

にも成功している。例えば一九五〇年代に導入された無利子で返済期間一〇〇年(つまり一年に返済金の一%ずつ払つていけばよい)の社会住宅ローン政策とか、自治体が積極的に土地を購入し、ベルリンの土地の七〇%近く、フランクフルトでは約五〇%が市有になっている話など、話としては聞いていても、それがどのようにどの程度の範囲で行なわれたかの説明を読むと、改めてその頃の日本の住宅政策との違いを感じる。家を持つのは個人の責任だとして住宅政策を怠り、都市の地価の上昇で土地の私有者が不当な利益を得るのを放置した日本との違いは大きい。

本書のもう一つの貢献は、一九五〇年代とそれ以後の西ドイツの経済社会政策の理念・理論を明らかにするとともに、それがどのように変化してきたかを段階的に明らかにした上で、政策を行なうための労、使、政府の協調行動などがどのように行なわれたかを体系的に示したことである。ドイツの経済社会政策の理念・理論と言えば社会的市場経済論であることは知られているし、労、使、政府の協調行動や経済政策関係の諮問委員会と五大経済研究所が政策形成に重要な役割を果たしていることくらいは日本の多くのエコノミストは知っているが、その内容を適確に紹介し、その長所と問題点を解説したことは、日本の経済政策と経済政策学会への貴重な貢献と評価されるべきである。

評者(丸尾)も北欧の住宅・都市計画を研究し、紹介してきたが(拙著『スウェーデンの経済と福祉』中央経済社、一九九二年三月刊)、本書を読み、(1)大きな都市の土地の半分近くないしそれ以上が公有地であることと、(2)良質な住宅の供給が政府の責任とされ、住

宅ローンと住宅手当等の住宅への公的助成を社会政策の一環として積極的に行なったこと、(3)環境アメニティを重視する都市計画が長期的観点から合理的に行なっていることの三点で、西ドイツとスウェーデンは共通していることを改めて知ることができた。ドイツでは日本のように大都市圏に人口と産業が集中せずにすんだのはなぜか、大都市から自然がほとんど消滅した日本（東京二十三区の山林は約5%、横浜市は8%台）と違い、都市にも自然や公園がゆったりと残しているドイツの地域分散化と自然保全政策が、住宅・都市計画とどう関わっているのかをも説明してあればもっと有益であつたろう。

ドイツの経済は、近年は必ずしも順調でなく、経済改革のいくつかの案がでているが、佐藤教授は、従来の社会的市場経済の理念に立つ経済秩序政策とケインズ的経済政策論に影響された経済過程政策に加えて、経済構造政策が必要であろうと示唆している。しかし、佐藤教授が導入すべきと考えられる構造政策とは、供給重視の経済政策なのか、左派のいう投資管理なのか、財界も期待する開発・研究投資なのか、生活の質の改善を重視する政策なのか、またこれらの政策がどう関係し合っているのか必ずしもはつきりしない。ドイツの社会的市場経済のもとでの協調行動の破綻とその結果ともいえる経済的困難の一つの原因が労使の分配闘争にあるとすれば、そうなつた一つの原因は、社会的市場経済の柱の一つだった労働者の資本形成参加を政策の柱から外したためではなかろうか。労使の分配闘争を緩和させ、自由市場と分配の公正を両立させるためには、労働者の資本形成という社会的市場経済の当初の柱は不可欠であるよ

うに思われる。

## 柏崎利之輔編著 『経済政策の形成過程』

丸 谷 泷 史  
〈神戸大学〉

文眞堂、1990年、vi+345ページ、定価  
3,600円

と経済効率、金融イノベーション、独占禁止行政等、現実問題に即して政策形成過程の分析がなされている。そして第四部では西ドイツの社会的市場経済について、その基本理念、政策主体、政策策定の仕組みが考察されている。

さて、政府の役割に関する本書の見解は第一章に見事にまとめられ、その論旨はきわめて明快である。「現代の先進工業国において、政府が何らかの経済的役割を演すべきかどうかは、もはや中心的な問題ではない。むしろ、政府がある役割を演すべきであることを前提として、どのようにその役割をなしとげるべきか、そして政府はその有効性と効率性をどのように改善しようとするのかが、問題にされる時期にきている」「多くの分野で市場機構への信頼が強まっているからといって、今後の長期的な趨勢として一九世紀初頭における政府の介入水準に向かっているわけでもなければ、そうなることが望ましいわけでもない」と。これらの主張が第二章および第二部以下の、近年の経済政策実践に即した議論によって深められ、肉付けられている。

ところで政府のなすべきこと、およびその役割の遂行に関して戦後問題にされたのは、政府規模の肥大化であった。最近は上に引用したようにこの傾向に変化がみられ、主要先進工業国について、政府成長の停止ないし政府の縮小が確認されている。そこで本書では一方的な政府規模の増大ではなく、成長の停止や縮小も含めて、規模の変化を説明しうる理論の構築が目指されている。そして拡大にせよ、縮小にせよ、政府の活動や規模の変化には、利益集団が決定的な役割を果たしていることが、強調される。第二章で議論の要の

位置を占めるベッカーのモデルでは、政府活動の水準の変化には、税金を支払う集団と、補助金を受ける集団の勢力の逆転ないし相対的な勢力関係の変化が決定的に重要であることが、示唆されている。

第二章では、このベッカーのモデルと整合的な形で、利益集団の活性化から政府成長を分析しているキャメロン、デムゼット、ノースらの研究も議論されている。評者も利益諸集団の政治過程への介入に関する考察が、現代の経済社会の分析にとって、不可欠であるとする考え方方に賛成である。そして、キャメロン以下の議論が専ら政府規模の拡大の過程のみ問題にしているため、ベッカーで示唆される勢力交替の過程について、本書のすぐれた着眼にそつた著者の今後の研究の進展に期待したい。

政策形成過程に関する経済学的および社会学的視点からの分析には、これまで公共選択論と多元社会論の二つのアプローチが有力であった。「多元社会の秩序政策理念」を新たに構築せんとする、第三章では、両者の方法論的考察がなされている。著者によれば公共選択論は功利主義的個人主義に、多元社会論は機体的哲学に結びついており、いずれもケインズ革命の継承可能性を問うているが、その論理的帰結は全く異なる。そして現代社会の問題を根底から問い直し、新しい秩序政策理念を構築するためには、近代の理念である功利主義と経済主義の超克が必要であるとする著者の立場からは当然多元社会論の論じる方向に向かうことになる。著者は多元社会論を構成する二つの要素である多元化（ブルーラリスマス、近代社会の発展に関する見方であり、多元社会論はそれが唯権利主義と大衆民主主義を促進し、少数の利益集団によつて、社会および経済が

牛耳られるようになったところに、現代の社会病の原因を見いだす」と協調化（ネオ・コープラティスマス、進むべき方向を示す）をそれぞれ「しきらの自由」と「しへの自由」に対応させてみせ、後者へのプロセスが現代社会論の最重要課題であると論じている。きわめて興味深い分析であり、評者は教えられるところが大であつた。しかしこの章は同時に、本書の中でも恐らく最も議論が生じる余地のある章であろう。というのも一つには、多くの注目すべき着想が次々と繰り出され、それが紙幅の関係から、十分展開されないままに次の議論に席を譲ってしまっているからである。たとえば「しきらの自由」の問題にしても本書の別の箇所（一〇六—一〇七ページ）では、その肥大化こそ現代社会を危機に陥れる要因として、否定的に論じられている。編者が序章で断つているように、本書は共通の問題を取り上げているとはいえ、基本的に論文集としての性格を残しているため、異なる章の間で力点に違いがあり、見解に差異のあることは、むしろ当然であり、そのこと自体は必ずしも非難されるべきことではない。しかし、このケースでは二つの章の著者の間で議論すべき問題が残されているようである。

そして、やはり本書が論文集であるという制約から生じたことで、また評者のかなり欲張った要求ではあるが、あえて注文をつけさせていただけるならば、第一部で提起されたこの利益集団や政府規模の成長といった重要な問題が、第二部以下の研究にも少し受け継がれて欲しかった。

第二部では第一部で指摘された政策論の課題のひとつである、政府活動の効率性の問題が、企業組織の効率性の観点から論じられ、

第三部では政策手段の進歩との関連で金融政策の有効性が考察され成果をあげている。しかし政策形成過程そのものの分析は、第七章「独占禁止行政の政治経済学」を別として後退してしまった。第四部では再び政策形成過程がとりあげられ、社会的市場経済の長年の着実な研究に基づかれた高水準の考察がなされている。この第四部に即して評者の右に述べた希望を表明させていただくなら、社会的市場経済においては、多元化はどのように進行したのであろうか、それについて社会的市場経済の秩序政策構想においては、どのように考えられてきたのであろうか、政府規模の成長および縮小は、第一部で議論されたような原因と経過をたどって生じたのであろうか、といった問題に触れて欲しかったのである。第一部で問題にされたような論点からみて、そこで政策決定機構はどうに評価されるべきなのであろうか。このような観点が希薄になっていることが、評者には残念に思われるるのである。これらはもとより、本書の価値を低めるものではないが、本書の問題提起と考察に同感と刺激を与えた意欲的な試みであり、経済政策学の発展に寄与する所はなはだ大であることを、あらためて強調し評を終える。

めぐる研究に大きな制約を課し、政策的判断の材料となりうる研究の蓄積を妨げている。

後藤純一著  
『外国人労働の経済学  
——国際貿易論からのアプローチ』

朝夫  
水野  
中央大学

東洋経済新報社、1990年、190ページ、  
定価 3,500円

「不法就労」の名のもとで、わが国の多くの経済領域において効働しているアジア等からの外国人労働者に関しては、あまりにも「問題」が多い。その第一の意味は、いわゆる開国論とか鎖国論に代表されるように、彼らの受入れをめぐる国内の意見が不統一なことです。その結果として第二に、不法就労を取り締まる「入管法」が改正されたり(平成二年六月)、研修目的で来日した未熟練の労働者にも研修後一・二年程度の就労を認める案が浮上したりしてはいるものの、国の政策が労働力不足の緩和策としての中小企業等による不法就労外国人への依存という現実に対応し切れていない。第三に、外国人労働力の圧倒的部分が不法就労であるがゆえに(一説には、その数は十五万ないし二十万人ともいわれる)、その規模や就業分野が正確に把握されておらず、統計データの不備が外国人労働力を

影響を前面に据えた(部分)開放経済下における一般均衡論的視点に立つことを明示したあと、第二章と第三章でわが国および欧米諸国における外国人労働力の諸問題を手際よく実態的に説明する。これが最初の部分を成す。わが国の場合、建設業やサービス業などの「非貿易財生産部門」でアジア諸国からの不法就労が最近急増したとの事実認識は、その後の理論的展開のなかで活かされる。

第四章および第五章は理論的考察に捧げられ、本書の核心部分を成す。まず第四章では国際労働移動に関する労働経済学的および国際貿易論的な考え方方が比較検討され、外国人労働力の受入れを評価するための一般均衡モデルが展開される。最も興味がもたれるのは第五章であり、ここでは外国人労働力の受入れがそれぞれの经济体、国民所得、部門別の生産量や消費量、ならびに輸出量に対して短期、中期および長期においていかなる効果を及ぼすかを理論的に解説する。それらの効果の全貌は本書一二六ページに示される一覧表にゆずるが、展開された一般均衡モデルによれば、外国人労働力の受入れは三つの期のすべてにおいて消費者、労働者、国民所得、

国内消費量ならびに輸入量に不利な(効果なしも含めて)効果を及ぼすといふ。中期的に生産量が増大することを除けば、外国から労働力を受入れるメリットは殆んどない。

本書の第三の部分は労働力の送り出し国(アジア諸国)と受入れ国(日本)に対する経済的効果の具体的検証に向けられる。第七章の分析結果によれば、例えばわが国が三〇万人の外国人労働力を受け入れた場合、短期において雇用者所得(賃金)は労働者全体について一人当たり年間約七万円、受入れ部門では約十一万円、中期においては平均で約三万円の損失を蒙るといった、きわめて興味ある推計結果が報告される。

このように本書は、外国人労働者問題の実態を踏まえ、それが受け入れ国および送り出し国との経済に及ぼす効果を評価するための理論モデルを展開し、その効果を数量的に計測しようとしている。このようなアプローチを採る研究書が皆無であるだけに、外国人労働力に関する研究者の必読の書となることは疑う余地がない。しかしながら、本書に示された理論的帰結およびシミュレーション結果が今後の政策的判断に資するほど頑健であるかどうかについては慎重にならざるを得ない。

例え第一に、理論モデルの構築に際し、日本人と外国人労働力との間に賃金格差はなく、後者は稼いだ賃金を国内で全く消費しないと仮定される。西ドイツの経験が示唆するように、外国人労働力の性格は時間経過の中で変化し、家族の呼び寄せ、不況期の滞留、定住化へ導く「移民連鎖」を発生させるかも知れない。受入れの中期・長期効果を議論する際、外国人労働力の性格はどのように考え

られているのであらうか。

第二に受入れ効果の推定に際し、一九八二年の経済状態を外国人労働力受入れ前の「均衡状態」と仮定し、かつこの年の総雇用者数を「毎勤」ベースで三八九九万と推定する。しかし、この年の「労調」ベースでの雇用者は四三七九万と報告されている。もし後者の数値が正しいなら、本書で用いられる賃金率、および自営業主・家庭従業者に対する労働所得を含んだ資本所得を資本ストックで除した利子率は、いずれも過大推計である。議論の展開に従えば、これら賃金率と利子率は生産関数における資本と労働のパラメーター、生産物価格あるいは需要関数の推定にバイアスをもたらす可能性がある。厳密なデータの吟味が行なわれていたなら、本書の受入れ効果に関する結論はもっと説得力あるものになつたであろう。

## 二 学会記事

### 第四八回大会について

日本経済政策学会第四八回大会は、東洋大学が主催校（準備委員長、神里公）となつて五月二十五日（土）、二六日（日）、の両日開催された。

#### 第一日 I 共通論題報告

##### 「地球環境問題と経済政策」

座長 尾上久雄（滋賀大学） 郡嶋孝（同志社大学）

##### （1）地球環境問題と経済政策の課題

報告者 福岡克也（立正大学）

##### （2）地球環境問題と経済発展

報告者 植田和弘（京都大学）

##### （3）地球環境問題と政策協調

報告者 小林光（環境庁）

##### II 共通論題討論

討論者 安田八十五（筑波大学）

討論者 神里公（東洋大学）

討論者 永安幸正（早稲田大学）

主催校を代表して、東洋大学神作光一学長

##### （1）ソ連における投資のインフレーション

報告者 酒井邦雄（愛知学院大学）

討論者 中野守（中央大学）

##### セッション3 「産業政策I」

座長 新野幸次郎（神戸大学）

##### （1）廉売の規制——独禁法と競争政策——

報告者 小川敏明（新潟中央短期大学）

討論者 福宮賢一（明治大学）

##### （2）Impact of United States Economic Policy on the Small Business Sector

報告者 Richard T. Dailey（University of Montana）

討論者 中内恒夫（国際基督教大学）

##### （3）産業組織政策の一転換——大規模店舗法のその後——

報告者 小堀米清弘（東洋大学）

討論者 小林逸太（東海大学）

##### セッション4 「社会福祉政策」

座長 吉田徳三郎（日本大学）

討論者 原田泰（郵政研究所）

報告者 藤田至孝（亞細亞大学）

##### （1）貯蓄・資本蓄積と高齢化社会

討論者 水飽揚四郎（筑波大学）

討論者 永安幸正（早稲田大学）

##### （3）環境設備投資に関する最適環境制御問題

報告者 岩谷禎久（佐野女子短期大学）

討論者 郡嶋孝（同志社大学）

##### （1）時差・資本蓄積と高齢化社会

報告者 高田聖治（郵政研究所）

討論者 藤田至孝（亞細亞大学）

討論者 郡嶋孝（同志社大学）

の開会の辞に引き続き、共通論題の報告が行なわれた。午前中に研究報告、午後に予定討論者と報告者の討論、および一般討論が行われ、五時過ぎ終了した。

なお正午より理事会が開かれ、引き続き、午後一時より越後和典副会長（滋賀大学）を議長として会員総会が開催された。まず報告各委員会報告、各部会報告が行われた後、協議事項に移り、新入会員承認の件、決算の件、予算の件、明年度大会の件（主催校・近畿大学）、会費徵収方法の件（現行方式から郵便振替方式への切り替え）等原案通り承認された。

第二日 準共通論題及び自由論題報告

##### 「午前の部・準共通論題報告」

##### （1）環境問題I

座長 村田喜代治（中央大学）

##### （1）地球再生計画と経済政策推進の基礎

報告者 森木亮（白鷗女子短期大学）

討論者 永井進（法政大学）

##### （2）地球温暖化防止の国際調整——アメリカにおける排出権取引の経験から——

報告者 渡部恒夫（鹿児島経済大学）

討論者 松原昭（早稲田大学）

##### セッション1 「経済政策の理論」

座長 小松憲治（千葉大学）

##### （1）貨幣理論から見たケインズとフリードマ

報告者 鈴野正樹（北陸大学）

討論者 吉沢昌恭（広島経済大学）

##### （2）金利安定化政策について

報告者 松崎慈恵（早稲田大学）

討論者 浜田文雅（慶應義塾大学）

##### セッション2 「金融政策」

座長 小松憲治（千葉大学）

##### （1）政策課題としての市場倫理機構

報告者 佐々木實雄（八千代国際大学）

討論者 小林光（環境庁）

##### （3）地球温暖化問題と経済成長

報告者 神里公（東洋大学）

討論者 熊谷彰矩（青山学院大学）

##### （4）发展途上国における産業保護政策

報告者 新沢秀則（神戸商科大学）

討論者 熊谷彰矩（青山学院大学）

##### （1）发展途上国における産業保護政策

討論者 山口三十四（神戸大学）

報告者 吉野文雄（高崎経済大学）

##### （2）米の国際市場と食糧安全保障

報告者 野村宗訓（名古屋学院大学）

討論者 山谷修作（東洋大学）

##### （3）イギリス民営企業に対する政府介入——「黄金株」の問題を中心として——

報告者 吉野文雄（高崎経済大学）

討論者 田中啓一（日本大学）

##### （4）发展途上国における産業保護政策

報告者 山口三十四（神戸大学）

討論者 中内恒男（国際基督教大学）

##### （1）发展途上国における産業保護政策

討論者 中内恒男（国際基督教大学）

報告者 中内恒男（国際基督教大学）

##### （2）米の国際市場と食糧安全保障

報告者 中内恒男（国際基督教大学）

討論者 中内恒男（国際基督教大学）

##### （3）イギリス民営企業に対する政府介入——「黄金株」の問題を中心として——

報告者 中内恒男（国際基督教大学）

討論者 中内恒男（国際基督教大学）

##### （4）发展途上国における産業保護政策

報告者 中内恒男（国際基督教大学）

討論者 中内恒男（国際基督教大学）

##### （5）发展途上国における産業保護政策

報告者 中内恒男（国際基督教大学）

討論者 中内恒男（国際基督教大学）

##### （6）发展途上国における産業保護政策

報告者 中内恒男（国際基督教大学）

討論者 中内恒男（国際基督教大学）

##### （7）发展途上国における産業保護政策

報告者 中内恒男（国際基督教大学）

討論者 中内恒男（国際基督教大学）

報告者 米田公丸（東洋大学）

討論者 太田辰幸（名古屋商科大学）

(2) 先進国と発展途上国との動向の階層ゲー

ム政策——日本とアジアNIES——

報告者 伊藤幸雄（名城大学短期大学

部）

討論者 小川春男（亜細亜大学）

(3) 南北問題のビジョンとしての自立経済の

政策原理論

報告者 高良有政（沖縄大学）

討論者 石田一之（琉球大学）

(4) 経済援助政策と途上国におけるワーク・

シニアリング

報告者 鳥飼行博（東海大学）

討論者 岸真清（東海大学）

セッション3「産業政策II」

座長 小西唯雄（間西学院大学）

(1) 集中・利潤仮説の説明力について

報告者 矢根眞二（桃山学院大学）

(2) 企業の海外進出にともなう組織上の問題

報告者 細野助博（帝京大学）

討論者 長谷川聰吾（中央大学）

(3) ドイツにおける価格規制政策

以上、今大会は二日間にわたり約四百八十  
名もの出席をえて、成功裡にプログラム通り  
に無事終了することができた。会員各位に対  
して主催校として謝意を表したい。

（小苑米清弘記）

本部会務報告

全国常務理事・幹事会 平成三年五月二十四日

（金） 東洋大学白山校舎

一 報告事項

(1) 本部会務報告 柏崎利之輔会長より、

以下の件について報告があった。

イ 学会ニユーズレターNo.4の発行

ロ 日本学術会議経済政策研究連絡委員

会主催の第四回シンポジウムにおける

本学会代表報告者（加藤壽延常務理

事）決定

ハ 日本学術会議による国際会議代表派

ホ 早稲田大学の郵便番号（一六九一五  
〇〇）とFAX番号（〇三一三二〇八一  
一〇三二）

ヘ 会員状況

ト 名簿作成

チ 役員選出の告示

なお、この件に関連して吉田徳三郎  
組織委員長より役員選出の日程等につ  
いて説明があった。

各部会報告

各委員会報告

① 組織委員会：吉田徳三郎委員長より

第五〇回大会の記念事業に関する委員

会を設けて、検討を開始したとの報告

があつた。

（3） 各委員会報告

② 各委員会報告

③ 各委員会報告

④ 各委員会報告

⑤ 各委員会報告

⑥ 各委員会報告

⑦ 各委員会報告

⑧ 各委員会報告

⑨ 各委員会報告

⑩ 各委員会報告

⑪ 各委員会報告

⑫ 各委員会報告

⑬ 各委員会報告

⑭ 各委員会報告

⑮ 各委員会報告

⑯ 各委員会報告

⑰ 各委員会報告

⑱ 各委員会報告

⑲ 各委員会報告

⑳ 各委員会報告

㉑ 各委員会報告

㉒ 各委員会報告

㉓ 各委員会報告

㉔ 各委員会報告

㉕ 各委員会報告

㉖ 各委員会報告

㉗ 各委員会報告

㉘ 各委員会報告

㉙ 各委員会報告

旨の提案があり、これを承認した。

ハ 会長より、選挙人名簿の確定、選挙  
案内の作成・送付等については、従来

通り本部のある部会（今回は関東部会）  
の常務理事・幹事会に委任するという  
方法ですすめる旨の提案があり、これ  
を承認した。

（5） 書評対象文献選考の件

近江谷幸一出版・編集委員会委員長よ  
り、次の三篇の書評を年報第四〇号に掲  
載する旨の提案があり、これを承認し  
た。

高橋誠『土地住宅問題と財政政策』  
(日本評論社)

柏崎利之輔（編）『経済政策の形成過  
程』（文眞堂）

後藤純一『外国人労働の経済学』（東  
洋経済新報社）

明年度大会の件

（6） 第四回大会は、平成四年五月三〇日  
(土)と三一日(日)に、近畿大学で開催  
することを承認した。なお、大会準備委  
員長には鈴木多加史常務理事があたるこ  
とが報告された。

（7） 総会議長の件

越後和典副会長に総会議長を委嘱する  
提案を承認した。

（8） 会費徴収方法の件

田村正勝幹事より、大会主催校の大会  
開催日における会費徴収事務負担を軽減  
し、また会費徴収に関する業務を全体と  
して円滑にすすめるために、可能ならば  
明年度から、「学会の会費は郵便局での  
郵便振替により前もって振込む方式に原  
則として一元化する」という案の説明が  
あり、この案を理事会にはかつた上で總  
会に提案することを承認した。

（9） その他

会長より、日本学術会議経済政策研究  
連絡委員会の第一五期の研運委員の候補  
者として、吉田徳三郎常務理事と原豊常  
務理事を推薦する旨の提案があり、これ  
を承認した。

（上沼正明記）

早稲田大学政治経済学部会議室

遺者（佐藤芳雄常務理事）決定

二 國際社会科学協議会（I S S C）の

「地球環境変化の人間的次元研究計

画」との関連で、I S S Cへ本学会第

四八回大会の英文プログラムの送付

ホ 早稲田大学の郵便番号（一六九一五  
〇〇）とFAX番号（〇三一三二〇八一  
一〇三二）

ヘ 会員状況

ト 名簿作成

チ 役員選出の告示

なお、この件に関連して吉田徳三郎  
組織委員長より役員選出の日程等につ  
いて説明があった。

各部会報告

各委員会報告

① 組織委員会：吉田徳三郎委員長より

第五〇回大会の記念事業に関する委員

会を設けて、検討を開始したとの報告

があつた。

（2） 各委員会報告

② 各委員会報告

③ 各委員会報告

④ 各委員会報告

⑤ 各委員会報告

⑥ 各委員会報告

⑦ 各委員会報告

⑧ 各委員会報告

⑨ 各委員会報告

⑩ 各委員会報告

⑪ 各委員会報告

⑫ 各委員会報告

⑬ 各委員会報告

⑭ 各委員会報告

⑮ 各委員会報告

⑯ 各委員会報告

⑰ 各委員会報告

⑱ 各委員会報告

⑲ 各委員会報告

⑳ 各委員会報告

㉑ 各委員会報告

㉒ 各委員会報告

㉓ 各委員会報告

㉔ 各委員会報告

㉕ 各委員会報告

㉖ 各委員会報告

㉗ 各委員会報告

㉘ 各委員会報告

㉙ 各委員会報告

一 平成二年度決算について

原案通り承認した。

二 平成三年度予算について

原案通り承認した。

三 会費徴収の方法について

「学会の会費は郵便局での郵便振替により前もって振込む方式に一元化する」案について検討し、この案について他の部会の意見をきくこととした。

常務理事・幹事会

平成三年七月二〇日(土)

早稲田大学政治経済学部会議室

一 第四八回大会について

準備委員長 神里公理事より、第四八回大会に関する業務が完了したことについて報告があった。

二 ニューザレターについて

本部事務局より、ニューザレターNo.5が九月末をめどに発行される見込みである旨の報告があった。

三 第四九回大会共通論題(案)について

関西部会常務理事・幹事会から提案された「人口動態と経済政策」という共通論題(案)について審議し、この案で準備が進められることを承認した。なお、

第二報告 大淵寛(中央大)

「今後の人口動向と日本経済」

テーマは、いずれも次回大会の共通論題に合わせて人口問題に関するものである。今回は、特に予定討論者を定めなかつたが、フロアとの熱心な討論が行われ有意義であった。出席会員は約三〇名であった。

(近江谷幸一記)

中部部会報告

常務理事・理事・幹事会

(1) 平成三年七月六日(土) キタンクラ  
ブ会議室

本年度の中部地方大会の日程や中部部会役員交替の件などについて協議した。

(2) 平成三年九月七日(土) キタンクラ  
ブ会議室

本年度の中部地方大会のプログラム及び次年度地方大会の主催校について協議した。

(3) 平成三年一月一六日(土) 名古屋  
学院大学

中部部会の部会活動及び次年度地方大会の主催校について協議した。

次年度地方大会は三重大学で開催されることになった。

中部地方大会

本年度の中部地方大会(第二六回)は、大會委員長横井弘美常務理事のもと、平成三年一月一六日(土)、名古屋学院大学で開催された。およそ四十五名ほどが参加し、熱心な討議がなされた。各報告題目及び報告者は

常務理事・幹事会

(1) 平成三年二月二三日(土) 神戸大学

竹内信仁(名古屋大学)  
河村真(日本経済研究センター)

水野晶夫(名古屋大学)  
金田公良(中京大学)

(2) 日本経済の現状と将来  
山本正(岡崎女子短期大学)

(3) 地球温暖化抑制策についての二、三の  
考察  
鈴木利春(名古屋経済大学)

(4) 「新しい」成長理論とその政策的意

合意  
稻毛満春(名古屋学院大学)

工場見学会

恒例の工場見学会は、地方大会前日の一一月一五日(金)、三十五名ほどの参加のもと、

「瀬戸市のまちづくり計画と現況」について瀬戸市の担当者より説明があり、質疑応答の後、バスで瀬戸市内(愛知万博開催予定地、陶土採掘場、穴田工業団地等)を見学した。(梅下隆芳記)

関西部会報告

常務理事・幹事会

(1) 平成三年七月一日(月) 神戸都市問題研究所

来年度(第四九回)大会の共通論題についての協議および決定と、工場見学会の検討が主たる議題であった。また、第四八回大会のプログラム(案)についても検討がなされ、本部案を了承した。

(2) 平成三年七月一日(月) 神戸都市問題研究所

来年度(第四九回)大会の共通論題についての検討と、秋の研究会および工場見学会の日程・運営方法等について協議した。

(3) 平成三年十月一五日(火) 神戸大学

来年度(第四九回)大会の共通論題について協議し、共通論題(案)を決定した。また、秋の研究会の日程・運営方法

審議の過程でだされた見解を参考までに

関西部会常務理事・幹事会に報告することとした。

四 平成三年度関東部会研究報告会について

平成四年一月二十五日(土)に日本大学

経済学部において開催することを決定した。報告者は二名とし、水野朝夫・加藤壽延両常務理事に候補者との交渉を依頼した。なお、研究報告会終了後、常務理事・幹事会を開催することとした。

常務理事・幹事会 平成四年一月二十五日(土)

日本大学経済学部本館会議室

一 第四九回大会のプログラムについて

関西部会常務理事・幹事会から提案された大会プログラム(案)について審議

し、未定の討論者や自由論題の報告数などについての見解を、参考までに関西部会常務理事・幹事会に報告することとした。

二 役員選出について

会長ならびに吉田徳三郎選舉管理委員長から役員選出関係業務について報告があつた。

三 第五〇回大会について

関西部会常務理事・幹事会から提案された「人口と労働市場について」

(上沼正明記)

研究報告会

本年度の関東部会研究報告会は、平成四年一月二十五日(土)、午後一時半より日本大学経済学部本館会議室で開催された。報告会は次の通りに行われた。

座長 加藤壽延(西細亞大)

第一報告 大沢真知子(西細亞大)

「人口と労働市場について」

三 日本学術会議経済政策研究連絡委員会

主催のシンポジウムについて

吉田徳三郎常務理事から平成四年三月三〇日に開催されるシンポジウムについて報告があつた。

常務理事・幹事会 平成四年二月二九日(土)

慶應義塾大学三田校舎新研究棟会議室

一 関東常務理事選挙の開票について

関東部会幹事会による開票結果が報告された。

二 第五〇回大会について

慶應義塾大学を主催校として、同大学湘南藤沢キャンパスで開催することを、第四九回大会での役員会をへて、総会に提案することとした。

提案することとした。

(上沼正明記)



## 編集後記

本年度の年報は、昨年五月東洋大学で行わ  
れた第四八会大会における報告に基づいて編  
集されている。

収録された論文は、共通論題報告三篇、自  
由論題報告二六篇、展望論文(英文)一篇及  
び書評三篇である。

本年度の共通論題は、「地球環境問題と經  
済政策」である。これは、近時、酸性雨、二  
酸化炭素、資源リサイクル問題など、経済成  
長に伴う環境問題が地球的規模で生じてお  
り、国民の環境問題に対する意識も高い問題  
である。

自由論題報告のうち六篇が地球環境問題を  
扱っており、共通論題と併せ読んで戴けたら  
と考えている。

最後に、年報編集に御配慮戴いた全国大会  
当番校東洋大学神里公教授、小刈米清弘教授、  
本部事務局及び各部会幹事と勅草出版サービ  
スの方々に厚く御礼申し上げる。

(近江谷幸一記)

### 付記

本年度の刊行については、出版費の一部と  
して文部省科学研究費(研究成果公開促進費)  
の交付を受けた。

and wages for employees. The optimum strategy for small businesses in the 1990s appears to be focusing on improving labor productivity, so that increases in wage and benefit costs can be financed directly by increased productivity per worker. The challenge for small business owners is to decide how to improve use of existing technology by developing system solutions to problems facing the typical small business. Much of the expertise needed to identify problems, develop solutions, and implement proper training for employees is not found in the typical small business owner/manager. Improving management skills can help, but in many instances the solution requires outside experts. Many small business owners appear to have a bias against obtaining such help. The failure to be proactive in developing improved productivity may result in the failure of many small businesses as the 1990s progress.

Some government programs, such as those managed by the U.S. Small Business Administration and the U.S. Department of Commerce will continue in place. Most of these programs, with the exception of the Business Development activities of the Small Business Administration, do not focus on enhancing worker productivity. The program structures currently in place change direction slowly, and many of the existing programs appear to be responding to problems which existed primarily in the past. Some new programs dealing with issues such as technology transfer from government laboratories, or with employee training do offer productive help for smaller businesses.

Federal, State, and local government support can help smaller firms become more productive. Properly focused, these programs can supplement private sector resources, improve general small business management, and help expand the role of small business in the economy.

Perhaps the most important contribution to small business welfare from all levels of government in the 1990s will be government investment in two areas: education; and infrastructure. Better education will contribute directly to small business efforts to raise worker productivity. Infrastructure rebuilding including the upgrading of roads, bridges, sewer and water systems, communications, etc. will produce complementary benefits that will enhance the productivity of all citizens. The funds and the effort involved in both areas will strain government budgets at all levels. There appears to be a mounting political consensus that the expenditures on education are a necessity. A similar consensus on infrastructure improvements should be developed as the decade progresses.

### **Growth in the Number of Small Businesses**

In 1989, an estimated 20 million business tax returns were filed with the Internal Revenue Service, an increase of 5 percent from 1988 and more than 50 percent from the 13 million recorded in 1980. Returns were filed by 13.8 million nonfarm sole proprietorships, over 1.9 million partnerships, and 4.3 million corporations. Fewer than 7,000 of the businesses represented by these tax returns are large businesses with more than 500 employees.

New businesses continued to form; over 677,000 incorporations were recorded in 1989, slightly fewer than in 1988. This level of business formation is still remarkably high for an expansion in its seventh year.

### **Small Business Employment Growth**

The U.S. economy continued to create new jobs throughout 1989. Nonfarm payroll employment rose 2.474 million jobs from December 1988 to December 1989, with the strongest gains in sectors dominated by small businesses. Employment in private industries dominated by small firms increased 3.2 percent between December 1988 and December 1989, while in large business-dominated industries, employment rose just 1.4 percent over the year. Moreover, small-business-dominated subsectors within the services and transportation industries continued to exhibit higher employment growth than their large-business-dominated counterparts. Within manufacturing, a sector composed primarily of large businesses, the sub-sectors dominated by small firms generated approximately 15,000 jobs, while those dominated by large firms lost 80,000 jobs.

On the other hand, in retail trade, traditionally a small-business-dominated sector, large-business-dominated industries, such as grocery stores have accounted for most of the growth.

Small-business-dominated retail industries that demonstrated significant employment gains included eating and drinking places, miscellaneous shopping goods, and auto and home supply stores.

Over half of the total growth in small-business-dominated industries came from the service industries, where employment rose by 5.4 percent. Rapidly growing industries in this sector include outpatient care facilities; medical and dental laboratories; and mailing, reproduction, and stenographic services. In fact, seven of the ten small-business-dominated industries generating the most new jobs were in the service sector.

### **Productivity in Small Firms**

Because small businesses are typically more labor-intensive than their

large business counterparts, small business profits are more closely tied to labor productivity. Productivity, as measured by output per employee hour, has been calculated for 24 industries dominated by small firms.

Among the small-business-dominated industries with the greatest average increases in productivity between 1972 and 1988 were several retail trade industries, including radio, television, and music stores; household appliance stores; and women's ready-to-wear stores. The advent of computerized cash registers and improved access to computerized accounting and inventory management have helped increase the productivity of workers in these industries.

### **Small Business Earnings**

Small business earnings—earnings of sole proprietorships and partnerships—increased 6.2 percent in 1989. Corporate profits, including the profits of small corporations, declined by 8.3 percent during the year.

Small businesses have had good earnings or profit growth during most of the seven years of the current expansion. Given factors such as a slowing economy and rising wholesale prices, it is not surprising that the increase in proprietorship earnings was the lowest since 1982. Nonetheless, for most small businesses, 1989 was a positive year, with both sales and nominal profits increasing.

### **Conclusions**

Government support of small businesses in the 1990s will have mixed effects. Tax increases, particularly excise tax increases may affect some small businesses severely by raising prices for the products they produce or distribute. Regulatory activity seems to be swinging against small business in the 1990s, after having been very favorable during the 1980s. There is strong Congressional pressure for mandated cost increases to cover health and leave benefits. These cost increases can be expected to be relatively larger in small businesses than in large businesses, placing severe pressure on small business profits, if prices are held constant. If smaller businesses choose to pass along the cost increases as price increases, their relative strength in the market may be eroded.

Independent of any government mandates, demographic changes including the slowing of population and labor force growth during the 1990s, and the aging of both the population and the labor force, will increase pressure for improved benefit programs in small businesses. A major issue for almost all small businesses will be how to finance improved benefits

## <Summary>

### Global Environmental Problematic and Necessity of New Orientation for Internationally Concerted Environment Policy

Hikaru Kobayashi, Environment Agency

The lecturer, a government official in charge of studies on policy formation in environmental field, described two kinds of causes that hinder successful protection of global environment; i) difficulty due to physical nature of the problem, such as huge geographical dimension and time horizon which existing nations cannot deal with, and ii) insufficiency of existing legislative framework, such as superiority of "national interest" to "global interest", and that of "development" to "environmental protection".

Based upon the experiences of international negotiation on countermeasures against acid rain, ozone layer depletion and global warming, the lecturer illustrated how international community and individual nations' governments could or could not have overcome obstacles mentioned above: International community have learned, for instance, workability of "step-by-step approach" and impact of a "risk-taker" nation's advanced environmental policy on improvement of "temporizing" countries' environmental policy.

But, in the case of the policy against global warming, the progress already done is very limited, and it becomes necessary to develop new orientation of global environmental policy. In this context, the lecturer suggested to modify existing national legislative framework so as to reflect more the interest of future generations and to weaken "vested-interests-oriented" behavior of various economic Ministries and Agencies among governmental organs.

## <Report>

### Impact of U.S. Economic Policy on the Small Business Sector

Richard T. Dailey, University of Montana

#### Overview

The U.S. economy continued to grow at a favorable pace through most of 1989, benefitting millions of small firms. Real gross national product increased by 2.5 percent over the 1988 level. By the fourth quarter of 1989, however, real GNP growth had slowed to 1.1 percent.

Consumer spending, especially in the early part of the year, accounted for almost 60 percent of the growth in GNP. Part of the continued strength in consumption can be attributed to the continuing increase in personal income resulting from increases in wages and continued growth in employment. With small businesses clustered in the wholesale, retail, and related distribution industries, this sustained rise in consumer spending aided small business performance in 1989.

Exports accounted for about 19 percent of the growth in GNP. Small businesses, which contribute about 20 percent of total U.S. exports, were among the firms benefitting from the higher increases in exports. For the year, the relative strength of exports, up 11.1 percent, compared to a 6.1 percent increase in imports, contributed to both GNP growth and a decline in the foreign trade deficit.

Expenditures for housing, business plant and equipment, business inventories, and other private investment accounted for only 4.1 percent of the 1989 GNP growth in contrast to 24.5 percent in 1988. Small home construction firms and special trade contractors were among the small firms to feel the effects of this slowdown.

Increases in goods and services purchased by government from the private sector accounted for 17.8 percent of the growth in GNP. Small businesses benefitted less from the increase in this sector of the economy, because they received relatively fewer federal contract dollars than their larger counterparts.

---

The author wishes to express his sincere appreciation to Tsuneo Nakauchi, Professor of Economics, International Christian University for his helpful comments.

<Summary>

## Global Environmental Problems and Economic Policy

Katsuya Fukuoka, Rissho University

Increasing populations and growing economies have needed and consumed more resources while, at the same time, discharging more waste. In particular, excessive use of nondecomposable substances and the resulting pollution are damaging even the autonomic function of the earth itself.

We must lose no time in understanding that we have gradually used huge amounts of natural resources (beyond that necessary for GNP expansion) and have thus aggravated the value of nature and life.

Above all, the advanced nations could never have enjoyed their prosperity without consuming and wasting what nature has offered—a gift which has not been repaid in kind. This is not just a factor responsible for the South's considerable poverty and resulting North-South confrontation but is also a problem the South itself must similarly overcome.

We should reevaluate our economic system up through the 20th century and introduce a new “earth cost concept” which will regain the balance between nature and materialism. Humans have been ignoring this balance. By understanding these ideas, the global era economy should create a new economic system. We now have to recognize the value of nature and construct a new economic rationalism which should be based on both new value principles.

1. Anything removed from nature must be returned to nature.
2. Never take beyond the capacity of nature to give.
3. Continually try to help nature with its self-renewal and utilize nature in a systematic manner. Consumption should increase within the range of nature's increased capabilities.
4. Corporate profits do not belong only to corporations. These are created with consumers and essentially came as a gift from nature. Profits must be distributed based on this concept.
5. In conjunction with the “Greens” in England and the “Blue Angels” in Germany, the Environment Agency's idea of Ecomark products would be better understood by consumers; consumers would have an increased conservation sensitivity. (Consumer activity leads them to learn. It may also lead them to take more initiative.) Corporations must be quick to learn more than consumers and quick to put ideas into practice.

<Summary>

## Global Environmental Problems and Sustainable Development

Kazuhiko Ueta, Kyoto University

This study recognizes patterns of economic development which do not harmonize economic growth with the environment as the cause of global environmental problems. Thus, the advocacy of sustainable development made by the UNWCED is in effect a call for a socio-economic system of environmentally sound development.

We look at selected issues of environmental disruption in a context wider than the confines of national boundaries. Five contexts are under consideration.

First, pollution arising from one country can cause damage in another country. This transboundary pollution takes on the features of an externality between the ‘emitter’ and the ‘recipient’. Second, economic activities arising through so-called pollution export and/or direct investment from one country can cause environmental damage in another country. Third, environmental and/or resource disruption can be caused through trade which is involved in world economic system. Forth, there is a vicious circle between poverty and environmental degradation in some developing especially Sub-Saharan regions. The final pollution context is also one of externality but it has the features of mutual externality in that polluters damage themselves and others because what they pollute is the global commons.

Economic and/or environmental policy towards sustainable development should be constructed to solve these five environmental issues. In this study, the principle of this kind of international environmental policy has been examined.

This study also attempt to incorporate environmental values into a product and/or production system which provide direction in establishing conditions of sustainability in market mechanism.

Inclosing, let us recall the warning given generations ago by Edmund Husserl when he pondered over the crisis of modern social science: that is, mere science, which is nothing but a subsystem of society, can not subordinate society to its own internal standards of academic consistency, for scientific truths are no more universal than inter-subjectively shared truths (Luhman, 1982, Chapter 14).

#### Reference

- Bezembinder, Thom (1989) "Social Choice Theory and Practice," in C. Vlek & G. Cvetkovich eds., *Social Decision Methodology for Technological Projects*, Kluwer Academic Publishers, pp. 39-59.
- Brehmer, Bernt (1989) "Cognitive Dimensions of Conflicts over New Technology," in C. Vlek & G. Cvetkovich eds., *Social Decision Methodology for Technological Projects*, pp. 61-77.
- Cooper, Richard N. (1968) "National Economic Policy in an Interdependent World Economy," in his *The Economics of Interdependence: Economic Policy in the Atlantic Community*, McGraw-Hill
- , (1969) "Macroeconomic Policy Adjustments in Interdependent Economies," *Quarterly Journal of Economics*, 83, pp. 1-24.
- , (1985) "Economic Interdependence and Coordination of Economic Policies," in R. W. Jones & P. B. Kennen eds., *Handbook of International Economics*, Vol. II, North-Holland.
- Dudley, Leonard (1979) "Foreign Aid and the Theory of Alliances," *Review of Economics and Statistics*, 61, pp. 564-71.
- Fujii, Takashi (1990) "Economic Policy for Global Society of Trust: Towards Internationalistic Economic Policy" (Presidential Address at the 46th Annual Congress), the *Annual of the Japan Economic Policy Association*, Vol. 38, pp. 9-20 (in Japanese)
- Frey, Bruno S. (1984) "The Public Choice View of International Political Economy," *International Organizations*, 38.
- Gupta, Dipak K. (1990) *The Economics of Political Violence*, Basil Blackwell.
- Guttman, J. M. (1978) "Understanding Collective Action," *American Economic Review, Papers & Proceedings* 68, pp. 251-55.
- Haas, Ernst (1990) *When Knowledge Is Power: Three Models of Change in International Organizations*, California Univ. Press.
- Habermas, J. (1988) *On the Logic of Social Sciences* (translated by S. Nicolsen & J. A. Stark), MIT Press.
- Hatfield, E., G. W. Walster & J. Piliavin (1978) "Equity Theory and Helping Relationships," in L. Wipse ed., *Altruism, Sympathy and Helping*, Academic Press.
- Jéquier, Nicolas (1985) ed. *Les Organisations Internationales entre L'innovation et la Stagnation*, Presses Polytechniques Romandes, Lausanne.
- Keohane, R. O. & J. Nye (1977) *Power and Interdependence: World Politics in Transition*, Scott, Foreman & Co.
- Keohane, R. O. (1988) "Bargaining Perversities, Institutions and International Economic Relations," in P. Guerreri & P. C. Padoan eds. *The Political Economy of International Cooperation*, Croom Helm, pp. 28-50.
- Krasner, Stephen D. (1981) "Transforming International Regimes: What the Third World Wants and Why," *International Studies Quarterly*, 25(1).
- Kindleberger, Charles P. (1978) *Government and International Trade*, Princeton Essays in International Finance No. 129, Princeton, N. J. (July).
- Luhman, Niklas (1983) *The Differentiation of Society* (translated by S. Holms & C. Lamore from *Soziologische Aufklarung* II, Westdeutscher Verlag, 1975), Columbia University Press.
- Olsen, Jr., Mancur & R. Zeckhauser (1966) "An Economic Theory of Alliances," *Review of Economics and Statistics*, XLVIII (3).
- Puchala, D. J. & R. F. Hopkins (1982) "International Regimes: Lessons from Inductive Analysis," *International Organization*, 36 (2).
- Samuelson, P. A. (1954) "The Pure Theory of Public Expenditure," *Review of Economics and Statistics*, 36, pp. 387-89.
- Sen, A. K. (1967) "Isolation, Assurance and Social Rate of Discount," *Quarterly Journal of Economics*, 81, pp. 112-24.
- , (1973) *On Economic Inequality*, W. W. Norton Co.
- Sugden, R. (1984) "Reciprocity: the Supply of Public Goods through Voluntary Contributions," *Economic Journal*, 94, pp. 772-87.
- Taylor, Lance (1983) *Structuralist Macroeconomics: Applicable Models for the Third World*, Basic Books.
- Usui, Mikoto (1991) "Ideal Types of Multilateralism and the Focus for Organizational Reformation," *Sekaikeizai*, XLVI, No. 9 (Sept), Tokyo (in Japanese).

## 6. International Regimes for “Justice”

A more serious problem is that most macro-economists in advanced countries are inclined to believe that no more, if no less, than the major powers’ Summit and macro-policy consultation mechanisms like G-5, G-7 and G-10 would be adequate for managing the complex interdependence of today. So they even dismiss the very notion of *crisis of multilateralism*. Among them, those directly concerned with the overhanging debts of developing countries now recognize the utility of multilateralist regimes but continue to believe that the only effective multilateral regimes are the Bretton Woods institutions: IMF, World Bank and GATT, which focus upon the conditions for economic equilibria, sustenance of free markets and promotion of economic efficiency. While these institutions are formally part of the larger regime represented by the United Nations System, they tend to think that the remainder of this would-be *universal* system, being so much preoccupied with the issues of international justice, is just a ritual palace devoted to hearing the grievances of poorer states.

It might seem that this be not the fault of economic theory *per se*. But in the other corner of the edifice of economics it has been proudly demonstrated that *distributional justice* is, like the question of “just desserts”, such a quagmire that economics is unable to provide any generalized rule for it (Sen, 1973). The concept of *procedural justice*, which serves as an important stopgap in real-world governance, owes mostly to political scientists and sociologists.

The market principle can not by itself constitute a politically meaningful regime. In fact political scientists regard it as something less than a *regime*, for it has historically served as “an *empty facade* for rationalizing the rule of the powerful and elevating their preferences to the status of norms”. Knowing this principle would not significantly improve on our ability to explain actual political behavior (Puchala & Hopkins, 1982). This is meant to say that the notion of *efficiency* as such is indeed value-free but an attempt at crusading over the world with this sword alone would be no longer value-free.

## 7. “Consensual Knowledge” for Trans-ideological Mediation of Decision Dynamics

The above brief reflection, extremely partial and only illustrative as it is, may be loud enough to remind ourselves that economics, as a revered sub-discipline of social science, has contributed yet very little of the

needed groundwork, theoretical or moral, for a global governance regime. On the whole, this revered parish has been enthusiastic in promoting world-wide competition and within-North cooperation, but rather hesitant or even delusive when prescribing better-designed regimes for normative mediation between the North and the South.

In order to participate more constructively in the concourse for global regime building, we would have to study harder how to articulate our knowledge and techniques with those of other social-science disciplines concerned with multicultural decision dynamics.

Arrow’s celebrated “impossibility theorem” dramatically underlined the need for realizing that both rationality and fairness are human concepts, and that delineating their contents are problems of human agreement (Bezembeinder, 1989). But the recent research on social choice stresses that conflicts are more often than not *cognitively* based: that is, in many cases not only does disagreement exist with respect to values, but also disagreement with respect to facts or analytical knowledge of underlying causal relationships at issue (Brehmer, 1989). This insight resonates well into the issue of “collective learning” or cognitive evolution of regime change.

Ernst Haas goes a step further to assert that a poor knowledge leading to an arbitrary or just tactically motivated decomposition of the complex causal relationships could provide at best marginal organizational adaptations without an improved alignment of values, or much worse, leave international organizations in a “turbulent nongrowth” situation (Haas, 1990, esp. Chapter 2). A real organizational innovation becomes possible, Haas argues, when international agreements are mediated by a knowledge base that provides a *nearly non-decomposable* linkage of all the relevant problem sets. His term “near non-decomposability” sounds ambitious, demanding both multi-sectoral and inter-temporal perspectives so as to cover from urgent problems of today to the planetary environmental problems to be tackled in a half-century or longer secular time frame. This is not meant to demand an act of hubris nor science fiction, however. After all, all knowledge is socially constructed (Haas, 1990, p. 245). Apparently the term “nearly” means “to be comfortably shared among nearly all the cultures and ideologies” participating in given negotiation process. Haas’ *consensual knowledge* is the part of knowledge tendered by the epistemic community which is problem-specific and has proven acceptable to real-world negotiators.

effect"), while public goods as such are subject to positive utility interaction (hence free-riding) (Dudley, 1979).

Economists being not very convincing about the origin of ideology as a determinant of public goods preferences, biosociologists, bio-psychologists and even *Habermasian* policy scientists turn around to seek the origin of altruism elsewhere outside the logic of rational calculation. They postulate that an individual has two kinds of identity: *individual* and *group*, and correspondingly two kinds of utility function. *Collective identity* is nurtured through the cognitive process which is influenced by cultural assimilation, education, religions and other personal traits generally called ideologies; rational choice implies then a weighted combination of personal utility and collective utility functions. (Gupta, 1990; also Habermas, 1988.)

As is the case with the origin of *ethnocity*, the cognitive process generating collective identity is influenced by historical or situational factors, such as rising tensions among different collectivities stemming from economic and political inequities which would turn an otherwise dormant group consciousness into explicit, and often ideologized, one. Unfortunately, these concepts of group identity and ethnic conflicts would seem simply to underline the very existence of a diversity of mutually conflictive norms and values in the international system and thus almost shutter our hope that "globalism" should be able to find a place within the boundary of the rational choice theories.

##### 5. Macroeconomics and the Revised Liberalism

Keynesian economics offers indeed a perspective quite different from those of the classical and neo-classical schools dwelt upon in the above. It has laid the analytical framework for a *revised liberalist* theory of international political economy, and thus stands much closer to the so-called *neo-realist* school of international political science. Revised liberalism resonates in the work of Richard Cooper whose *Economics of Interdependence* (Cooper, 1968 & 1969) was the first to popularize the notion of interdependence. His political-scientific counterpart may be found in Keohane & Nye's memorable work, *Power and Interdependence* (1977).

It is stressed that in an interdependent economy governments do not have full control over the instrumental variables needed to influence the balance of payments and that international *coordination* of economic policy is inevitable to combat international *competition* in economic policy. The question of how political conditions may promote or undermine interna-

tional cooperation is left in the hand of political scientists, however. The Keynesian political economics concentrates on what Keohane & Nye call "sensitivity interdependence" (i.e., interactions manageable *within* a given framework of economic policies) but shies away from the "vulnerability interdependence" where the power structure plays an important role (Cooper, 1985). Sensitivity interdependence, too, can provide a basis for significant political influence, but it is the case only when the rules and norms in effect can be taken for granted.

In today's international system characterized by "complex interdependence", as neo-realistic political scientists argue, the power structure is no longer uniquely tied to the military capability alone (as classical realists like Morgenthau used to propound). There exists no uniquely defined hierarchy among different issues; different issues are faced with different power structures and even different goals; moreover, in such an international politico-economic system, rules and procedures are neither so complete nor so well enforced as in domestic systems.

There emerges the concept of *international regime* and *regime change*. A regime signifies a set of governing arrangements that affect the pattern of interdependence and, more importantly, the processes of normative mediation among the conflicting goals, principles and norms of different actors. The ways in which various regimes promote and govern the political bargaining and decision-making are more interesting than how regimes are constrained by the dominant power structure (Keohane, 1988). It is also important to understand how two different kinds of rationality—the *political rationality* in joint decision processes and the techno-economic or *substantive rationality* in designing and implementing problem-solving actions—are combined so as to extricate the system out of cumbersome tradeoffs and conflicts (Usui, 1991).

There has been a noteworthy development in the branch called "structuralist macroeconomics". Lance Taylor is among the best known who contributed a rigorous theoretical construct for macroeconomic analysis in the context of developing countries (Taylor, 1983). His models abound in useful lessons in regard to the likely consequences of orthodox stabilization ploys for "structural adjustment" in developing countries. Unfortunately, this and other developing country economists' contributions do not seem to be seriously taken up by international bankers and their economic advisers.

economic benefits!

### 3. The Public Choice Approach to International Organizations

A school of international political economics represented by the public choice approach, also focusses on a world of "economic man" and provides a public good theory largely commensurate with the Olsonian free-riding concept. It is warned that laboratory experiments on public goods situations suggest that free-riding does not occur as often as pure rational choice theory implies, but the theoretical inquiry into non-free-riding behaviors is left half-baked. To overcome the free-rider problem, Frey proposes a "constitutional" approach that lays down the conditions for cooperation (Frey, 1984).

However, it would require an element of coercion—a sustainable apparatus for monitoring and sanctioning "cheating" behaviors, or a multinationally managed "clear stick" in the Axelrod' sense of the term (Keohane, 1988). In actuality, none of the existing multilateral regimes are equipped with a centralized coercive power. The fate of the MTO-type proposal in the future GATT context, for example, is as yet only feebly visible. We may have to pray, together with Kindleberger (1978) that, unlike in economics, "reputation" should count as an important working capital in politics.

Monitoring and sanctioning can be done more effectively and efficiently in the case of smaller-sized "clubs" of like-minded members. The rational choice theory thus seems generally to favor, if only on account of cost-effectiveness, disparate cooperation regimes each serving an ideologically homogeneous or functionally highly specialized grouping, as well as regionally differentiated alliances.

The public choice approach has been particularly eloquent in demonstrating that the characteristics of bureaucracy are more pronounced in the international than in the national setting. Not only the output of an international organization is purposely vaguely defined (although it is itself an outcome of *political rationality* (see Section 5 below)), but also national political institutions can gain little by attempting to tightly control an international organization; and all bureaucrats seek larger budgets and a profusion of anthropophagic red tape (Frey, 1984; Jéquier, 1985). This sort of theoretical demonstration has indeed served as a warning against the spillover effects of an untamed functionalism, but has certainly contributed to what has gained currency as "multilateralism

"fatigue" especially among major donors.

### 4. Economics of Ideology

Even during the days when the hegemonic benevolence was well at work, and still more as the power structure has become diffuse among a larger number of major powers, smaller countries, which have individually little *relational power* capabilities, have endeavored to neutralize the influence of larger countries by generating collective movements to demand regime transformation (Krasner, 1981). The developing countries as a whole are still unlikely to sever themselves from the NIEO ideology in the multilateral negotiation arena where the whole complexity of issue linkages are placed at stake. On local scenes, security problems are increasingly related to ethnic conflicts, with collective political actions emanating more often than not from weaker, under-privileged segments of the population.

How can microeconomics explain an individual's participation in such collective actions, which take place in spite of a substantial potential loss of private benefits foreseen in case of failures, and in spite of the "nonexcludability" of the collective benefits to be gained even in case of success? Is some kind of *ideology* necessarily associated with active participation in the supply of public goods? If ideology is the matter of *taste*—an element that determines individuals' preferences of public goods (Gupta, 1990), then where does it come from?

Some economists attempted at tracing the origin of ideology (or altruism) back within human rationality. Hatfield et al. invoked a somewhat horonistic version of the principle of "reciprocity" or "parity" that could warrant individuals' contributions to nonexcludable public goods (Hatfield, Walster & Piliavin, 1978). This principle of reciprocity has been further elaborated by Guttman (1978), Sugden (1984), etc. One can doubt, however, that this principle should be well safeguarded against the revered problem of "assurance" which was pointed out years ago by Samuelson (1954) and also A. K. Sen (1967) (that is, the warning that a rational individual would not contribute before, but wait until, he knows that every neighbor around him has already contributed). Thus, in his empirical analysis of the motive of multilateral aid donors, Dudley simply reverts to the tradition of liberal economics by hypothesizing that privatized public goods are subject to "negative utility interaction" among the contributors (leading to the phenomenon of aid competition or the "bandwagon

## Basic Elements of Economic Theory: Against or Toward Global Governance?

Mikoto Usui, University of Tsukuba

### 1. Science as a Driving Force toward a Planetary Public Policy Regime

During the one-century-and-a-half long period of modernization, *science* has served quite effectively as a driving force, although largely involuntarily as it was subordinated to the tenacious pursuit of poorly-defined goals of growth, development and security. Now the global *Green Politics*, grappling with the grand task of managing the Man-Nature interaction, has made the role of science ever more crucial at all levels of societal decision, from local to international, for Nature does not negotiate with Man nor appears in the market. The epistemic community, in both natural and social scientific fields, has become increasingly conscious of the need for reshaping the relationship between science and public policy. Not only public goals and priorities ought to be better mediated in the light of scientific knowledge, but also our scientific capability must be improved to pre-assess the likely consequences of public choices and policy options.

Economics has been rather slow in responding to the call for a planetary public policy regime. "Economic policy" in the narrow sense of the term is still toiling over the trade-off relationship between environment and economic growth primarily in national perspectives. And its "liberalist" tradition tends to shy away from the host of politically sensitive issues facing multi-cultural governance. Takashi Fujii, President of the *Japan Economic Policy Association* for the last several years, has continually cried out for a reformation of our theory of "economic policy" in an "internationalized" perspective of planetary public policy (Fujii, 1990).

The latest London Summit explicitly considered the necessity of resurrecting the role of the United Nations System as a leading carrier for the governance of global security and sustainable development. The problems of international regime change and related organizational innovation have come to gather ever more serious attention in this country, but this subject seems to have been rather "sidelined" by economic theorists,

even within this Association. The purpose of this survey article is to reflect upon a certain bias that has long crept into the liberalist tradition of economic theorizing. It reviews the features of economists' contributions to such problem areas as international public goods, ideologies, economic interdependence and distributional justice, which would constitute important building blocks for a theory of global governance.

### 2. Economics of International Public Goods

The role of economics in building the logic of the cohabitation of more than 160 sovereign states on the planet has been minimal. Rather, economics with its preoccupation with the Pareto-optimum conditions, did even help to aggravate the *crisis of multilateralism*. The first case in point is offered by Olson & Zeckhauser's "theory of alliances" (Olson & Zeckhauser, 1966).

According to them, "hegemonic stability" is associated with the (private) desire of a hegemon to legitimate and universalize its own ideology by supplying international public goods more than proportionately to its economic ability, but the free-riding motive of smaller countries is bound to result in a sub-optimal supply of pure public goods. The Pareto optimal supply would be possible under a regime in which each country shares the marginal cost of supply to the extent that it matches the additional benefit it (privately) wishes to derive from that supply. It justifies a quasi-privatization of international public goods in favor of an increased *quantity* of supply. The rationality of such a perverse collective action works against the fulfilment of common interests in *qualitative* terms. In fact, increasingly larger proportions of the budgets of existing international organizations have become dependent on the so-called "voluntary contributions", a trend which has tolerated a reduced coherence of the regimes these organizations are supposed to serve.

The problems of disproportionality and suboptimality might be overcome only in the case of a "superior good" such as all-out war or defense against extreme insecurity. The planetary environmental issue was not yet on the scene in the 1960s. Had it been so, then Olson and Zeckhauser would have had a hard time in clearing their way of such nasty questions as how to handle the uncertainty in scientific evidence about the greenhouse effect; how to deal convincingly with the problem of inter-generational equity; and how to re-temper the notion of *fairness* in a situation where economic "sacrifices" must be distributed without corresponding tangible

*Economic Policy, The Development of the Science of Economic Policy*, (1988).  
The Association's themes printed in the annual reports are as follows:

“Conditions of Economic Independence for Japan” (1950)  
“Patterns of Economic Control” (1951)  
“Planning in Economic Policy” (1952)  
“Industrial Structure and Economic Policy” (1953)  
“Policy for Self-supporting Economy of Japan” (1954)  
“Japanese Post-War Economic Policy” (1955)  
“Post-War Economic Policy in the World” (1956)  
“Objects and Methods of Economic Policy” (1957)  
“Typed of Economic Planning” (1958)  
“Structural Analysis and Economy Policy” (1960)  
“Government’s Role in the Present Economy in Japan” (1961)  
“Economic Planning in Japan” (1962)  
“Big Business and Economic Policy” (1963)  
“Economic Policy of Regional Development” (1964)  
“Change of Economic Structure in Japan” (1965)  
“Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)  
“Economic Policy in Transformation Period” (1967)  
“Economic Policy during Post-War Twenty Years” (1968)  
“Capital Liberalization and Economic Policy” (1969)  
“Oligopoly and Economic Policy” (1970)  
“A Reappraisal of Recent Japan’s Economic Growth” (1971)  
“Pollution and Economic Policy” (1972)  
“International Comparison of Present Economic Policy” (1973)  
“Internationalization and Industrial Organization” (1974)  
“Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)  
“Resource Problems and Economic Policy” (1976)  
“Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth” (1977)  
“Transformation Policy of Industrial Structure in Japan” (1978)  
“Economic Policy during Thirty Years after World War II in Japan  
—Prospect and Retrospect—” (1979)  
“Efficiency and Justice in Economic Policy” (1980)  
“International Cooperation and Economic Policy in Japanese Economy” (1981)  
“Pacific Ocean Community and Japanese Economy” (1982)  
“Demand Side and Supply Side in Economic Policy” (1983)  
“Science and Technology in Economic Policy” (1984)  
“Regional Development and Economic Policy” (1985)

“Role of Government in Japanese Economy” (1986)  
“Privatization and Government Regulation” (1987)  
“The Dynamism of Economic Development and Welfare Criteria” (1988)  
“Debates at the Great Turns in the Economic Policy Making” (1989)  
“Industrial Policy and the World —Response to Borderless Economy—” (1990)  
“Transformation of Economic Systems and Policy” (1991)

The Association is administered by a board of 25 members elected every three years. Present members are: M. Ito (Prof., Kyushu Kyoritsu Univ.), M. Uekusa (Prof., Tokyo Univ.), K. Echigo (Prof., Shiga Univ.), H. Onoe (Pres., Shiga Univ.), K. Omiya (Prof., Nihon Univ.), T. Kashiwazaki (Prof., Waseda Univ.), H. Kato (Prof., Keio Univ.), J. Kato (Prof., Asia Univ.), T. Konishi (Prof., Kwansei Gakuin Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), Y. Sato (Prof., Keio Univ.), Y. Shimizu (Prof., Kanagawa Univ.), T. Suzuki (Prof., Kinki Univ.), K. Niino (Prof., Kobe Univ.), M. Nishino (Prof., Meiji Univ.), T. Nojiri (Prof., Osaka Gakuin Univ.), T. Noma (Prof., Doshisha Univ.), Y. Hara (Prof., Aoyama Gakuin Univ.), T. Fujii (Prof., Nagoya Univ.), K. Masamura (Prof., Senshu Univ.), N. Maruo (Prof., Keio Univ.), T. Mizuno (Prof., Chuo Univ.), H. Yokoi (Prof., Nagoya Gakuin Univ.), T. Yoshida (Prof., Nihon Univ.).

Prof. T. Kashiwazaki was elected the president of the Association in 1989 and appointed as the administration of the head office, while Prof. K. Omiya was appointed as a chief editor of annual reports.

The Association adopts as one of its objectives co-operation with similar foreign associations, though the society has not yet to realized effectual steps towards this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show their interest and attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaisons in various forms as extensively as the budget permits.

- On the Empirical Explanatory Power of the Concentration-Profits  
Hypothesis: 1970-1987.....*Shinji Yane*
- Organizational Problems of Japanese-owned Companies in Foreign Countries.....*Sukehiro Hosono*
- A Policy of Price Regulation.....*Tadashi Tonomaki*
- The Policy of Shipping Conferences in the Liner Ship's Market.....*Takehiko Kimura*
- Saving, Capital Accumulation and Aging Society .....*Yutaka Harada, Seiji Takata*
- Supply and Burden of Medical and Daily Care for the Elderly .....*Mamoru Suzuki*
- The Determinants of Social Welfare Expenditures: The Case of Municipalities in Tokyo.....*Yasuhiko Tsukahara*
- Social Choice of Land Taxation System.....*Syunichi Maekawa*
- Economic Analysis of the Returns of Development Benefits.....*Akifusa Fujioka*
- Government Intervention to the Privatised Companies in the UK:  
Use of a 'Golden Share'.....*Munenori Nomura*
- Dynamic Hierarchical Game Policy between Developed and Developing Countries: Japan and Asian NIES .....*Yukio Ito*
- Japanese Aid and Labor Absorption in LDCs.....*Yukihiko Torikai*
- Impact of U.S. Economic Policy on the Small Business Sector.....*Richard T. Dailey*
- BOOK REVIEWS**
- Makoto Sato, *City Planning and Economic Reform*, 1990.....*Naomi Maruo*
- Toshinosuke Kashiwazaki, ed., *Analysis of Economic Policy Making*, 1990.....*Reishi Maruya*
- Junichi Goto, *The Economics of Foreign Workers: An International Trade Approach*, 1990.....*Asao Mizuno*
- SURVEY**
- Basic Elements of Economic Theory: Against or Toward Global Governance?  
.....*Mikoto Usui*

## 地球環境問題と経済政策

### —日本経済政策学会年報 LX—

1992年3月30日 第1刷発行 定価3,090円  
(本体3,000円)

編 者	日本経済政策学会
発 行 者	柏崎利之輔

発 行 所	東京都新宿区 早稲田大学内	日本経済政策学会
-------	------------------	----------

発 売 所	東京都文京区 後楽2-23-15	株式会社書房 振替東京5-175253・電話(03)3814-6861
-------	---------------------	--

落丁本・乱丁本はお取扱いします  
無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます Printed in Japan

I S B N 4-326-54883-5

[JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION  
WASEDA UNIVERSITY, SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN

KANTO BRANCH: KEIO UNIVERSITY, TOKYO

CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA

KANSAI BRANCH: KOBE UNIVERSITY, KOBE

NISHINIHON BRANCH: KYUSHU KYORITSU UNIVERSITY,  
KITA KYUSHU

NIHON KEIZAISEISAKU GAKKAI-Japan Economic [Policy Association was founded 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study [of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus the Japan Economic Policy Association is one of the few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, including other articles written by members. Thirty-nine volumes of annual reports have been published until 1991, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the [Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association in its commemoration of the 15th anniversary of the Japan Economic Policy Association\*

T. Ito (ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka & M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). K. Miyata & K. Fujita (ed.), *Development of Japanese Economic Policy* (1958). H. Matsuo & K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

The Association also published the following book which was the proceedings of the conference held by the Association in the commemoration of the 30th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

H. Kato, T. Fujii, K. Niino and M. Ito(ed.), *Studies in Contemporary Economic Policy*, (1978).

The Association also published the following two books in commemoration of the 40th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

Japan Economic Policy Association (ed.), *The Making of the Science of*

THE ANNUAL  
OF  
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

昭和六十年十二月六日郵政省告示 第二十六条第一項第五号該当刊行物にあたる学術刊行物 第九六二号郵便法

1992 No. 40

CONTENTS

Introduction ..... *The Program Committee*  
ARTICLES

- GLOBAL ENVIRONMENTAL PROBLEMS  
AND ECONOMIC POLICY  
Global Environmental Problems and Economic Policy ..... *Katsuya Fukuoka*  
Global Environmental Problems and Sustainable Development ..... *Kazuhiro Ueda*  
Global Environmental Problematic and Necessity on New Orientation  
for Internationally Concerted Environment Policy ..... *Hikaru Kobayashi*  
Comment: Expectations to New Environmental Economic Policy ..... *Yasoi Yasuda*  
Comment ..... *Isao Kamisato*  
Comment ..... *Yukimasa Nagayasu*  
Summary ..... *Takashi Gunshima, Hisao Onoe*

REPORTS

- The Financial Requisite to Promote the Earth Reviving Plan ..... *Akira Moriki*  
On Prevention of Global Warming ..... *Hidenori Niizawa*  
The Problem of Global Warming and the Economic Growth ..... *Isao Kamisato*  
New Developments in the North-South Relationships toward  
a Regime for Global Environmental Governance ..... *Mikoto Usui*  
A New Pigouvian Economic Policy Based  
on the Law of Materials-Balance ..... *Hirotada Kohno, Yoshiro Higano*  
The Optimal Envirornmental Control Problem on the Environmental  
Capacity Investment ..... *Sadahisa Iwaya*  
Economic Development in Southern Part of the Republic of China — from  
the Viewpoint of Environmental Preservation ..... *Jun-ichiro Shimbo*  
Rethinking the Ethical Market ..... *Mitsuo Sasaki*  
Keynes and Friedman from the Point of View of Monetary Theory ..... *Masaki Hachino*  
Interest Rate Smoothing and Bank Profitability ..... *Yoshisato Matsuzaki*  
Inflation in the Soviet Investment ..... *Kunio Sakai*  
The Regulation of the Sales below Costs: Antitrust Law and  
Competition Policy ..... *Toshiaki Ogawa*  
Recent Changes in Character of Large Scaled Retail Stores Law  
..... *Kiyohiro Kokarimai*

EDITED AND PUBLISHED BY  
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION  
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION  
WASEDA UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)